

暮らしの道しるべ

～相談窓口のしおり～
(第18版)

社会福祉法人 広島市社会福祉協議会

はじめに

市民の抱える福祉課題は複雑かつ多様化しています。

本人や家族だけでは解決することが困難となり、近隣関係の希薄化も進み、誰にも相談できず、一人で悩み、孤立している人も少なくないと思われます。

また、一つの相談機関だけでは解決が難しいことも多いことでしょう。

このようにお困りごとを抱えた市民の皆様を、問題解決のために適切な相談機関につなぐことができることを願い、広島市社会福祉協議会では、市内に数多く開設されているさまざまな相談機関を紹介した本書「暮らしの道しるべ～相談窓口のしおり～」を、昭和58年度以降改訂を重ね、発行してきております。

今回は、第18版となります。新たに開設された相談機関及びさまざまな支援団体の情報も掲載しておりますので、どうぞご覧ください。(広島市社会福祉協議会ホームページ上でもご覧になれます。)

なお、本書は市民の皆様から寄せられた浄財(広島市まごころ銀行預託金)を財源として発行しております。発行に際して、ご寄附いただきました市民の皆様、及び掲載にご協力いただきました関係機関の皆様へ、厚くお礼申し上げます。

令和3(2021)年3月

社会福祉法人
広島市社会福祉協議会

ご利用になる際に

- 1 相談内容の分類は、次表のとおり全国社会福祉協議会の分類基準によりまとめましたが、より分かりやすくするために、相談事項ごとに例示を設け、さらに、例示に基づいて、それに関係する相談機関のページを整理しましたので、紹介先が一見してわかるようになっております。
- 2 例示は、あくまでも相談内容のごく一部をとりあげたもので、実際の相談に際しては、相談機関の相談業務内容を参考に紹介先を選択してください。
- 3 個々の相談機関の内容は、令和2年11月現在で取りまとめを行っておりますので、今後内容が変更される場合もあります。
相談機関の紹介や利用の場合は、あらかじめ電話で内容などをご確認のうえ、相談者に情報提供してください。
- 4 広島市社会福祉協議会のホームページでも同様の内容を掲載しておりますので、併せてご活用ください。

ホームページアドレス <http://shakyo-hiroshima.jp/>

1 生計の問題

- ①各種の借入、ローンなどの返済について
(融資の相談は除く)

市役所 市民相談センター	…P.1
広島市消費生活センター	…P.13
広島簡易裁判所 受付案内センター	…P.97
広島弁護士会 紙屋町法律相談センター	…P.99
広島司法書士会総合相談センター	…P.100
公益財団法人 日本クレジットカウンセリング協会 広島相談室	…P.9
広島みらい法律事務所「過払い多重債務110番」	…P.7
日本司法支援センター広島地方事務所(法テラス広島)	…P.6
中国財務局 多重債務相談窓口	…P.12

- ②サラ金やクレジットなどの返済について
・貸金業の利用に関する苦情・相談
・貸付自粛の相談

市役所 市民相談センター	…P.1
広島市消費生活センター	…P.13
広島簡易裁判所 受付案内センター	…P.97
広島弁護士会 紙屋町法律相談センター	…P.99
広島つくしの会(クレジット・サラ金被害者の会)	…P.11
公益財団法人 日本クレジットカウンセリング協会 広島相談室	…P.9
日本貸金業協会 広島県支部	…P.5

- ③生活保護について

区役所 厚生部 生活課	…P.66
-------------	-------

- ④低所得世帯で緊急に生活上の資金が必要となった場合について

区役所 厚生部 生活課	…P.66
区役所 厚生部 福祉課	…P.66
区役所 厚生部 地域支えあい課	…P.66
区社会福祉協議会	…P.172

- ⑤ギャンブル依存の問題
・ギャンブル依存関連自助グループ

広島市精神保健福祉センター	…P.81
GA広島	…P.17
ギャマン	…P.18

- ⑥暴力団などの介入や暴力絡みの債権取り立てに関する相談について

広島市暴力被害相談センター	…P.93
---------------	-------

- ⑦経済的な面で生活にお困りの方

広島市くらしサポートセンター	…P.56
----------------	-------

2 年金の問題

- ①国民年金について
②厚生年金、国民年金について

区役所 市民部 保険年金課	…P.19
年金事務所	…P.20
街角の年金相談センター広島	…P.22
外国人相談窓口	…P.165

3 職業・生業の問題

- ①仕事と家庭の両立について
②福祉の仕事に就きたい方について

マザーズハローワーク広島	…P.34
広島県社会福祉人材育成センター	…P.43
あっとホーム無料職業紹介所	…P.42

③就職あるいは技能習得について	マザーズハローワーク広島 …………… P.34
・ 求職相談援助	公共職業安定所（ハローワーク）…………… P.28
	ひろしましごと館 …………… P.35
	ひろしましごと館（広島県） …………… P.36
	広島新卒応援ハローワーク …………… P.32
	広島わかものハローワーク …………… P.33
	ハローワーク広島・広島東（学卒部門） …… P.31
	広島地域若者サポートステーション「若者交流館」 …… P.37
	ひろしま北部若者サポートステーション …… P.38
	広島障害者就業・生活支援センター …………… P.46
	広島障害者職業能力開発校 …………… P.45
	広島市ニア応援センター-無料職業紹介所（広島市社会福祉協議会） …… P.39
④賃金、労働問題などについて	労働基準監督署 …………… P.47
	広島県労働相談コーナーひろしま …………… P.49
	外国人相談窓口 …………… P.165
	広島司法書士会総合相談センター …………… P.100
⑤経営上の相談等	広島市中小企業支援センター …………… P.50

4 住宅の問題

①借地、借家、賃料などについて	市役所 市民相談センター …………… P.1
	広島簡易裁判所 受付案内センター …… P.97
	広島弁護士会 紙屋町法律相談センター …… P.99
	広島法務局 人権相談所 …………… P.94
	広島司法書士会総合相談センター …………… P.100
②市営住宅の入居について	区役所 建設部 建築課 …………… P.52
③融資相談、返済相談について	住宅金融支援機構中国支店 …………… P.53
④不動産の取引について	広島県宅地建物取引業協会 …………… P.54

5 家族の問題

- | | |
|----------------------------------|-----------------------------|
| ①虐待について | 広島市児童相談所 …………… P.112 |
| | 区役所 厚生部 福祉課 …………… P.66 |
| ②児童の里親委託について | 広島市児童相談所 …………… P.112 |
| | 区役所 厚生部 福祉課 …………… P.66 |
| ③親子関係、夫婦関係、嫁姑関係及び男女問題などのトラブルについて | 広島県西部こども家庭センター …………… P.65 |
| | エソール広島相談事業 …………… P.60 |
| | 広島ファミリー相談室 …………… P.62 |
| | 男性相談員による男性のための電話相談 …… P.146 |
| | 広島家庭裁判所 …………… P.95 |
| | 広島弁護士会 紙屋町法律相談センター …… P.99 |
| | 広島司法書士会総合相談センター …………… P.100 |
| | 広島法務局 人権相談所 …………… P.94 |
| ④配偶者やパートナーからの暴力に関する相談・問題について | 広島市配偶者暴力相談支援センター …… P.64 |
| | 広島県西部こども家庭センター …………… P.65 |
| | 広島法務局 人権相談所 …………… P.94 |
| ⑤若年性認知症について | 広島県若年性認知症サポートルーム …… P.151 |

6 結婚の問題

- | | |
|------------------|--------------------------------------|
| ①障害者の結婚相手の紹介について | 広島市身体障害者結婚相談所 …………… P.128 |
| ②国際結婚について | 特定非営利活動(NPO)法人 ビザサポートセンター広島 …… P.169 |
| ③結婚問題について | 広島司法書士会総合相談センター …………… P.100 |
| | 外国人相談窓口 …………… P.165 |

7 離婚の問題

- | | |
|---------------------------------|--------------------------------------|
| ①離婚、慰謝料、養育費、財産分与、離婚後の面会交流などについて | エソール広島相談事業 …………… P.60 |
| | 広島ファミリー相談室 …………… P.62 |
| | 広島家庭裁判所 …………… P.95 |
| | 広島弁護士会 紙屋町法律相談センター …… P.99 |
| | 広島法務局 人権相談所 …………… P.94 |
| | 広島司法書士会総合相談センター …………… P.100 |
| ②国際離婚について | 特定非営利活動(NPO)法人 ビザサポートセンター広島 …… P.169 |

8 健康・衛生の問題

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| ①健康管理について | 区役所 厚生部 地域支えあい課 …… P.66 |
| ②感染症を防ぐための予防知識などについて | 区役所 厚生部 地域支えあい課 …… P.66 |
| ③麻薬、覚醒剤などについて | 広島県立総合精神保健福祉センター …… P.79 |
| ・薬物依存関連自助グループ | 一般社団法人 広島ダルク …… P.77 |
| | NA広島グループ …… P.77 |
| | ナラノン …… P.77 |
| ・依存症専門のリハビリセンター | 社会福祉法人 光の園 広島マック …… P.78 |
| ④難病や慢性病 | 広島難病ピアサポート相談 …… P.75 |

9 医療の問題

- | | |
|-------------------------------------|-------------------------|
| ①感染症、生活習慣病、母体保護などについて | 区役所 厚生部 福祉課 …… P.66 |
| ②国民健康保険の加入や支給について | 区役所 市民部 保険年金課 …… P.19 |
| | 外国人相談窓口 …… P.165 |
| ③女性の医療について | レディースステレホンサービス …… P.145 |
| | にんしんSOS広島 …… P.123 |
| ④難病や慢性病について | 広島難病ピアサポート相談 …… P.75 |
| ⑤難病患者等へ療養生活、福祉・健康相談並びに各種医療情報の提供について | 難病対策センター …… P.74 |
| ⑥患者・家族等からの医療に関する相談等について | 広島市医療安全支援センター …… P.76 |

10 精神保健福祉の問題

- | | |
|--------------------------------|-----------------------------------|
| ①精神疾患の相談、精神障害者保健福祉手帳、心の悩み等について | 区役所 厚生部 福祉課 …… P.66 |
| | 広島県立総合精神保健福祉センター …… P.79 |
| | 広島市精神保健福祉センター …… P.81 |
| | こころの電話 …… P.83 |
| | 小さな一歩ネットワークひろしま「こころのともしび」 …… P.86 |
| ②アルコール依存の問題 | 広島県立総合精神保健福祉センター …… P.79 |
| | 広島市精神保健福祉センター …… P.81 |
| ・アルコール依存関連自助グループ | 特定非営利活動法人 広島断酒ふたば会 …… P.84 |
| | AA中四国セントラルオフィス …… P.84 |
| | NPO法人広島鯉城断酒会 …… P.84 |
| | アラノン メイブル広島グループ …… P.84 |
| ③薬物依存の問題 | 広島県立総合精神保健福祉センター …… P.79 |
| | 広島市精神保健福祉センター …… P.81 |
| | 広島ダルク …… P.77 |
| | NA広島グループ …… P.77 |
| | ナラノン …… P.77 |
| ④依存症専門リハビリセンター | 社会福祉法人 光の園 広島マック …… P.78 |

11 人権・法律の問題

- | | |
|-----------------------|-------------------------------------|
| ①人権や法律について | 市役所 市民相談センター ……P.1 |
| | 区役所 市民部 区政調整課 ……P.2 |
| | 広島弁護士会 紙屋町法律相談センター ……P.99 |
| | 広島法務局 人権相談所 ……P.94 |
| ②法律について | 行政困りごとなんでも相談所 ……P.158 |
| | 広島司法書士会総合相談センター ……P.100 |
| | 広島みらい法律事務所「過払い・多重債務110番」 ……P.7 |
| | リーガル・サービス・センター ……P.8 |
| ③障害者の人権・権利擁護について | 障害者人権110番 ……P.137 |
| | 広島県障害者権利擁護センター ……P.138 |
| | 広島市障害者虐待通報ダイヤル ……P.136 |
| | 広島障害者就業・生活支援センター ……P.46 |
| ④悪質商法被害相談について | 悪質商法相談電話 ……P.15 |
| | 広島みらい法律事務所「過払い・多重債務110番」 ……P.7 |
| ⑤高齢者の虐待、権利擁護について | 区役所 厚生部 地域支えあい課 ……P.66 |
| | 広島市地域包括支援センター ……P.147 |
| ⑥暴力被害に関する相談について | 広島市暴力被害相談センター ……P.93 |
| ⑦性被害について | 性被害ワンストップセンターひろしま ……P.89 |
| ⑧法的トラブルの対応について | 日本司法支援センター広島地方事務所(法テラス広島) ……P.6 |
| | 広島みらい法律事務所「過払い・多重債務110番」 ……P.7 |
| ⑨出入国管理及び難民認定法、国籍法について | 特定非営利活動(NPO)法人 ビザサポートセンター広島 ……P.169 |

12 財産の問題

- | | |
|---------------------------|--------------------------------|
| ①遺産分割、贈与遺言などに伴うトラブルについて | 市役所 市民相談センター ……P.1 |
| | 広島家庭裁判所 ……P.95 |
| | 広島弁護士会 紙屋町法律相談センター ……P.99 |
| ②土地の売買及び利用関係、境界線、金銭貸借について | 市役所 市民相談センター ……P.1 |
| | 広島簡易裁判所 受付案内センター ……P.97 |
| | 広島弁護士会 紙屋町法律相談センター ……P.99 |
| | 広島司法書士会総合相談センター ……P.100 |
| | 広島みらい法律事務所「過払い・多重債務110番」 ……P.7 |
| ③土地売買や贈与に伴う税金の問題について | 国税の税務相談 ……P.23 |

④高齢者・障害者の財産管理について	あんしん(広島弁護士会 高齢者等財産管理センター) …P.156 NPO法人 財産管理サポートセンター …P.155
⑤成年後見制度について	広島家庭裁判所 ……………P.95 広島弁護士会 紙屋町法律相談センター ……P.99 ばあとなあひろしま(広島県社会福祉士会) …P.109 リーガルサポートひろしま(広島司法書士会) …P.107 一般社団法人 社労士成年後見センター広島 …P.106 中国税理士会成年後見支援センター ……P.105 コスモス成年後見サポートセンター広島県支部(コスモひろしま) …P.108 広島公証人合同役場 ……………P.164
⑥任意後見・遺言に関する公正証書の作成について	
⑦暴力団などの介入や暴力絡みの不動産の売買に関する相談について	広島市暴力被害相談センター ……………P.93 広島みらい法律事務所「過払い多重債務110番」 …P.7

13 事故の問題

①災害、傷害、不慮の事故等損害賠償について	市役所 市民相談センター ……………P.1 広島簡易裁判所 受付案内センター ……P.97 広島弁護士会 紙屋町法律相談センター …P.99 広島みらい法律事務所「過払い多重債務110番」 …P.7
②交通事故による損害賠償などについて	市役所 市民相談センター ……………P.1 区役所 市民部 区政調整課 ……………P.2 広島簡易裁判所 受付案内センター ……P.97 公益財団法人 日弁連 交通事故相談センター …P.103 広島県生活センター ……………P.14 広島みらい法律事務所「過払い多重債務110番」 …P.7 広島司法書士会総合相談センター ……P.100 独立行政法人自動車事故対策機構 ……P.101
③交通遺児及び、重度の後遺障害が残った場合の資金の貸付け及び重度後遺障害者に対する介護料の支給について	
④暴力団絡みの交通事故の示談の相談について	広島市暴力被害相談センター ……………P.93 広島みらい法律事務所「過払い多重債務110番」 …P.7
⑤交通事故の加害者、被害者からの自賠責保険や自動車保険請求に関する相談などについて	一般社団法人 日本損害保険協会 そんぼADRセンター中国 …P.104 広島みらい法律事務所「過払い多重債務110番」 …P.7

14 児童福祉・母子保健の問題

- | | |
|---|---|
| ①児童福祉施設への入所(一時的な入所も含む)、
保育園の入園、里親制度、手当などについて | 区役所 厚生部 福祉課 …………… P.66
広島市児童相談所 …………… P.112 |
| ②児童の成長や発達について | 区役所 厚生部 福祉課 …………… P.66
区役所 厚生部 福祉課 …………… P.66
広島市児童相談所 …………… P.112
広島市こども療育センター …………… P.68
広島市北部こども療育センター …………… P.72
広島市西部こども療育センター …………… P.70
広島市青少年総合相談センター …………… P.113 |
| ③いじめについて | 区役所 厚生部 福祉課 …………… P.66
広島市児童相談所 …………… P.112
広島市青少年総合相談センター …………… P.113
広島法務局 人権相談所 …………… P.94 |
| ④婚姻、出産、育児について | 区役所 厚生部 福祉課 …………… P.66 |
| ⑤家庭教育、しつけなどについて | 広島市児童相談所 …………… P.112 |
| ⑥子どもと家族の悩みや心配ごとについて | 広島修道院 子どもなんでも相談ステーション …… P.111
ひろしまチャイルドライン …………… P.120
子育てはっとライン広島 …………… P.110 |
| ⑦児童養護施設退所児への支援について | 児童アフターケア ひかり …………… P.116 |
| ⑧家庭環境に恵まれない子どもたちの支援について | 特定非営利活動法人 食べて語ろう会 …… P.59
特定非営利活動法人 ビビオ子どもセンター …… P.59 |

15 教育・青少年の問題

- | | |
|--------------------------------------|--|
| ①不登校、引きこもり、子育て、子どもへの関わり方などについて | 区役所 厚生部 福祉課 …………… P.66
広島市児童相談所 …………… P.112
広島市青少年総合相談センター …………… P.113
広島ひきこもり相談支援センター …………… P.118
少年サポートセンターひろしま …………… P.115 |
| ・引きこもり・不登校・発達障害に関する相談 | KHJ広島「もみじ会」 …………… P.119
楽らくゼミナール …………… P.119
ヤングテレホン広島 …………… P.121 |
| ②進学、就労、友人関係、学習などの問題について | 広島市児童相談所 …………… P.112
広島市青少年総合相談センター …………… P.113
公益財団法人 広島市中央勤労青少年ホーム(ユースピア中央) …… P.124
公益財団法人 広島市安佐勤労青少年ホーム(ユースピア安佐) …… P.125
公益財団法人 広島市佐伯勤労青少年ホーム(ユースピア佐伯) …… P.126
思春期ホットライン …………… P.122
ヤングテレホン広島 …………… P.121 |
| ③暴走族加入防止、離脱相談について | 少年サポートセンターひろしま …………… P.115
ヤングテレホン広島 …………… P.121 |
| ④児童養護施設、ファミリーホーム等からの退所を控えた子どもの相談について | 児童アフターケア ひかり …………… P.116 |

16 心身・知的障害者(児)福祉の問題

- | | |
|---|--|
| ①心身・知的障害者(児)への手帳の交付、介助、介護の相談、生活用具、手当、医療などについて | 区役所 厚生部 福祉課 …………… P.66 |
| ②身体障害者の更生医療、補装具、職業、施設等に関する専門的な相談、判定などについて | 広島市身体障害者更生相談所 …………… P.127 |
| ③心身・知的障害者(児)に対する自立更生のための総合的なことについて | 区役所 厚生部 福祉課 …………… P.66
広島市児童相談所 …………… P.112
広島市知的障害者更生相談所 …………… P.129
広島障害者就業・生活支援センター …………… P.46
障害児等療育支援事業実施施設 …………… P.135
広島障害者就業・生活支援センター …………… P.46
広島市障害者相談支援事業所・広島市障害者基幹相談支援センター … P.139 |
| ④心身障害児(者)の地域生活支援について | 広島市発達障害者支援センター …………… P.134
広島市こども療育センター …………… P.68
広島市北部こども療育センター …………… P.72
広島市西部こども療育センター …………… P.70 |
| ⑤心身障害児の診断、治療、訓練的行為について | 広島市青少年総合相談センター …………… P.113 |
| ⑥障害のある子どもの教育相談について | 公共職業安定所(ハローワーク) …………… P.28 |
| ⑦心身障害者の就労、適性などについて | 広島障害者就業・生活支援センター …………… P.46 |
| ⑧障害者の福祉サービス利用援助と日常的な金銭管理等について | 福祉サービス利用援助センター(広島市社会福祉協議会) … P.171 |
| ⑨障害者の財産管理について | あんしん(広島弁護士会 高齢者等財産管理センター) … P.156
NPO法人 財産管理サポートセンター … P.155 |
| ⑩成年後見制度について | 広島家庭裁判所 …………… P.95
広島弁護士会 紙屋町法律相談センター … P.99
ばあとなあひろしま(広島県社会福祉士会) … P.109
リーガルサポートひろしま(広島司法書士会) … P.107
一般社団法人 社労士成年後見センター広島 … P.106
中国税理士会成年後見支援センター …… P.105
コスモス成年後見サポートセンター広島県支部(コスモスひろしま) … P.108 |
| ⑪車いすの借り受けについて | 広島市社会福祉協議会 …………… P.170
区社会福祉協議会 …………… P.172 |
| ⑫心身障害者(児)の社会参加や仲間づくり・お困りごとなどについて | 中途失聴者・難聴者相談 …………… P.132
ろうあ者専門相談室 …………… P.133
公益社団法人 広島市視覚障害者福祉協会 … P.130
広島市重症心身障害児者相談支援センター「ほっといけあひろしま」 … P.141
広島市視覚障害者情報センター …………… P.131
特定非営利活動法人 高次脳機能障害サポートネットひろしま … P.142
広島市社会福祉協議会 …………… P.170
区社会福祉協議会 …………… P.172
区社会福祉協議会 …………… P.172 |
| ⑬心身障害者世帯及び低所得世帯における更生、住宅、修学、医療など資金の借り受けについて | 区社会福祉協議会 …………… P.172 |
| ⑭障害者の各種福祉サービスの相談について | 広島市障害者相談支援事業所・広島市障害者基幹相談支援センター … P.139 |
| ⑮人権、権利擁護について | 障害者人権110番 …………… P.137 |

17 母子・父子福祉の問題

- | | | |
|-------------------------------------|------------------|-------------|
| ① 母子(寡婦)、父子家庭における介護、保育、日常生活の問題について | 区役所 厚生部 福祉課 | …………… P.66 |
| ② 母子世帯向け市営住宅、母子生活支援施設への入所などについて | 区役所 厚生部 福祉課 | …………… P.66 |
| ③ 母子(寡婦)世帯で生活の安定を図るため、資金の借り受けなどについて | 区役所 厚生部 福祉課 | …………… P.66 |
| ④ ひとり親家庭の生活の安定を図るために支給する手当について | 区役所 厚生部 福祉課 | …………… P.66 |
| ⑤ 母子(寡婦)、父子家庭における就労の問題について | 公共職業安定所(ハローワーク) | …………… P.28 |
| | 母子家庭等就業・自立支援センター | …………… P.44 |
| ⑥ 母子(寡婦)、父子家庭の仲間づくりや交流などについて | 広島市社会福祉協議会 | …………… P.170 |
| | 区社会福祉協議会 | …………… P.172 |

18 高齢者福祉の問題

- | | | |
|---------------------------------------|----------------------------------|-------------|
| ① ひとりぐらし高齢者に対するあんしん電話の設置について | 区役所 厚生部 地域支えあい課 | …………… P.66 |
| ② 高齢者に対する介護の方法、介護保険などのサービス利用などについて | 区役所 厚生部 地域支えあい課 | …………… P.66 |
| ③ 介護の問題、手当、医療、施設などについて | 区役所 厚生部 地域支えあい課 | …………… P.66 |
| | 広島市地域包括支援センター | …………… P.147 |
| | 公益社団法人 広島市老人福祉施設連盟 | …………… P.153 |
| ④ 認知症・介護について | 公益社団法人 認知症の人と家族の会 広島県支部 | …………… P.154 |
| | 広島市認知症疾患医療センター | …………… P.150 |
| | 広島県地域包括ケア推進センター 認知症電話相談 | …………… P.152 |
| ⑤ 車いすの借り受けについて | 広島市社会福祉協議会 | …………… P.170 |
| | 区社会福祉協議会 | …………… P.172 |
| ⑥ 福祉用具の展示や選定、住宅改修相談について | 広島市地域包括支援センター | …………… P.147 |
| ⑦ 高齢者の就労について | 公共職業安定所(ハローワーク) | …………… P.28 |
| | 広島市シニア応援センター-無料職業紹介所(広島市社会福祉協議会) | …………… P.39 |
| ⑧ 高齢者に臨時的かつ短期的な仕事・またはその他の軽易な仕事の紹介について | 公益社団法人 広島市シルバー人材センター | …………… P.40 |
| ⑨ 中高年齢者の生活について | シニア電話相談室 | …………… P.157 |
| | 広島市地域包括支援センター | …………… P.147 |
| | 福祉サービス利用援助センター(広島市社会福祉協議会) | …………… P.171 |
| ⑩ 高齢者の福祉サービス利用援助と日常的な金銭管理について | あんしん(広島弁護士会 高齢者等財産管理センター) | …………… P.156 |
| | NPO 法人 財産管理サポートセンター | …………… P.155 |
| | 広島家庭裁判所 | …………… P.95 |
| | 広島弁護士会 紙屋町法律相談センター | …………… P.99 |
| | ばあとなあひろしま(広島県社会福祉士会) | …………… P.109 |
| | リーガルサポートひろしま(広島司法書士会) | …………… P.107 |
| | 一般社団法人 社労士成年後見センター広島 | …………… P.106 |
| | 中国税理士会成年後見支援センター | …………… P.105 |
| | コスモス成年後見サポートセンター-広島県支部(コスモスひろしま) | …………… P.108 |
| ⑪ ひとりぐらし高齢者等の仲間づくりや交流などについて | 広島市社会福祉協議会 | …………… P.170 |
| | 区社会福祉協議会 | …………… P.172 |
| ⑫ 高齢者の就労、社会参加、生涯学習 | 広島市シニア応援センター-無料職業紹介所(広島市社会福祉協議会) | …………… P.39 |

19 苦情の問題

- ①近隣関係への苦情について
- ②行政施策への意見・要望等について
- ③国の行政に関する苦情について
- ④消費生活の苦情について
- ⑤介護保険に係るサービス利用者からの苦情・相談について
- ⑥福祉サービスに係る利用者からの苦情・相談について

市役所 市民相談センター	……………P.1
広島法務局 人権相談所	……………P.94
市役所 市民相談センター	……………P.1
区役所 市民部 区政調整課	……………P.2
広島県生活センター	……………P.14
行政困りごとなんでも相談所	……………P.158
総務省 行政相談センター きくみ広島	…P.159
広島市消費生活センター	……………P.13
広島県生活センター	……………P.14
広島県国民健康保険団体連合会	……………P.161
広島県福祉サービス運営適正化委員会	…P.162

20 その他

- ①商品及びサービスの契約などの消費生活全般について
- ②被爆者の援護相談について
- ③介護保険について
- ④障害者自立支援法について
- ⑤犯罪や事故等の被害者の抱える問題や悩みなどについて
- ⑥日常生活上の心配ごとについて
- ⑦犯罪被害、暴力団関係、交通事故等の警察業務に関連した相談について
- ⑧暴力団などの介入や暴力絡みの工事の施工、商品の販売に関する相談について
- ⑨損害保険全般に関する相談について
- ⑩女性のための相談について
- ⑪情報公開・個人情報保護について
- ⑫ホームレス支援
- ⑬若年性認知症について

広島市消費生活センター	……………P.13
中国経済産業局 消費者相談室	……………P.16
区役所 厚生部 地域支えあい課	……………P.66
市役所 原爆被害対策部援護課	……………P.87
原爆被害者相談員の会被害者相談センター	…P.88
区役所 厚生部 地域支えあい課	……………P.66
広島市地域包括支援センター	……………P.147
区役所 厚生部 福祉課	……………P.66
広島市障害者相談支援事業所・広島市障害者基幹相談支援センター	…P.139
公益社団法人 広島被害者支援センター	…P.91
広島市犯罪被害者等総合相談窓口	……………P.92
性被害ワンストップセンターひろしま	……………P.89
広島いのちの電話	……………P.85
区社会福祉協議会(心配ごと相談所)	……………P.173
外国人相談窓口	……………P.165
広島市外国人市民の生活相談コーナー	…P.167
広島県警察本部	……………P.90
広島市暴力被害相談センター	……………P.93
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター中国	…P.104
女性相談員による女性のためのなんでも相談	…P.144
中国四国管区行政評価局	
情報公開・個人情報保護総合案内所	……………P.163
公益社団法人 広島県社会福祉士会ホームレス支援委員会	…P.57
野宿労働者の人権を守る広島夜回りの会	…P.58
NPO法人 反貧困ネットワーク広島	……………P.58
広島県若年性認知症サポートルーム	……………P.151

市役所 市民相談センター

【所在地】

〒730-8586 中区国泰寺町一丁目6-34 市役所本庁舎1階

電話 082-504-2120（直通） FAX 082-504-2121

【相談日時・相談内容】

相談名	相談員	日時	相談内容
市政相談	市職員	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	市政に対する意見・要望などについて
民事相談	民事相談員	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	親族、相続関係その他日常生活上の法律関係の困りごとなどについて (刑事事件は除く)
交通事故相談	交通事故相談員	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	賠償額の算定、自賠責保険請求の仕方などについて
法律相談	弁護士	水・金・土曜日 (土曜日は、消費生活センター(ア クア広島センター街8階)です。) 午後1時～午後4時30分	法律上の諸問題について (刑事事件は除く)

【相談料】

無 料

【相談方法】

事前に電話で予約が必要なものもありますので、3～4ページの「市民相談の日程」を参照してください。

区役所 市民部 区政調整課

【所在地】

区役所市民部 区政調整課	郵便番号	所 在 地	電 話
中 区	730-8587	中区国泰寺町一丁目4-21	082-504-2543 (直通)
東 区	732-8510	東区東蟹屋町9-38	082-568-7703 (直通)
南 区	734-8522	南区皆実町一丁目5-44	082-250-8933 (直通)
西 区	733-8530	西区福島町二丁目2-1	082-532-0925 (直通)
安佐南区	731-0193	安佐南区古市一丁目33-14	082-831-4925 (直通)
安佐北区	731-0292	安佐北区可部四丁目13-13	082-819-3903 (直通)
安芸区	736-8501	安芸区船越南三丁目4-36	082-821-4903 (直通)
佐伯区	731-5195	佐伯区海老園二丁目5-28	082-943-9706 (直通)

【相談日時】

日時は一律でないので、3～4ページの「市民相談の日程」を参照してください。

【相談業務内容】

- (1)市政相談 (2)交通事故相談 (3)暴力被害相談 (中区役所を除く)
 - (4)人権相談 (5)行政相談 (6)司法書士法律相談
 - (7)表示登記・境界相談 (8)行政書士法律手続相談
 - (9)年金・労働相談 (中区役所のみ)
 - (10)税務相談 (佐伯区役所のみ) を受けています。
- 詳しくは、3～4ページの「市民相談の日程」を参照してください。

【相談料】

無 料

【申込方法】

市政相談以外は予約制です。相談日当日午前8時30分から電話で先着順に受け付けます。

交通事故相談・暴力被害相談・表示登記・境界相談につきましては、相談日当日の午前10時まで随時、電話で先着順に受け付けます。

市 民 相 談

(市外局番：082)

相談場所 (TEL FAX)		市役所本庁舎		各 区 役 所				
		市民相談センター		中区	東区	南区	西区	安佐南区
		TEL504-2120	TEL504-2543	TEL568-7703	TEL250-8933	TEL532-0925	TEL831-4925	
		FAX504-2121	FAX541-3835	FAX262-6986	FAX252-7179	FAX232-9783	FAX877-2299	
市政相談(市職員)		月～金曜日	月～金曜日	月～金曜日	月～金曜日	月～金曜日	月～金曜日	月～金曜日
一般相談	民事相談 (民事相談員)	月～金曜日						
	交通事故相談 (交通事故相談員)	月～金曜日	毎月 第1火曜日	毎月 第2火曜日	毎月 第4火曜日	毎月 第3火曜日	毎月 第1金曜日	
	暴力被害相談 (生活安全専門員)	月～金曜日 ※		毎月 第1火曜日	毎月 第3火曜日	毎月 第4火曜日	毎月 第3木曜日	
特別相談	人権相談 (人権擁護委員)		毎月 第2水曜日	毎月 第3水曜日	毎月 第1水曜日	毎月 第3水曜日	毎月 第2水曜日	
	行政相談 (行政相談委員)		毎月 第2金曜日	毎月 第1金曜日	毎月 第4金曜日	毎月 第3金曜日	毎月 第1水曜日	
	司法書士法律相談 (司法書士)		毎月 第1木曜日	毎月 第3木曜日	毎月 第2木曜日	毎月 第4木曜日	毎月 第3水曜日	
	表示登記・境界相談 (土地家屋調査士)		毎月 第1月曜日	毎月 第2月曜日	毎月 第3月曜日	毎月 第4月曜日	毎月 第2金曜日	
	行政書士法律手続相談 (行政書士)		毎月 第1水曜日	毎月 第2木曜日	毎月 第4木曜日	毎月 第2火曜日	毎月 第4水曜日	
	年金・労働相談 (社会保険労務士)		毎月 第3火曜日					
	税務相談 (税理士)							
	法律相談 (弁護士)	下記4を ご覧ください						

1 市政相談

電話、来室、電子メール、ファクス、郵便などで随時お受けします。

市政への ご意見・ご要望	市の業務など市政 に対するご意見や ご要望など	電子メール：kocho@city.hiroshima.lg.jp FAX：504-2121 郵便：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6-34 広島市市民相談センター 宛
-----------------	-------------------------------	--

※ 広島市ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) からアクセスできます。

2 一般相談…広島市民に限ります。

民事相談の相談時間は、開庁日の8時30分から17時までです。ご来室の場合は、15時頃までにお越しください。なお、電話での相談も可能です。

各区役所での交通事故相談・暴力被害相談は予約制です。下表のとおり各区役所区政調整課へお申込みください。

区 分	定員	予約方法	相談時間(持ち時間)	相談のない日
各区役所の 交通事故相談	6人	随時、ただし相談 日当日の10時ま で、電話で先着順	13:00～16:00 (1人30分間)	土・日・祝日、休日、8月6日 8月13日～8月16日
各区役所の 暴力被害相談	4人		13:00～15:00 (1人30分間)	12月28日～1月4日

※ 聴覚障害などで電話での予約申込みが難しい方は、事前に市民相談センターへファクス(504-2121)などでご相談ください。

の 日 程

相談は無料です。(令和2年11月現在)

区 政 調 整 課			相 談 内 容
安佐北区	安芸区	佐伯区	
TEL819-3903	TEL821-4903	TEL943-9706	
FAX815-3906	FAX822-8069	FAX923-5098	
月～金曜日	月～金曜日	月～金曜日	市政に対する意見・要望など
			親族・相続関係その他日常生活上の法律関係の困りごとなど(刑事事件は除く)
毎月第3金曜日	毎月第4金曜日	毎月第2金曜日	賠償額の算定、自賠責保険請求の仕方など
毎月第2木曜日	毎月第1木曜日	毎月第4木曜日	暴力団の介入をはじめとする暴力が絡む問題など ※暴力被害相談センター：市役所本庁舎12階 電話 504-2710 FAX 504-2712
毎月第4木曜日	毎月第2水曜日	毎月第2水曜日	いじめや嫌がらせ、プライバシー侵害、名誉が損などの人権の侵害など ※広島法務局(0570-003-110)でも人権相談を受け付けています。
毎月第3水曜日	毎月第2水曜日	毎月第4水曜日	国の機関、特殊法人などに関する意見・要望など
毎月第2水曜日	毎月第4水曜日	毎月第1水曜日	登記、不動産、会社、相続、成年後見、債務整理(破産など)、裁判、その他身近な法律相談
毎月第4金曜日	毎月第1金曜日	毎月第3金曜日	土地の境界に関すること。土地建物の調査測量、土地の分筆・建物の新築等の登記手続など
毎月第1木曜日	毎月第3火曜日	毎月第2火曜日	遺言書、遺産分割協議書、任意後見契約、各種契約書、内容証明、外国人の在留、自賠責保険請求や建設業許可・営業許可など各種許認可の法律手続など
			公的年金、労働社会保険、労働安全衛生、職場におけるセクハラ・男女差別など
		毎月第2水曜日	相続税・贈与税などの税金に関する諸問題 ※中国税理士税金相談センター(0120-927-370)でも税務相談を受け付けています。
			法律上の諸問題(刑事事件は除く)

3 特別相談…広島市民に限ります。

予約制です。下表のとおり各区役所区政調整課へお申込みください。(予約に空きがある場合、電話での相談も可能です。)

区 分	定員	予約方法	相談時間(持ち時間)	相談のない日
表示登記・境界相談	6人	随時、ただし相談日当日の10時まで、電話で先着順	13:00～16:00 (1人30分間)	土・日・祝日、休日、8月6日
それ以外の相談	6人	相談の当日の8時30分から電話で先着順	13:00～16:00 (1人30分間)	8月13日～8月16日 12月28日～1月4日

※ 聴覚障害などで電話での予約申込みが難しい方は、事前に市民相談センターへファクス(504-2121)などでご相談ください。

4 法律相談(弁護士)…広島市民に限ります。

身近な法律問題(刑事事件は除く)でお困りの方は、まず、市民相談センターへ電話されるか、ご来室ください。

左記2一般相談の民事相談員が相談を受けた後に予約を受け付けます。

5 その他の相談

一日総合相談	国、県、市等が一堂に会し、意見、要望などを受ける。	10月の行政相談週間行事の一環として、市役所本庁舎講堂で開催
よろず相談	広島自由業団体連絡協議会との共催で、法律、税金、登記、測量、許認可申請手続などの相談を受ける。	年1回(11月頃)、市役所本庁舎講堂で開催

※ 具体的な開催日時は、広報紙「市民と市政」などで広報します。

日本貸金業協会 広島県支部

【所在地】

〒730-0021 中区胡町4-28 胡町ビルディング7階
電話 0570-051-051

【相談日時】

月～金曜日（土・日・祝休日・12月29日～1月4日を除く）
・電話での受付 午前9時～午後5時
・来訪による受付 午前9時30分～午後5時30分

【相談業務内容】

- ① 貸金業の利用に関する相談・苦情
- ② 浪費やギャンブル依存症により借り癖のある方の貸付自粛の相談

【相談料】

無 料

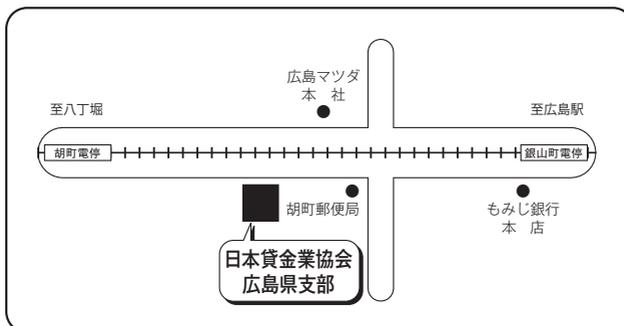
【相談方法】

電話又は来所してください。

貸付自粛の手続きは、本人が運転免許証等の本人確認書類を持参する方法と、申告書類を郵送する方法、ホームページの専用入力フォームからWebにより申告する方法があります。

【ホームページ】

日本貸金業協会 <https://www.j-fsa.or.jp>



日本司法支援センター広島地方事務所（法テラス広島）

【所在地】

〒730-0013 中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1階

電話 0570-078352（ナビダイヤル）

電話 050-3383-5485（IP電話）

ホームページアドレス <https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/hiroshima>

【業務日時】

月～金曜日 午前9時～午後5時（土・日・祝日、年末年始を除く）
（情報提供については、午後4時まで）

【業務内容】

(1) 情報提供業務

法的トラブルの解決に役立つ情報や、国、地方公共団体、各種相談機関、弁護士・司法書士等の各種士業団体の相談窓口の情報を無料で提供します。

(2) 民事法律扶助業務

経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、事前の予約により、無料で法律相談を行い、また、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行います。援助にあたっては収入などの要件があります。他に認知機能が十分でなく、周囲に支援者がいない方に対し、特定援助機関からの申し込みにより、弁護士等による出張相談を行っています（但し、収入の多い方は相談料負担あり）。

(3) 犯罪被害者支援業務

犯罪の被害にあわれた方やそのご家族に対し、刑事手続等法制度の紹介や、犯罪被害者支援団体等に関する情報提供をします。また、犯罪被害者等の支援に経験や理解のある弁護士を紹介します。

他に、特定侵害行為（DV、ストーカー、児童虐待）を現に受けている疑いがある方に、被害防止に関して必要な法律相談を実施する業務を行っています（但し、収入の多い方は相談料負担あり）。

(4) 国選弁護士等関連業務

刑事訴訟手続において、被疑者・被告人が貧困などの理由で私選弁護人を選任することができない場合に裁判所（国）が選任する弁護人が国選弁護人です。法テラスでは裁判所の求めに応じ、弁護士の中から国選弁護人候補を指名し、裁判所に対して通知する業務を行っています。

【相談方法】

電話または直接来所してください（法律相談は予約制）。

【その他】

情報提供業務 法テラスサポートダイヤル 電話 0570-078374

受付時間 月～金曜日午前9時～午後9時 土曜日午前9時～午後5時

犯罪被害者支援ダイヤル 電話 0570-079714

受付時間 月～金曜日午前9時～午後9時 土曜日午前9時～午後5時

広島みらい法律事務所「過払い・多重債務 110 番」

【所在地】

〒 730-0013 中区八丁堀 2 - 31 鴻池ビル 9 階
弁護士法人 広島みらい法律事務所
電話 082-511-7772

【相談日時】

月～金曜日（祝休日・年末年始を除く）
原則 午前 9 時～午後 6 時

【相談受付時間】

月～金曜日（祝休日・年末年始を除く） 午前 9 時～午後 6 時
※ まず、あらかじめお電話でご予約の上、ご相談にお越しく
ださい。

【相談業務内容】

弁護士による法律相談

- ・多重債務（任意整理、破産、民事再生、過払金取り戻しなど）
- ・一般民事（労働問題、交通事故、医療事故、土地建物のトラブルなど）
- ・刑事事件、少年事件
など、幅広く取り扱っています。

【相談料】

原則として 30 分につき 5000 円（消費税別途）
ただし、多重債務問題、交通事故にかかる相談については、初回
のみ無料

※ ただし、法テラスや弁護士保険等の制度をご利用いただける
方は、当該制度を利用した相談をお願いしています。

リーガル・サービス・センター

【所在地】

〒730-0053 中区東千田町1-1-89

広島大学東千田キャンパス内東千田総合校舎1階

広島大学大学院人間社会科学研究科附属リーガル・サービス・センター

電話 082-542-7035

ホームページアドレス <https://www.hiroshima-u.ac.jp/lawschool/lsc>

【相談業務内容】

- 民事事件についての無料法律相談を、毎週1回木曜日に行っています。
- 一般民事事件
 - (例)・マンション購入のトラブルについて相談したい
 - ・子供の親権や養育費について教えてほしい
 - ・お給料を支払ってもらえない…こんな時どうすればよいか? など

【相談日時】

毎月第1、3木曜日 午後1時～午後4時

毎月第2、4木曜日 午後4時30分～午後7時30分

※祝日を除く

【相談員】

弁護士（広島弁護士会所属）

【相談時間】

お一人につき、30分まで。

【相談料】

無 料

【相談方法】

前日までに電話でお申込みください。

《電話番号》082-542-7035 《受付時間》午前10時～午後4時30分（月～金）

※土日祝、大学の一斉休暇はお休みです。（相談日はホームページをご確認ください）

※定員（1相談日6名）に達した時点で締め切ります。

【必ずお読みください】

※法科大学院における臨床法学教育のため、相談を希望される方の同意をいただいた上で、学生の法律相談への同席（学生には守秘義務を課しております。）及び相談事例を匿名化した上で、法科大学院の授業のための教材にすることがあります。

公益財団法人 日本クレジットカウンセリング協会 広島相談室

【所在地】（運営主体・電話相談窓口）

〒541-0054 大阪市中央区南本町4-2-21 イヨビルディング6階

電話 0570-031640（多重債務ほっとライン）

ホームページアドレス <http://www.jcco.or.jp/>

【相談日時】

●電話相談

月～金曜日（12月28日～1月4日と祝日等を除く）

午前10時～午後0時40分 午後2時～午後4時40分

●面談相談（カウンセリング）（電話予約制）

・第2、第3、第4火曜日・木曜日の午後1時～午後4時

・電話相談（多重債務ほっとライン）を通じてカウンセリング日時の予約が必要です。

・予約した日時に、下記の相談室会場で弁護士及びアドバイザーが解決方法について相談・助言をします。

※相談室会場

広島YMCA 国際文化センター 2号館 4階小会議室

〒730-8523 広島県広島市中区八丁堀7-11

【相談業務内容】

多重債務者の生活再建と法的救済を図るカウンセリング事業

●多重債務者の生活、債務、弁済方法等に関する相談及び助言

●多重債務者の弁済計画の策定及び同計画の債権者への提示

●多重債務者の弁済計画の履行に関する助言

●多重債務者に対する破産・民事再生等の司法手続きに関する助言

●多重債務に陥る可能性のある者に対する相談及び助言

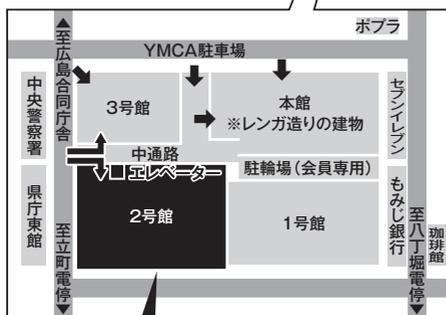
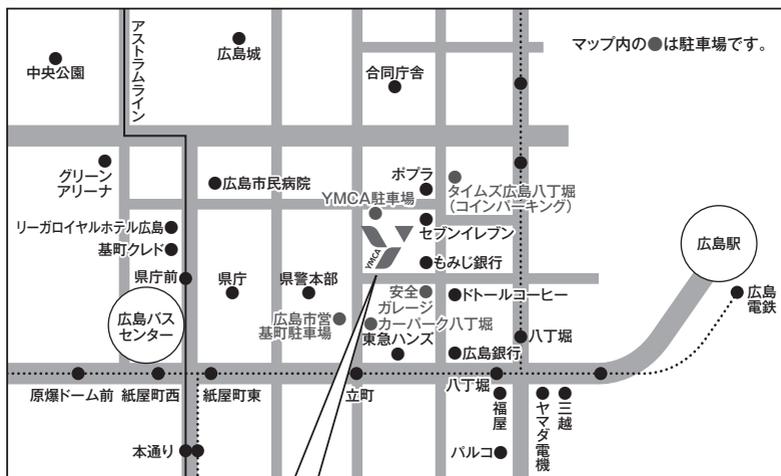
【相談方法】

多重債務ほっとラインへ電話してください。

【相談料】

電話相談・カウンセリングとも無料

【広島相談室会場案内図】



敷地図内の
➡は建物への入口です。

広島相談室

場所: 広島YMCA国際文化センター
2号館 4階小会議室

広島つくしの会（クレジット・サラ金被害者の会）

【所在地】

〒730-0051 中区大手町5-16-18（パルビル4階）

電話 082-247-5251 電話相談「クレ・サラ110番」082-247-5251

【相談日時】

月～金曜日 午後1時～午後5時

電話相談「クレ・サラ110番」 午後1時～午後5時

【相談業務内容】

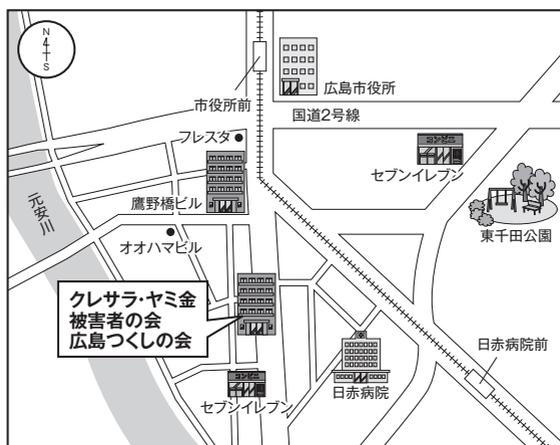
現在、社会問題となっているクレジットやサラ金を利用したばかりに困っている利用者やその家族に対して、クレジットやサラ金と縁を切り、健全で平和な家庭生活をとりもどすためのアドバイスを行います。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話で予約来所してください。なお、来所の際には、クレジットの契約書やサラ金業者からの借用書、領収書等を持参してください。



中国財務局 多重債務相談窓口

【所在地】

〒 730-8520 広島市中区上八丁堀 6 - 30
広島合同庁舎 4 号館 12 階
中国財務局 金融監督第三課
電話 082-221-9206 FAX 082-223-0479
ホームページアドレス [http://chugoku.mof.go.jp/
kinyusyouden/kin3/kashikin/soudanmadoguchi.htm](http://chugoku.mof.go.jp/kinyusyouden/kin3/kashikin/soudanmadoguchi.htm)

【相談日時】

月～金曜日（祝日、12月29日～1月3日を除く）
午前9時～午後0時、午後1時～午後5時

【相談業務内容】

借金でお悩みの方からお話を伺い、考えられる債務の解決方法などをアドバイスします。必要に応じて、弁護士・司法書士などの専門家へ引き継ぎます。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話・FAX または面談でお受けします。
※面談をご希望の場合は、当日でもお受けしますが、予め日時や相談内容等をご連絡いただきますと、よりスムーズなご案内ができます。

広島市消費生活センター

【所在地】

〒730-0011 中区基町6-27

アクア広島センター街8階

電話 082-225-3300

ホームページアドレス <https://www.city.hiroshima.lg.jp>
(広島市ホームページ)

【相談日時】

午前10時～午後7時

休館日 火曜日、12月29日～1月3日

【相談業務内容】

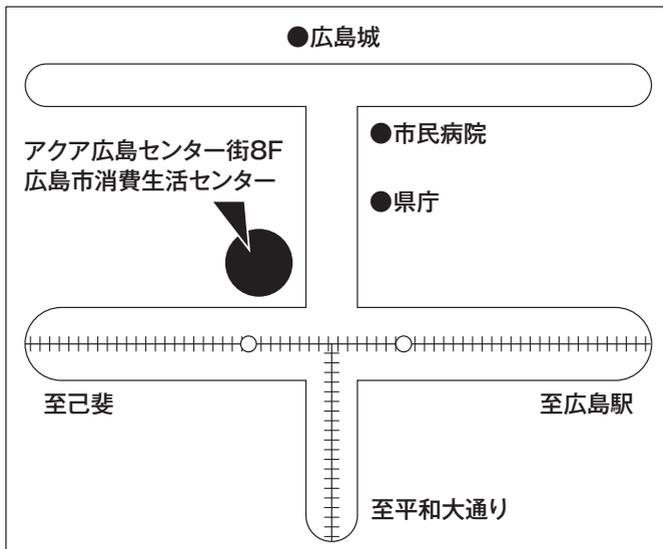
- (1) 消費生活に関する苦情・相談などをお聴きし、解決のためのお手伝いをします。
- (2) 多重債務でお困りの方もご相談ください。
- (3) 消費生活上の一般知識のお問い合わせにもお答えします。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話・文書又は来所してください。



広島県生活センター

【所在地】

〒730-8511 中区基町10-52 県農林庁舎1階

電話 県民相談電話 082-223-8811

消費生活相談電話 082-223-6111 FAX 082-223-6121

ホームページアドレス <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/41/>

【相談日時】

月～金曜日（祝日・年末年始を除く。）

午前9時～午後5時

※弁護士相談 火・金曜日午後1時～午後2時30分

（事前に、相談員への相談が必要）

【相談業務内容】

○県民相談（県行政に係る相談及び民事・家事相談、交通事故相談）

○消費生活相談（商品・サービス契約等についての相談）

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話、又は直接来所してください。なお、関係する資料等があれば持参してください。

※ご来所の場合は、午後4時頃までにお越しください。

※メールでの相談も受け付けています。ご相談は県ホームページから。

広島県 消費者トラブルメール相談

検索

【生活情報サロン】

月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日・年末年始は除く。）

図書・資料コーナーなど。パネルやビデオの貸出も行っています。



悪質商法相談電話

【所在地】

〒730-0825 中区光南二丁目26番3号
広島県警察本部 生活環境課
電話 082-221-4194（専用）

【相談日時】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

【相談業務内容】

悪質商法被害相談

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話してください。

中国経済産業局 消費者相談室

【所在地】

〒730-8531 中区上八丁堀 6 - 30 広島合同庁舎 3号館 1階

電話 082-224-5673 FAX 082-224-5644

ホームページアドレス

http://www.chugoku.meti.go.jp/consumer/shoukei/right_new.htm

【相談日時】

月～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）午前9時～午後0時、午後1時～4時

【相談業務内容】

経済産業省所管の商品及びサービス等、消費生活に関する消費者からのご相談を受け付けています。

例 商品やサービスの契約、取引、販売方法に関すること

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話、FAX、郵便、メール（メールはホームページに掲載している「消費者相談受付フォーム」に入力の上送信。）により相談を受け付けています。

すべて電話にて回答しますので、上記相談日時に連絡の取れる電話番号を記載してください。

なお、電話でのご相談が困難な場合は、個別にご相談に応じますので、消費者相談をお申し込みの際にお申し出ください。

【その他】

1. 消費者と事業者との間の個別トラブルにつきましては、お話しを伺った上で、論点の整理などアドバイスや助言をさせていただきます。あっせん・仲介をご希望の場合は、対応可能な、お近くの窓口等をご案内いたします。
2. ご相談の内容については、相談者等の個人情報の保護に十分に配慮した上で、消費者安全法に基づく消費者事故等として消費者庁に通知することがあります。予めご了承ください。

G A 広島（ギャンブラーズ・アノニマス）

【連絡先】

携帯電話 080-5610-1008（非通知でもどうぞ）

E-mail gahiroshima@live.jp

【活動日時・場所】

木曜日 午後7時～（祝日でも開催） 中区地域福祉センター

日曜日 午後2時～ 中区地域福祉センター

※第3日曜日のみ竹屋公民館にて午後2時～

※会場変更になる場合があります。事前にネット・スマホで「G A 広島」で検索頂き、G A 広島のブログをご覧ください。

【対 象】

ギャンブルでお悩みの方

ギャンブル依存症本人または、家族

【活動内容】

ギャンブル依存症者が集まって、お互いの経験を話す「分かち合いミーティング」を通じて、回復を目指すボランティアグループです。本人だけでなく家族の方だけでも、匿名・無料・予約なしで自由に参加できます。

ギヤマノン

ギヤマノンとは、ギャンブルの問題によって影響を受けた親族や友人、男女の集まりです。世界規模の活動で、日本国内では150以上のグループにより定期的にミーティングが開催されています。ミーティングでは経験と希望を分かち合います。

広島県内では3グループ、4ヶ所で活動しています。会場変更や、お休みの場合があります。ホームページお知らせ欄をご確認ください。

ホームページアドレス <http://www.gam-anon.jp>

名 称	ギヤマノン広島グループ
問 合 せ	ギヤマノン日本サービスオフィス E-mail info@gam-anon.jp 03-6659-4879（月曜日と木曜日、午前10時～午後0時まで）
活動日時 ・場 所	第3、5日曜日 午後2時～午後3時30分 （第5日曜がある月のみ、月2回の開催） 広島市竹屋公民館 広島県広島市中区宝町3-15

名 称	ギヤマノン東広島グループ 安芸津会場
問 合 せ	初めて参加される方をご連絡ください。 gamanon.higasihirosima@gmail.com 090-8060-1423（イブ）
活動日時 ・場 所	第2、4日曜日 午後2時～午後3時30分 安芸津キリスト教会 広島県東広島市安芸津町三津 2523-2

名 称	ギヤマノン東広島グループ 西条会場
問 合 せ	gamanon.higasihirosima@gmail.com
活動日時 ・場 所	第1日曜日、第3土曜日 午後1時30分～午後3時 東広島市総合福祉センター 広島県東広島市西条町土与丸 1108

名 称	ギヤマノン呉グループ
問 合 せ	gamanon.kure@gmail.com
活動日時 ・場 所	木曜日 午前10時15分～午前11時45分 呉市生涯学習センター つばき会館 広島県呉市中央6丁目2-9

区役所 市民部 保険年金課

【所在地】

区役所 市民部 保険年金課	郵便番号	所在地	電話
中区役所 保険年金課	730-8587	中区国泰寺町一丁目4-21	082-504-2555(保険担当) 082-504-2556(年金担当)
東区役所 保険年金課	732-8510	東区東蟹屋町9-38	082-568-7711(保険担当) 082-568-7712(年金担当)
南区役所 保険年金課	734-8522	南区皆実町一丁目5-44	082-250-8941(保険担当) 082-250-8944(年金担当)
西区役所 保険年金課	733-8530	西区福島町二丁目2-1	082-532-0933(保険担当) 082-532-0935(年金担当)
安佐南区役所 保険年金課	731-0193	安佐南区古市一丁目33-14	082-831-4929(保険担当) 082-831-4931(年金担当)
安佐北区役所 保険年金課	731-0292	安佐北区可部四丁目13-13	082-819-3909(保険担当) 082-819-3910(年金担当)
安芸区役所 保険年金課	736-8501	安芸区船越南三丁目4-36	082-821-4910(保険・年金担当)
佐伯区役所 保険年金課	731-5195	佐伯区海老園二丁目5-28	082-943-9712(保険担当) 082-943-9713(年金担当)

【相談日時】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

【相談業務内容】

- (1) 国民健康保険について
- (2) 国民年金について
- (3) 戦傷病者及び戦没者の遺族の援護に関する給付金等の請求の受付について

【相談料】

無料

【相談方法】

電話又は直接来所してください。

年金事務所

【所在地】

年金事務所	郵便番号	所在地	電話	管轄地域
広島東年金事務所	730-8515	中区基町1-27(合同庁舎前)	082-228-3131	中区 安佐南区 安佐北区
広島南年金事務所	734-0007	南区皆実町一丁目4-35	082-253-7710	東区 南区 安芸区
広島西年金事務所	733-0833	西区商工センター2-6-1 NTTコムウェア広島ビル1階	082-535-1505	西区 佐伯区

【受付日時】

- 月曜日 午前8時30分～午後7時まで受付しています。
ただし、午後5時15分～午後7時までは年金相談のみの受付となります。
- 火～金曜日 午前8時30分～午後5時15分まで受付しています。
- 第2土曜日 午前9時30分～午後4時まで受付しています。
ただし、年金相談のみの受付となります。

【相談業務内容】

厚生年金保険、国民年金の適用・給付・保険料と健康保険の適用についての相談を受けています。(平成29年2月以降、厚生年金保険の適用・保険料及び健康保険の適用についての相談業務は広島東年金事務所に集約しています。)

ただし、健康保険の給付および任意継続については、全国健康保険協会広島支部が行っています。

年金事務所では、相談希望日1ヶ月前から予約制による年金相談を実施していますのでご利用ください。

【相談料】

無 料

【相談方法】

年金手帳をお持ちの上、直接来所してください。なお、本人以外の方が年金相談される場合は、委任状が必要です。

【広島市内年金事務所のご案内】

広島東年金事務所		
	所在地	〒730-8515 広島県広島市中区基町1-27
	電話	082-228-3131 (番号のかけ間違いにご注意ください)
	FAX	082-221-3042 (番号のかけ間違いにご注意ください)
	アクセス	「広島バスセンター」停留所下車徒歩8分 郊外線バス「合同庁舎前停留所」下車 徒歩 1分
	駐車場	有 (11台)
広島南年金事務所		
	所在地	〒734-0007 広島県広島市南区皆実町1-4-35
	電話	082-253-7710 (番号のかけ間違いにご注意ください)
	FAX	082-505-5122 (番号のかけ間違いにご注意ください)
	アクセス	市内電車 (5番 比治山下經由 広島港行) 「南区役所前電停」下車 徒歩 4分 「南区役所前停留所」下車 徒歩 2分
	駐車場	有 (19台)
広島西年金事務所		
	所在地	〒733-0833 広島県広島市西区商工センター2-6-1 NTTコムウェア広島ビル1階
	電話	082-535-1505 (番号のかけ間違いにご注意ください)
	FAX	082-535-1506 (番号のかけ間違いにご注意ください)
	アクセス	JR山陽本線「新井口駅」下車 徒歩 10分 広島電鉄宮島線「商工センター入口駅」下車 徒歩10分 広島バス「サンプラザ前停留所」下車 徒歩 1分 広島バス、広島バス「アルパーク東棟1階バス ターミナル」下車 徒歩 5分
	駐車場	有 (16台)

街角の年金相談センター広島

【所在地】

〒730-0015 中区橋本町10-10 広島インテスビル1階

【相談日時】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝祭日を除く）
第2土曜日 午前9時30分～午後4時

【相談業務内容】

- (1) 厚生年金保険、国民年金の受給資格の有無や年金額の照会
- (2) 裁定請求書（年金を受けるための請求書）、諸変更届、加入期間確認請求書の受付及び用紙の配布

【相談料】

無 料

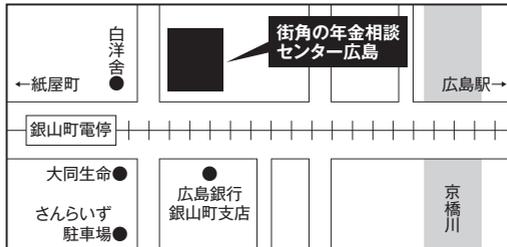
【相談方法】

直接来所もしくは電話で予約してください。

電話 082-227-1391

（通話可能時間 午前8時30分～午前9時30分）
午後4時～午後5時

- ※ お電話による“年金相談”は受け付けておりません。
- ※ ご相談に必要なもの
 - ・年金手帳
 - ・過去に被保険者期間を照会したことがあればその回答書
 - ・職歴を詳しく書いたもの
 - ・年金証書
 - ・印鑑
 - ・その他必要な書類
 - ・委任状（本人が来所できない場合は本人と代理人の確認ができるものを持参）



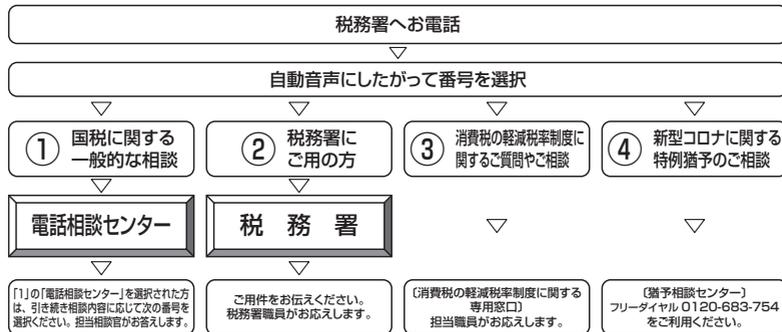
国税の税務相談

【所在地】

税 務 署	広 島 東	730-0012	中区上八丁堀 3 番 19 号	082-227-1155
	広 島 西	733-8555	西区観音新町一丁目 17 番 3 号	082-234-3110
	広 島 南	734-0003	南区宇品東六丁目 1 番 72 号	082-253-3281
	広 島 北	731-0294	安佐北区龜山二丁目 25 番 10 号	082-814-2111
	廿 日 市	738-8601	廿日市市新宮一丁目 15 番 40 号 廿日市地方合同庁舎	0829-32-1217
	海 田	736-8505	安芸郡海田町大正町 1 番 13 号	082-823-2131
吉 田	731-0501	安芸高田市吉田町吉田 3604 番地 1	0826-42-0008	

一般的な相談を希望される方は、税務署へお電話いただき、音声案内に従い「1」番を選択して、国税局「電話相談センター」をご利用ください。

○電話受付を自動音声でご案内しています。音声ガイダンスに従って案内番号を選択してください。



- ① 所得税（個人の方の年金・給与・事業・不動産・医療費控除・住宅ローン控除など）
- ② 源泉所得税・年末調整（給与などの源泉徴収・非居住者に対する課税、支払調書など）
- ③ 相続税・贈与税・譲渡所得（財産を相続した場合・個人の方が不動産や株式等を売却した場合・財産の評価など）
- ④ 法人税（法人税の申告手続・減価償却の方法など）
- ⑤ 消費税・印紙税（改正消費税を含む基本的なしくみ・課税の対象・印紙税額など）
- ⑥ 上記以外の国の税金について・税務署の開庁時間など（上記①から⑤以外の国の税金に対する一般的なご相談・相談先がご不明な場合）

※相談内容の番号は、音声案内の途中でも選択できます。

【来署による相談は、事前予約をお願いします。】

関係書類を確認する必要があるなど、相談内容により電話での回答が困難な場合には、十分な相談時間をもって対応させていただくため、事前に面接日時を所轄税務署にご予約ください。

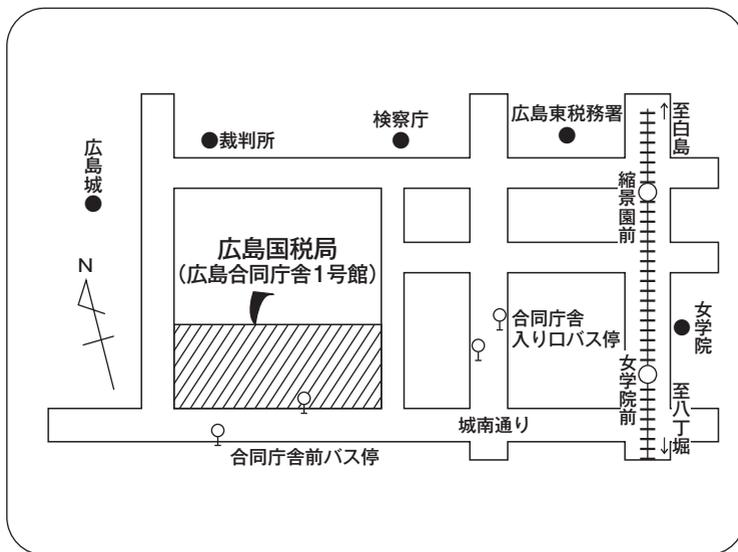
なお、ご予約の際には、お名前・ご住所・ご相談の内容等をお伺いいたします。

（注）国税の納税相談や確定申告書の作成会場にお越しの際には、事前予約の必要はありません。

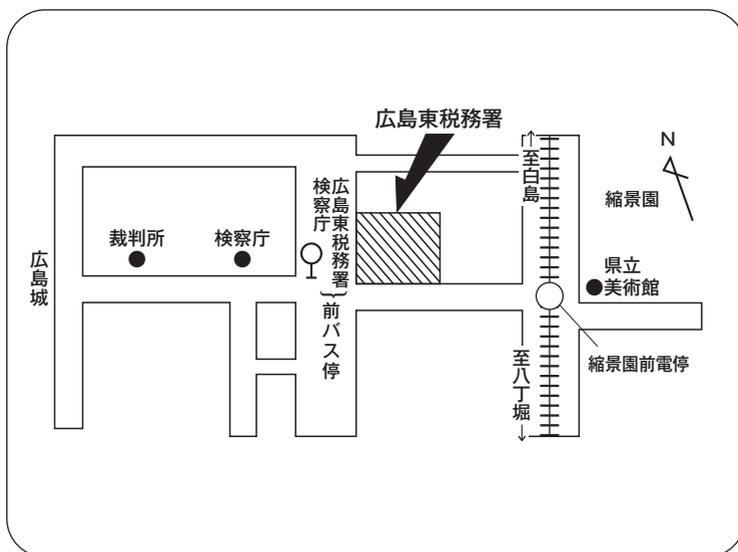
【国税局ホームページのご利用について】

国税庁ホームページには「タックスアンサー（よくある税の質問）」のほか、e-Tax や申告書の作成ができる「確定申告書等作成コーナー」などを設置していますのでご利用ください。

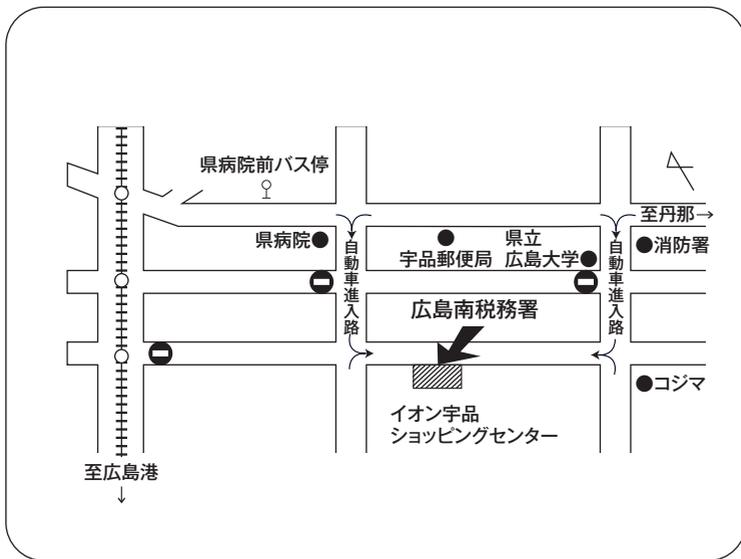
国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>



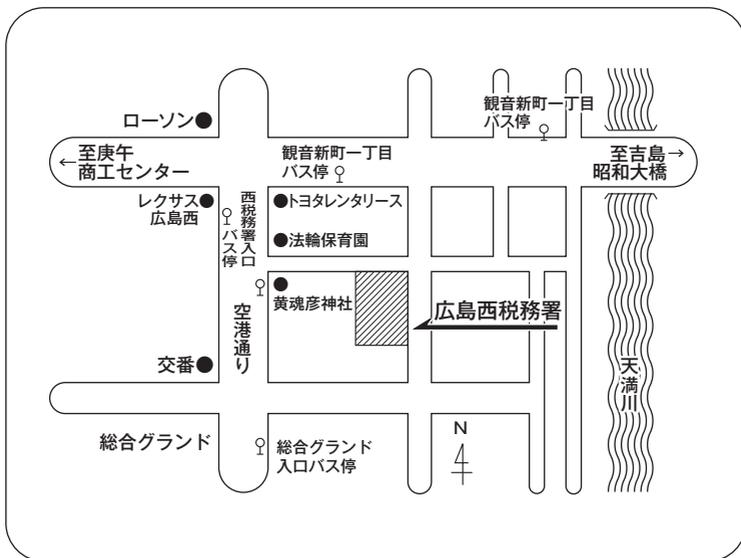
広島国税局



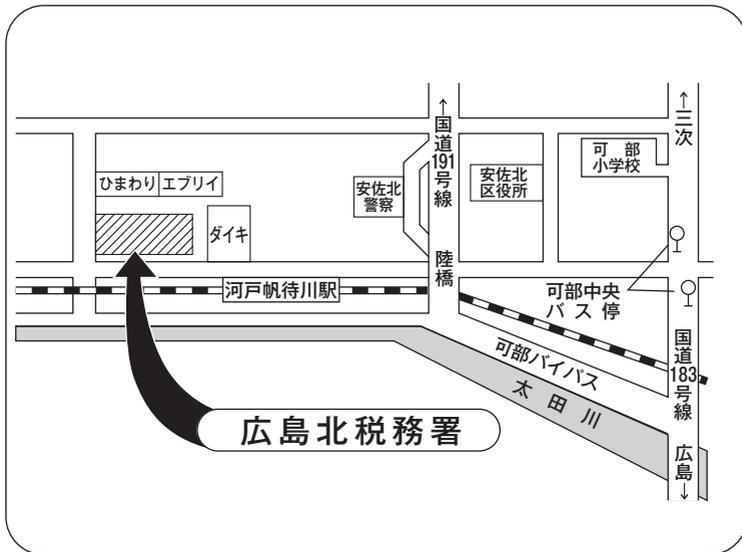
広島東税務署



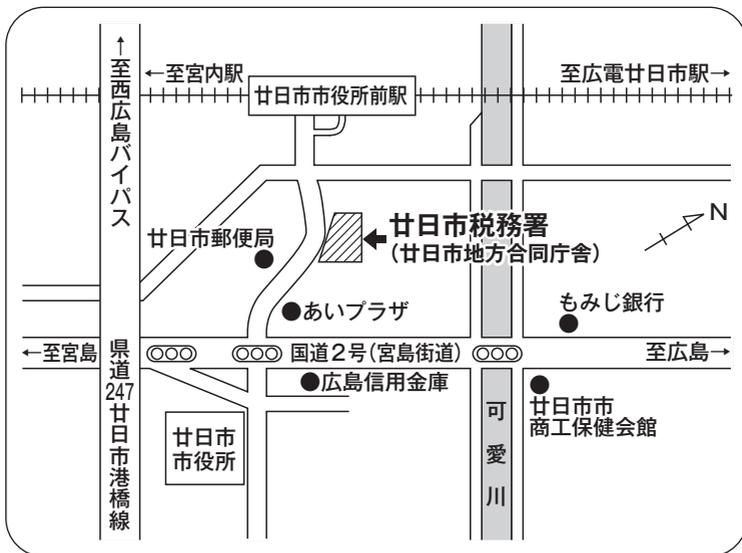
広島南税務署



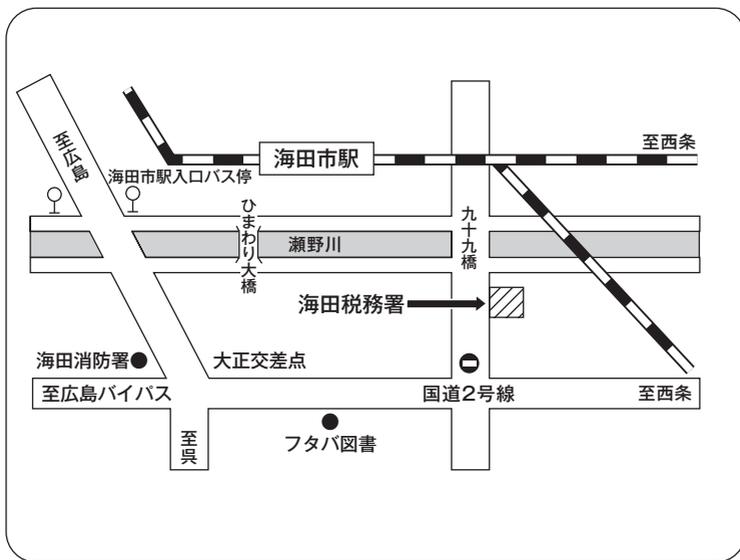
広島西税務署



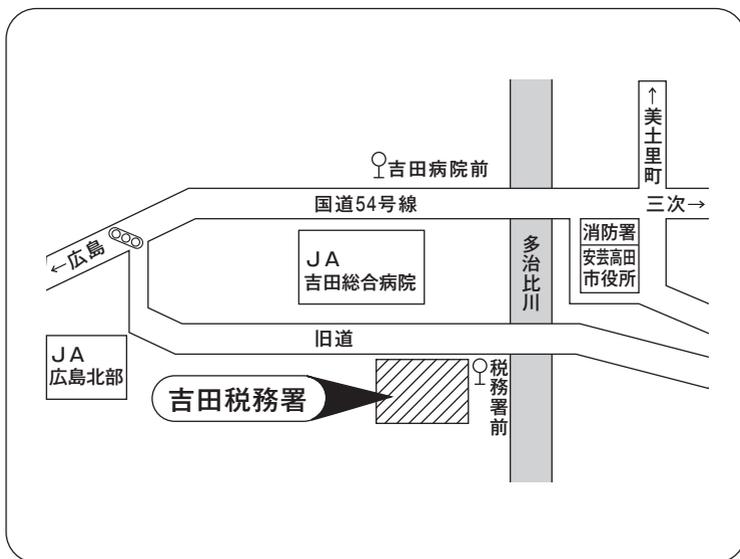
広島北税務署



廿日市税務署



海田税務署



吉田税務署

公共職業安定所（ハローワーク）

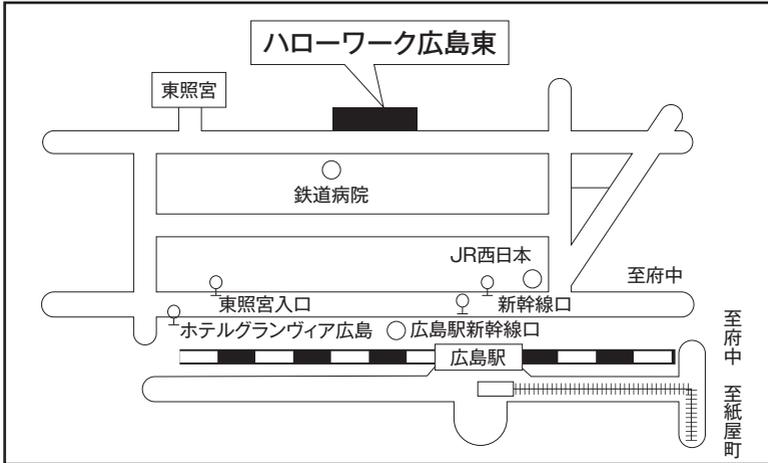
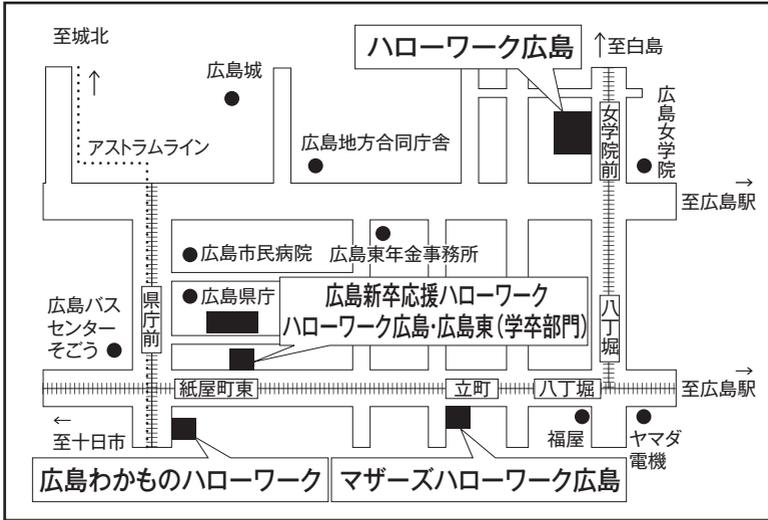
【所在地】

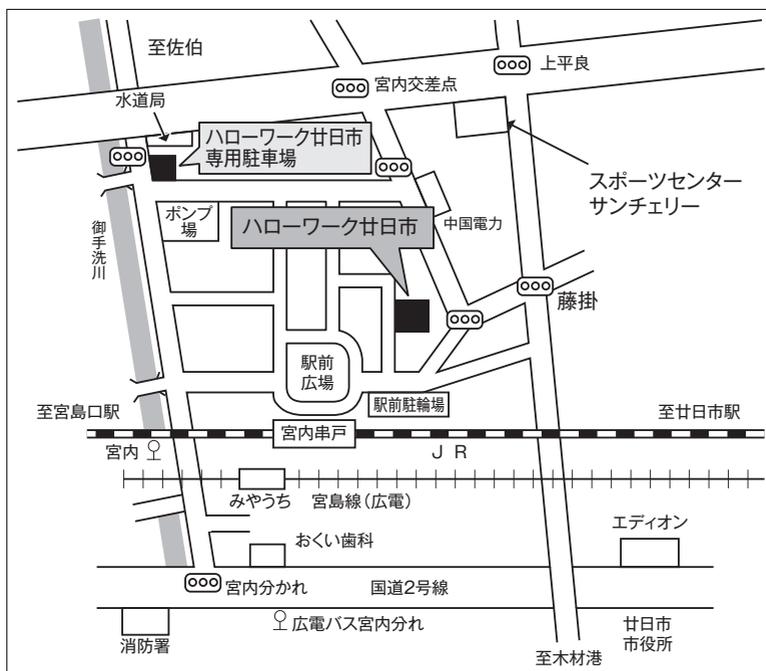
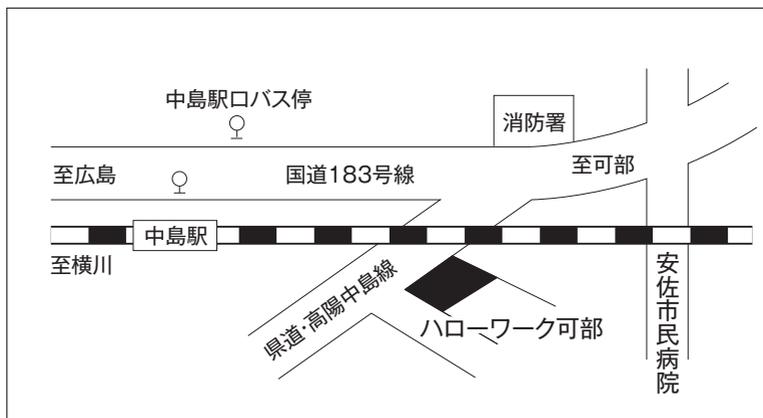
各公共職業安定所 (ハローワーク)	郵便番号	所在地	電話	管轄区域 (広島市内関係分)
広島公共職業安定所 (ハローワーク広島)	730-8513	中区上八丁堀8-2 広島清水ビル	082- 223-8609	中区、西区、安佐南区、 佐伯区(湯来町、 杉並台を除く)
広島東公共職業安定所 (ハローワーク広島東)	732-0051	東区光が丘13-7	082- 264-8609	東区、南区、安芸区
可部公共職業安定所 (ハローワーク可部)	731-0223	安佐北区 可部南三丁目3-36	082- 815-8609	安佐北区
廿日市公共職業安定所 (ハローワーク廿日市)	738-0033	廿日市市串戸4-9-32	0829- 32-8609	佐伯区のうち湯来町、 杉並台
マザーズ ハローワーク広島	730-0032	中区立町1-20 NREG広島立町ビル3F	082- 542-8609	
ハローワーク広島・ 広島東(学卒部門)	730-0011	中区基町12-8 宝ビル6F	082- 225-0380	広島市(安佐北区及び 佐伯区のうち湯来町・ 杉並台を除く)
広島新卒応援 ハローワーク			082- 224-1120	
広島わかもの ハローワーク	730-0035	中区本通6-11 明治安田生命広島本通 ビル8F	082- 236-8613	

各公共職業安定所（ハローワーク）	開庁時間
広島公共職業安定所 (ハローワーク広島)	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
広島東公共職業安定所 (ハローワーク広島東)	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
可部公共職業安定所 (ハローワーク可部)	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
廿日市公共職業安定所 (ハローワーク廿日市)	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
マザーズハローワーク広島	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
ハローワーク 広島・広島東(学卒部門)	月～金曜日 午前9時30分～午後6時
広島新卒応援ハローワーク	月～金曜日 午前9時30分～午後6時
広島わかものハローワーク	月～金曜日 午前10時30分～午後7時 第2・4土曜 午前10時～午後5時

※マザーズハローワーク広島、広島わかものハローワークの業務は、求人検索・職業相談・職業紹介のみです。雇用保険の各種手続き、求人申込等の業務は行いませんのでご注意ください。

※ハローワーク広島・広島東(学卒部門)、広島新卒応援ハローワークの業務は、新規学卒者等を対象とした求人検索・職業相談・職業紹介・求人受理等です。雇用保険の各種手続きは行いませんのでご注意ください。





JR 山陽線「宮内串戸駅」で下車徒歩 2 分

広電バス「宮内」で下車徒歩 3 分

ハローワーク広島・広島東（学卒部門）

【所在地】

〒730-0011 中区基町12番8号 宝ビル6階

電話 082-225-0380 FAX 082-225-0381

【相談日時】

月～金曜日（祝・休日及び年末年始を除く。）

午前9時30分～午後6時

【相談業務内容】

新規中学校・高等学校卒業予定者及び未就職者、定時制・通信制高等学校在校生等を対象に、職業講話、職場見学等の職業意識形成支援事業、職業相談・職業紹介及び新規学校卒業予定者の求人受理等を行っています。

【相談料】

無 料

【相談方法】

直接お越しください。

広島新卒応援ハローワーク

【所在地】

〒730-0011 中区基町12番8号 宝ビル6階
電話 082-224-1120 FAX 082-225-0381
ホームページアドレス https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/roudoukyoku/kanren_shisetsu/h-shinsotsu.html

【相談日時】

月～金曜日（祝・休日及び年末年始を除く。）
午前9時30分～午後6時

【相談業務内容】

大学院・大学・短大・高専・専修学校等の在校生及び卒業後3年以内の未就職者を対象に、職業相談・職業紹介、求人情報の提供、就活セミナー等の開催などの就職支援を行っています。

【相談料】

無 料

【相談方法】

直接お越しください。

広島わかものハローワーク

【所在地】

〒730-0035 中区本通6-11
明治安田生命広島本通りビル8F
電話 082-236-8613

【利用時間】

月～金曜日 午前10時30分～午後7時
第2・4土曜日 午前10時～午後5時
(日曜日、祝日、年末年始は閉庁)

【相談業務内容】

若年者(45歳未満の方)を対象に、正規雇用での就職支援を行う施設です。個々の求職者の希望やニーズに応じた担当制によるきめ細やかな就職支援を行っています。

※月～金曜日午後5時15分以降及び土曜日については、在職中等の理由により、月～金曜日日中にハローワークをご利用いただくことが困難である45歳以上の方についても、職業相談・職業紹介を行います。

※地図は、P29にあります。

ひろしましごと館

【所在地】

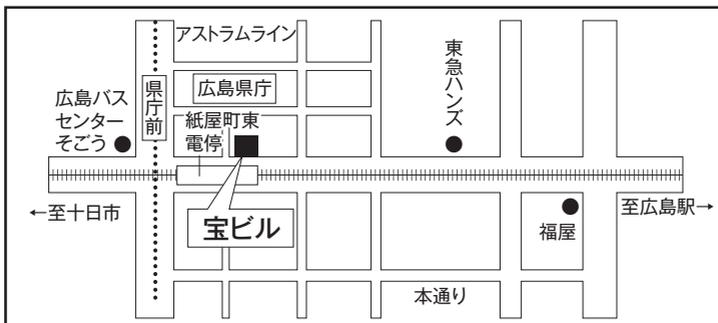
〒730-0011 中区基町12-8 宝ビル内

電話 082-224-0121 FAX 082-224-1033 (7F ひろしましごと館〔広島県〕)

ホームページアドレス <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/wn500192.html>

※相談日時、相談業務内容、相談方法の詳細は、各施設のページをご覧ください。

		施設名	対象	主な事業内容	詳細
ひろしましごと館	6F	広島労働局 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">広島新卒応援ハローワーク</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ハローワーク広島・広島東(学卒部門)</div> 月～金 午前9時30分～午後6時	新規学卒者 又は既卒 3年以内	職業相談、職業紹介、 求人検索	P 30 P 31
	7F	広島県 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">若年者就業相談コーナー</div> 月～金 午前11時15分～午後6時 土 午前12時～午後6時	～おおむね 44歳	キャリアコンサルティング、 職業適性診断、就職ガイ ダンス等の開催	P 35
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">シニア・モデル職業紹介コーナー</div> 月・水・金 午前10時～午後4時50分	おおむね 40歳～	中高年齢者のキャリアコンサル ティング・職業紹介、起業・創 業、ボランティア活動等多様な 働き方に関する相談	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">U・Iターン職業紹介コーナー</div> 月～金 午前10時～午後4時45分 土 午前12時～午後6時	全年齢	UIターン就職希望者を 対象としたキャリアコンサル ティング・職業紹介	
	広島労働局・広島県 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">広島地域若者サポートステーション</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">「若者交流館」</div> 月～金 午前10時～午後5時 土 午後1時～午後5時	15歳～ 39歳	個別相談、コミュニケーション トレーニング、職場体験等 の実施	P 36	



ひろしましごと館〔広島県〕

【所在地】

〒730-0011 中区基町12-8 宝ビル7階

電話 082-224-0121 FAX 082-224-1033

E-mail shigotokan@jobplaza.org

ホームページアドレス

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/wn500192.html>

【相談日時】

月～金曜日 午前10時～午後6時（祝日及び年末年始を除く）

土曜日 午前12時～午後6時（祝日及び年末年始を除く）

※但し、相談内容に応じて窓口の対応時間が異なります。

【相談業務内容】

- 若年者就業相談コーナー
就職活動のアドバイスが欲しい若者を対象に、キャリアコンサルティングや職業適性診断を行い、就職を支援します。
- シニア・ミドル職業紹介コーナー
キャリアを活かして働きたいシニア・ミドルを対象に、希望を聞き、キャリアコンサルティング・職業紹介を行います。起業・ボランティア活動等の相談も受け付けています。
- U・Iターン職業紹介コーナー
U・Iターン就職を希望する方を対象に、キャリアコンサルティングや職業紹介を行います。ご家族の方の相談も受け付けています。

【相談料】

無 料

【相談方法】

原則事前予約ですので、電話等で予約の上来所してください。
メールや電話での相談も受け付けています。

広島地域若者サポートステーション「若者交流館」

【所在地】

〒730-0011 中区基町12-8 宝ビル7階

電話 082-511-2029 FAX 082-228-6029

ホームページアドレス <http://www.wakamono-kouryukan.jp/>

【相談日時】

月～金曜日 午前10時～午後5時 土曜日 午後1時～午後5時
(祝・休日及び年末年始を除く。)

【相談業務内容】

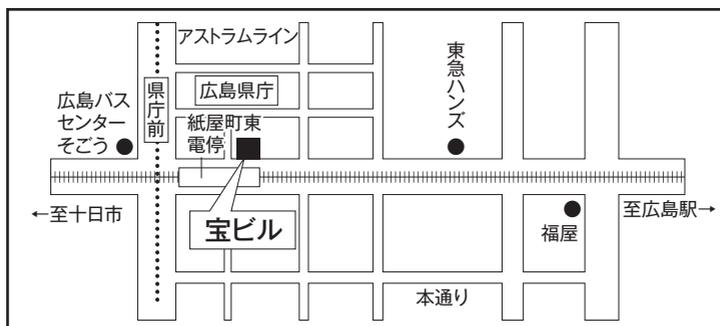
自分のやりたいことがわからない、仕事が続かないなど、就業に不安のある若者(15～39歳まで)に対して、面談や支援プログラムを通じて就労支援を行っています。廿日市・呉・東広島にも相談コーナーがあります。

【相談料】

無 料

【相談方法】

直接来所してください。(お待ちいただくことがありますので、電話での予約をおすすめしています。)



ひろしま北部若者サポートステーション

【所在地】

〒731-0223 広島市安佐北区可部南5丁目13-21

電話 082-516-6557 FAX 082-516-6553

ホームページアドレス

<https://hiroshimahokubu-sapo.roukyou.gr.jp/>

【相談日時】

月～金曜日：午前10時～午後5時

（祝日・年末年始を除く）

【相談内容】

就労に悩む15歳～49歳までの若者に対して、面談を中心に職場体験・適職診断・各種講座など、一人一人に合わせた支援を行っています。

【相談料】

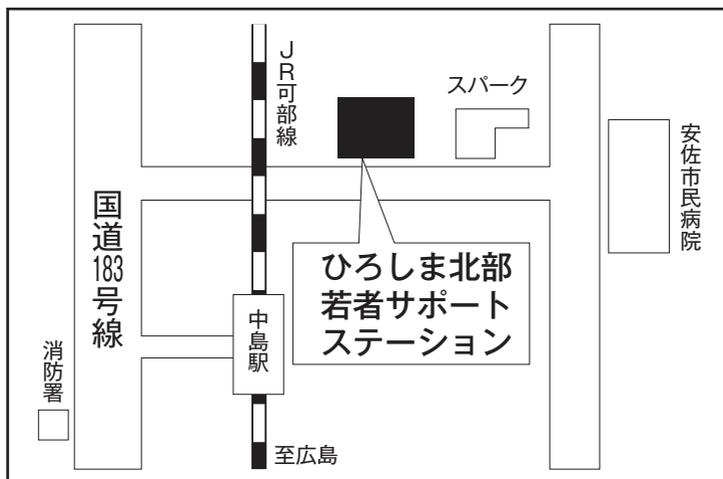
無料

【相談方法】

お電話にて予約後来所ください。

出張相談・オンライン相談も行っていますのでお問い合わせください。

【地図】



広島市シニア応援センター無料職業紹介所（広島市社会福祉協議会）

【所在地】

〒732-0822 南区松原町5-1 広島市総合福祉センター内
（BIG FRONT ひろしま 6F）
電話 082-264-6415 FAX 082-264-6439

【相談日時】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
（祝日、8月6日、12月29日～翌年1月3日を除く）

【相談業務内容】

- ・就労相談、職業紹介、求人への受付
- ・ボランティア活動や生涯学習などの社会参加・社会貢献に関する相談

【対象者】

求人者：広島県内を就労場所とする事業者
求職者：広島市内に住所又は居所を有する60歳以上の者

【実施主体】

広島市社会福祉協議会（170ページ参照）

【相談料】

無 料

【相談方法】

直接来所してください。

公益社団法人 広島市シルバー人材センター

【所在地】

事務所	郵便番号	所在地	電話	FAX
本部	730-0005	中区西白鳥町 23-9 (アストラムライン城北駅西向い)	082-223-1156	082-223-8528
北支部	731-0292	安佐北区可部四丁目 13-13 安佐北区役所 2 階	082-815-5251	082-815-1139
安芸出張所	736-0081	安芸区船越四丁目 28-3 安芸区役所分館内	082-822-0300	082-822-0386
佐伯出張所	731-5135	佐伯区海老園二丁目 5-28 佐伯区役所附属棟 1 階	082-922-0520	082-922-0587
佐伯出張所 湯来分室	738-0601	佐伯区湯来町大字和田 333 番地	0829-83-0739	0829-83-0739

【入会申込】

随時、各事務所で受付けます。

入会に必要なもの

- ① 顔写真 2 枚（最近写したもの 3.5 cm × 3 cm）
- ② 印鑑
- ③ 会費 1800 円（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年会費）
ただし、10 月 1 日以降 12 月 31 日までの入会はその年度に限り 900 円とし、1 月 1 日以降 3 月 31 日までの入会にあっては、その年度に限り免除
- ④ 筆記用具

※入会後、新人研修を受講していただきます。（必須）

【問い合わせ日時】

月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土、日曜日、祝日は休み）

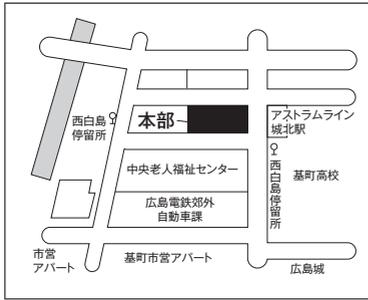
【入会資格及び内容】

広島市に居住の 60 歳以上の、健康で働く意欲のある方に会員になっていただき、臨時的かつ短期的な仕事、またはその他の軽易な仕事を紹介し就業していただきます。

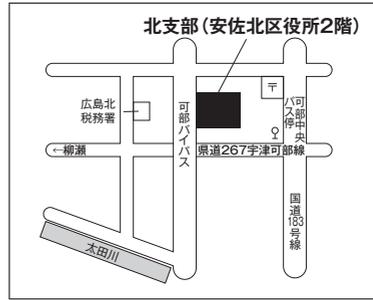
【相談方法】

電話又は直接来所してください。

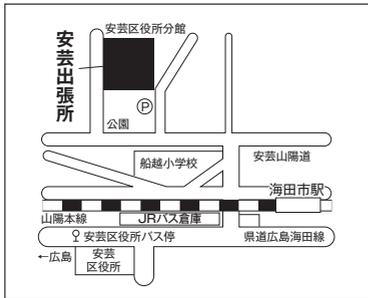
ホームページアドレス <http://silver.hiroshima.jp/>



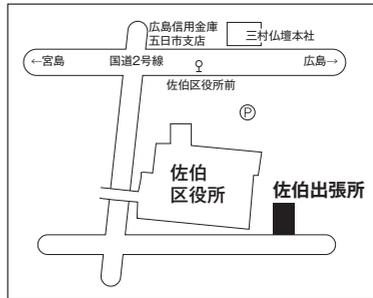
本 部



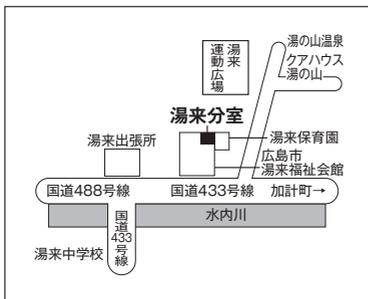
北 支 部



安芸出張所



佐伯出張所



佐伯出張所 湯来分室

あっとホーム無料職業紹介所

【所在地】

〒732-0822 南区松原町5番1号 広島市総合福祉センター
(BIG FRONT ひろしま5階)

実施主体：公益社団法人 広島市老人福祉施設連盟

電話 082-207-0567 FAX 082-207-0576

ホームページアドレス <https://www.roushiren-hiroshima.jp/>

【相談日時】

月～金曜日(土・日・祝日を除く)

午前9時～午後5時

【相談業務内容】

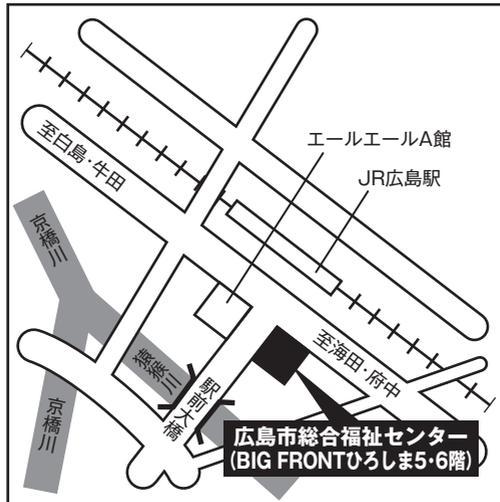
老人福祉の職場に勤めたい方や関心のある方、資格や進路に対するご相談に応じます。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は直接来所してください。



広島県社会福祉人材育成センター

【所在地】

〒732-0816 南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館

電話 082-256-4848 FAX 082-256-2228

ホームページアドレス <https://www.fukushikaigo.net>

【相談日時】

月～金曜日（午前8時30分～午後5時）※午後0時～午後1時は閲覧のみ
土曜日・日曜日・国民の祝日および12月28日～1月3日の間は休み

【相談業務内容】

しごとをさがす⇒福祉の職場で働きたい人の就職相談、求人閲覧、見学、面接調整

ひとをさがす⇒福祉人材の求人受付、紹介あっせん

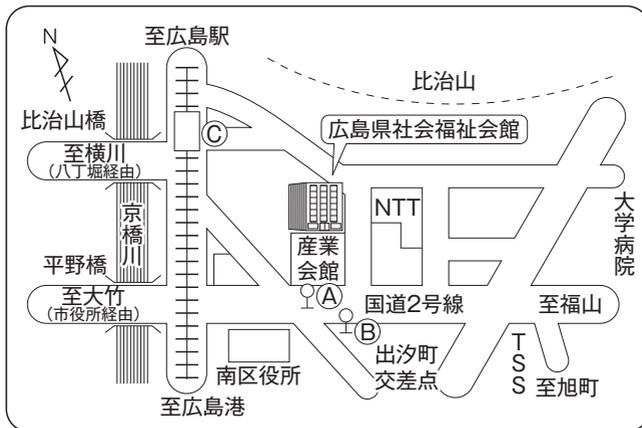
そのほか、福祉の就職総合フェアの開催、福祉の職場体験事業などを行っております。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は来所してください。



- ① バス停「南区役所前」(産業会館前)下車
広島バス/横川駅～大学病院(23番線)、
広島駅～旭町(26番線)、己斐～大学病院(10番線)
- ② バス停「南区役所前」(産業会館前)下車
広島バス/三篠2丁目/横川駅～仁保車庫(7番線)
- ③ 電停「比治山橋」下車
広島駅～広島港(比治山下経由・5番線)

母子家庭等就業・自立支援センター

【相談場所】

〒732-0822 南区松原町5-1 広島市総合福祉センター5階
(一財)広島市母子寡婦福祉連合会無料職業紹介所
電話 082-261-2235 FAX 082-261-2236
ホームページアドレス <https://hiroshimashi-boshikai.jp/>

【相談日時】

相談日：月～金曜日 午前9時～午後7時
土曜日 午前9時～午後5時
相談受付：月～金曜日 午前9時～午後6時
土曜日 午前9時～午後4時
(日曜・祝日・8月6日・年末年始は休み)【要電話予約】

【相談業務内容】

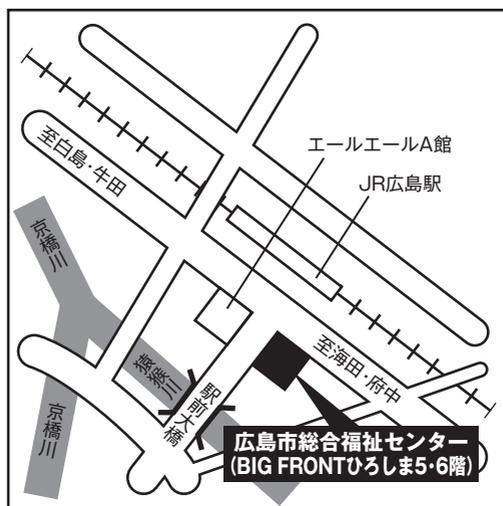
- 就業相談・斡旋
- 求人情報の提供
- 各種セミナー・講習会のご案内

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話予約のうえ、来所してください(駐車場はありません)



広島障害者職業能力開発校

【所在地】

〒734-0003 南区宇品東四丁目1-23

電話 082-254-1766 FAX 082-254-1716

ホームページアドレス <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/188/>

【問い合わせ日時】

月～金曜日（午前8時30分～午後5時15分）

（土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月29日～1月3日は休み）

見学を希望される方は、電話又はFAX等で予約をして下さい。

【訓練内容】

○施設内訓練

2年課程 CAD技術科、情報システム科、Webデザイン科

1年課程 OA事務科、OA事務科（重視コース）、事務実務科、総合実務科

6ヶ月課程（4月・10月）チャレンジコース

○委託訓練（身体・知的・精神障害等のある方対象）

離職者等の再就職を目的として、民間教育機関等に委託して1～3か月の訓練を実施しています。

○在職者訓練

施設内で在職者の能力開発のための短期間の訓練（2～5日間）を実施しています。

【応募対象者】（科により応募対象者が異なります）

○身体障害、発達障害、高次脳機能障害、精神障害等のある方対象

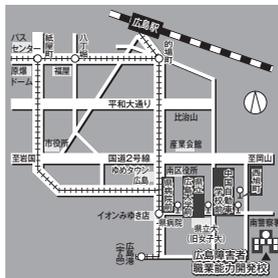
就職をする意思のある方で、障害の症状が固定し、職業訓練を通じ職業的自立が見込まれる方（介助支援がある場合は相談してください。）

○知的障害のある方対象

就職をする意思のある方で、職業訓練を通じ職業的自立が見込まれる方。

【書類の提出先】

居住地を管轄する公共職業安定所



JR広島駅から	「段原中央線由 旭町」行	
○広島バス	西旭町下車	徒歩 約1.0km
○広島バス	「広島駅一県病院」行	
	県立広島大学前下車	徒歩 約0.5km
○市内電車	「比治山下経由 広島港(宇品)」行	
	県病院前下車	徒歩 約1.5km
バスセンター・市内紙屋町方面から		
○市内電車	「広島港(宇品)」行	
	県病院前下車	徒歩 約1.5km
市内八丁堀方面から		
○広電バス	「仁保沖町」行	
	中国自動車学校前下車	徒歩 約0.3km
広島港(宇品)から		
○市内電車	「広島駅」行 又は「西広島(己斐)」行	
	県病院前下車	徒歩 約1.5km

※詳しくは、ハローワーク(公共職業安定所)又は当校にお問い合わせください。

広島障害者就業・生活支援センター

【所在地】

〒733-0011 西区横川町2-5-6 メゾン寿々屋201号
社会福祉法人 広島市手をつなぐ育成会 広島障害者就業・生活支援センター
電話 082-297-5011 FAX 082-297-5012
E-mail hiroshimassc@joy.ocn.ne.jp

【相談日時】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

【相談業務内容】

○障害のある方への支援

- 就労相談 就労や生活のことについて相談や助言を行います。
- 生活支援 生活習慣や金銭管理など自立した生活に向け、アドバイスやお手伝いをします。
- 訓練や実習 福祉施設や協力企業などと連携をとりながら、就職にむけた訓練や実習をあっせんします。
- 情報提供 就労に向けた雇用制度や教育訓練などの情報を提供します。
- 定着支援 就職した後も安定して働くことができるように継続的に支援を行います。
- 職場開拓 ハローワークと協力をしながら、新たな雇用を開拓します。

○事業主の方への支援

- 雇用に向けて 事業主の方に制度利用などの情報提供も含めアドバイスをを行います。
- 就労前の職場実習 就労を視野に入れた職場実習を行います。
- 継続雇用のために 長期的に雇用関係が続くようにフォローアップを行います。

【相談料】

無 料

労働基準監督署

【所在地】

各労働基準監督署	郵便番号	所在地	電 話	広島市の管轄区域
広島中央 労働基準監督署	730- 8528	中区上八丁堀 6-30	ダイヤルイン 下記【相談業務内 容】の (1)082-221-2460 (2)082-221-2459 (3)(4)082-221-2461	中区、南区、西区、 東区、安芸区
広島北 労働基準監督署	731- 0223	安佐北区可部南 3-3-28	082-812-2115	安佐南区、 安佐北区
廿日市 労働基準監督署	738- 0024	廿日市市新宮 1-15-40	0829-32-1155	佐伯区

【相談日時】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

【相談業務内容】

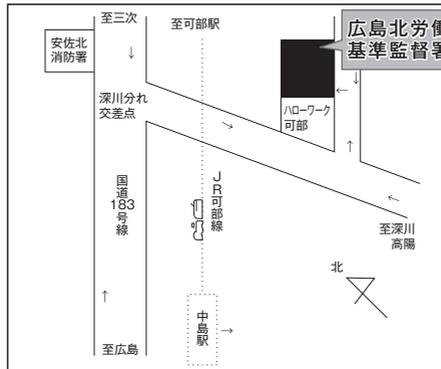
- (1) 賃金、解雇及び労働時間等労働基準法に関する相談
- (2) 労働安全・衛生に関する相談
- (3) 労働保険への加入手続きに関する相談
- (4) 労災保険給付（業務上災害・通勤災害）に関する相談

【相談料】

無 料

【相談方法】

本人が電話又は直接来署してください。



広島県労働相談コーナーひろしま

【所在地】

〒730-8511 中区基町10-52 県庁東館3階

電話 0120-570-207

【相談日時】

○一般労働相談

月～金曜日（午前9時～午後0時、午後1時～午後4時）

○特別労働相談（弁護士相談）

奇数月 第3水曜日（午後1時～午後3時）

※ 特別労働相談は、事前の予約制です。一般労働相談で受け付けた後、予約を受け付けます。

【相談業務内容】

賃金、労働時間、解雇、退職など労働問題全般について、一般労働相談を行っています。

また、一般労働相談のうち、法律問題や法的な対応が必要なものについて、弁護士による特別労働相談も行っています。

【相談料】

無 料

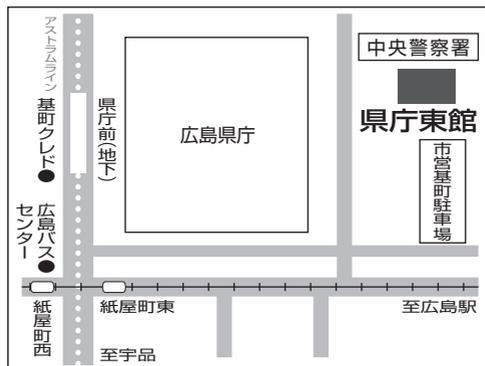
【相談方法】

○一般労働相談

電話又は面接

○特別労働相談（弁護士相談）

面接



広島市中小企業支援センター

【所在地】

〒733-0834 西区草津新町一丁目21番35号（広島ミクシス・ビル2階）
電話 082-278-8032 FAX 082-278-8570
ホームページアドレス <https://www.assist.ipc.city.hiroshima.jp/>

【相談日時】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
（国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始、8月6日を除く）
相談時間の目安は、1回あたり50分です。

①経営相談

専門家による経営相談は、月・火曜日の午前9時～午後1時、木・金曜日の午後1時～午後5時に対応しています。ただし、コーディネータ・職員は常時相談に応じます。お待ちいただく場合等があるため、事前予約をお勧めします。

②資金繰り相談

専門家による当面の資金繰りへの対応策に関する相談は、水曜日の午後1時～午後5時に対応しています。お待ちいただく場合等があるため、事前予約をお勧めします。

③働き方改革相談

広島働き方改革推進支援センターの専門家による働き方改革に関する相談は、第3水曜日の午後1時～午後4時に対応しています。お待ちいただく場合があるため、事前予約をお勧めします。

④事業承継相談

広島県事業引継ぎ支援センターの相談員による、事業承継に関する相談は、第1木曜日の午後1時～午後5時に対応しています。予約制で、予約申込は相談日の前週の金曜日までをお願いします。

⑤法律相談

弁護士による経営に関する法律相談は、第2木曜日の午後1時～午後5時に対応しています。予約制で、予約申込は相談日の前週の金曜日までをお願いします。

⑥特許・商標相談

広島県発明協会の知財活用アドバイザーによる、特許・商標に関する相談は、第3木曜日の午後1時～午後5時に対応しています。予約制で、予約申込は相談日の前週の金曜日までをお願いします。

⑦創業資金相談

日本政策金融公庫職員による創業、第二創業を中心とした資金相談は、第4木曜日の午後1時～午後5時に対応しています。予約制で、予約申込は相談日の前週の

金曜日までをお願いします。

⑧ 創業特別窓口相談

広島市内でこれから創業を予定する方等を対象とした、専門家による事業計画の策定や資金調達、販売促進等に関する相談は、第3日曜日の午前9時～午後1時に対応しています。お待ちいただく場合があるため、事前予約をお勧めします。

【相談業務内容】

中小企業診断士や弁護士等の専門家、当センターのコーディネータ・職員が、広島県西部地域（広島市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町）の中小企業者や創業予定者が抱える様々な経営課題や経営上の悩みを解決するための相談に応じます。

【相談料】

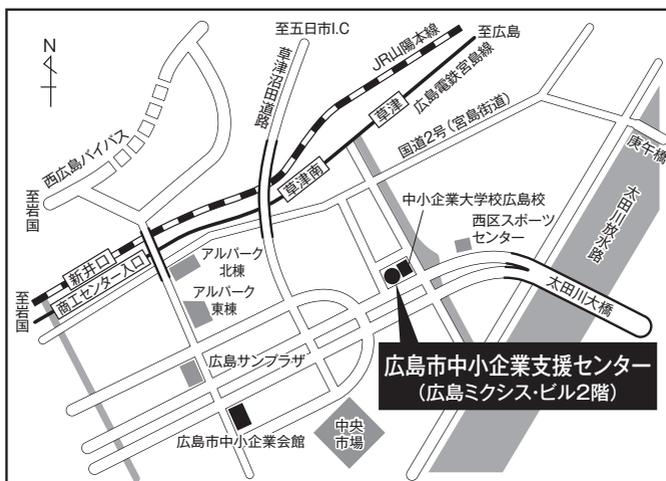
無 料

【相談方法】

電話又は直接来所。

来所の際は、できるだけ事前の予約をお願いします。

【周辺図】



〒733-0834 西区草津新町1-21-35 広島ミクシス・ビル2階

交通機関のご案内

- ・ 広電草津駅・草津南駅から 徒歩 15分
- ・ 草津バス停から 徒歩 10分
- ・ 広電商工センター入口駅から 徒歩 20分
- ・ JR 新井口駅から 徒歩 20分

区役所 建設部 建築課

【所在地】

区役所 建設部 建築課	郵便番号	所在地	電話	F A X
中区(指定管理者区役所事務所)	730-8587	中区国泰寺町一丁目4-21	082-504-2578 (直通)	082-243-0595
東区(指定管理者区役所事務所)	732-8510	東区東蟹屋町9-38	082-568-7744 (直通)	082-262-0639
南区(指定管理者区役所事務所)	734-8522	南区皆実町一丁目5-44	082-250-8959 (直通)	082-252-7179
西区(指定管理者区役所事務所)	733-8530	西区福島町二丁目2-1	082-532-0949 (直通)	082-232-9783
安佐南区役所	731-0193	安佐南区古市一丁目33-14	082-831-4954 (直通)	082-877-2299
安佐北区役所	731-0292	安佐北区可部四丁目13-13	082-819-3937 (直通)	082-815-3906
安芸区(指定管理者区役所事務所)	736-8501	安芸区船越南三丁目4-36	082-821-4928 (直通)	082-822-8069
佐伯区(指定管理者区役所事務所)	731-5195	佐伯区海老園二丁目5-28	082-943-9744 (直通)	082-923-5098

【相談日時】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

【相談業務内容】

市営住宅の入居受付、入居中の諸手続きについての相談を受けています。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は直接来所してください。

住宅金融支援機構中国支店

【所在地】

〒730-0011 中区基町8-3

電話 082-221-8694 (代表)

ホームページアドレス <http://www.jhf.go.jp/>

【相談日時】

月～金曜日 午前9時～午後5時

【相談業務内容】

- ①リバースモーゲージ型住宅ローンに関する融資相談など
※リバースモーゲージ型住宅ローンとは、満60歳以上の方がご自宅を担保にして利用する住宅ローンです。月々のご返済は利息のみで、月々のご負担を低く抑えられます。
元金はお亡くなりになったときに一括返済となります。
- ②住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）の返済に関する相談

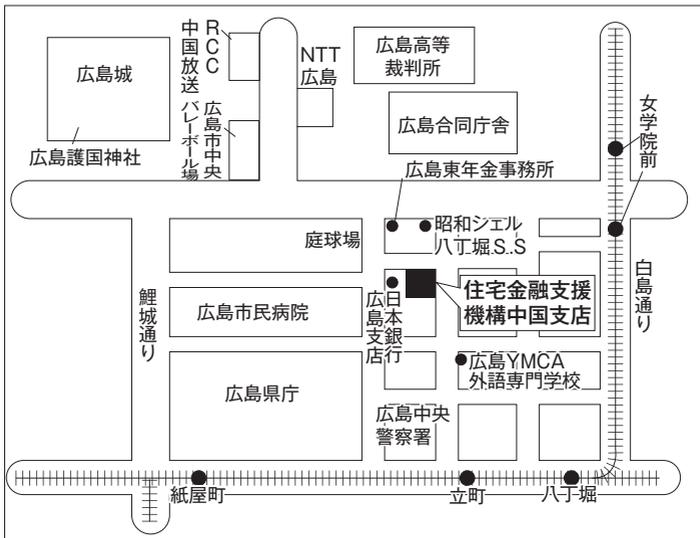
【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は直接来店してください。

- ①に関する相談：082-221-8654 ②に関する相談：082-221-8669



広島県宅地建物取引業協会

【所在地】

相談所	郵便番号	所在地	電話	管轄区域
本部	730-0046	中区昭和町11-5 広島県不動産会館内	082-243-0011	県下全域
北支部	731-0122	安佐南区中筋一丁目18-27 第一シマビル1階	082-876-2008	安佐南区全域 安佐北区全域
佐伯支部	738-0005	廿日市市桜尾本町12-41 広島県不動産会館内	0829-32-1711	佐伯区全域
安芸・賀茂支部	736-0046	安芸郡海田町窪町5-11 藤井ビル2階	082-822-7096	安芸区全域 東区一部

【相談日時】

- 本部 月～金曜日 午前10時～午後0時、午後1時～午後4時30分
(祝日除く。)
- 支部 第1・3金曜日 午後1時～午後4時(祝日除く。)

【相談業務内容】

- (1) 不動産取引または不動産に関する一般相談
各相談所どこでも受け付ける。(例：取引、宅建法令、借地借家問題等)
- (2) 協会員を相手とする取引の苦情相談
 - ① 取引をめぐる金銭、財産権、所有権の利害得喪に関するものはその協会員の所属する支部相談所またはその支部(広島東、中、西支部には相談所が設置されていない)で受け、事案によっては、苦情解決業務(保証協会の弁済業務に移管するものもある)として処理する。
 - ② 本部相談所で受けた場合または会員所属支部以外の相談所で受けた場合は該当する支部を紹介する。

【相談料】

無料

【相談方法】

電話又は直接来所してください。ただし、特定業者を相手とし、金銭、財産権、所有権の利害得喪に関するものは、契約書その他の証拠書類が必要となる場合もありますので、事前にご連絡ください。

ホームページアドレス <http://takken.fudohsan.jp/>



広島市くらしサポートセンター

【所在地・連絡先】

名称	所在地	電話
中区くらしサポートセンター	〒730-0051 中区大手町4-1-1 大手町平和ビル5階（中区社会福祉協議会内）	082-545-8388
東区くらしサポートセンター	〒732-8510 東区東蟹屋町9-34 東区総合福祉センター4階（東区社会福祉協議会内）	082-568-6887
南区くらしサポートセンター	〒734-8523 南区皆実町1-4-46 南区役所別館3階（南区社会福祉協議会内）	082-250-5677
西区くらしサポートセンター	〒733-8535 西区福島町2-24-1 西区地域福祉センター4階（西区社会福祉協議会内）	082-235-3566
安佐南区くらしサポートセンター	〒731-0194 安佐南区中須1-38-13 安佐南区総合福祉センター5階（安佐南区社会福祉協議会内）	082-831-1209
安佐北区くらしサポートセンター	〒731-0221 安佐北区可部3-19-22 安佐北区総合福祉センター4階（安佐北区社会福祉協議会内）	082-815-1124
安芸区くらしサポートセンター	〒736-8555 安芸区船越南3-2-16 安芸区総合福祉センター3階（安芸区社会福祉協議会内）	082-821-5662
佐伯区くらしサポートセンター	〒731-5135 佐伯区海老園1-4-5 佐伯区役所別館5階（佐伯区社会福祉協議会内）	082-943-8797

※本部：統括 082-264-6405（〒732-0822 南区松原町5-1 BIG FRONT ひろしま6階 広島市社会福祉協議会内）

FAX 082-264-6413 E-mail kurasapo@shakyohiroshima-city.or.jp

※ FAX、E-mail は各センター共通です。

【相談日時】

月～金曜日（祝日、8月6日、翌年12月29日～1月3日は除く）

午前8時30分～午後5時15分

【相談内容】

生活保護を受給するまでではないものの、様々な理由により経済的な面で生活に困っている方の相談窓口です。相談の内容に応じて、制度の利用や他機関との調整など、課題解決のために一緒に考えていきます。

【相談料】

無料

【相談方法】

面談（来所、訪問）、電話、E-mail、FAX

広島市社会福祉協議会ホームページより、メールフォームが利用できます。

【ホームレス支援】

団 体 名 称	公益社団法人 広島県社会福祉士会ホームレス支援委員会
連 絡 先	事務局：電話 082-254-3019 FAX 082-254-3018 E-mail office@hcsw.jp
活 動 日 時	くつろぎ入浴サービス：第1金曜日、 第3土曜日の午後 よろず生活相談会：原則として 偶数月の最終日曜日
主 な 対 象	野宿生活者、生活困窮者
主 な 活 動 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ くつろぎ入浴サービス（入浴、食事や衣料の提供、相談活動など、予約制）や、相談会の開催、夜回り活動への参加等を通じた、野宿生活者の脱路上支援。 ・ 広島市から一時生活支援事業（シェルター）の受託運営 ・ その他、諸活動を通じた個別支援、就労・社会参加支援など

団体名称	野宿労働者の人権を守る広島夜回りの会
連絡先	電話 090-8715-5186
相談日時	4月～11月は、第2・4・5水曜日 12月～3月は、毎週水曜日 時間は、いずれも午後8時30分から活動終了まで
主な相談対象	野宿生活者
主な相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市内各地（広島駅周辺、平和公園、八丁堀他）で野宿生活をされている方の元を訪ねて、声をかけ、心を寄せる。その際、食品等を提供する。 ・野宿生活を脱却するための相談、同行等。

団体名称	NPO法人 反貧困ネットワーク広島
連絡先	電話 082-545-7709 090-4890-1579
相談日時	<ul style="list-style-type: none"> ・月～金曜日（土・日・祝日除く）：午前10時～午後5時 ※午後0時～午後1時除く ・年4回の駅地下相談会はNPOのホームページを参照ください。
主な相談対象	住まいを失った方および生活困窮者
主な相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ・シェルター（緊急一時宿泊所）の提供。 ・雇用問題、生活保護、借金、年金、保険、医療などの問題につき、弁護士等専門家のネットワークを利用して電話または面談による相談を行ないます。 ・憩いの場「ほっとサロン」も運営中です。 *米、インスタント食品など物資の支援も募集中です。

【家庭環境に恵まれない子どもたちの支援】

団 体 名 称	特定非営利活動法人 食べて語ろう会
連 絡 先	事務局：電話 082-962-2211 FAX 082-962-2211 E-mail motomachinoie@outlook.jp
活 動 日 時	毎日 午前11時～午後6時（行事等、休む場合があります） 食べて語ろう会 基町の家（中区基町20-7-559）
主 な 対 象	家庭環境に恵まれない子ども・青少年とその保護者 他
主 な 活 動 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭環境に恵まれない子ども・青少年に対して、食事を提供する。また、居場所の確保や生活環境を改善する等、必要なアドバイスをする。 ・家庭環境に恵まれない青少年に対する理解と支援を呼びかけ、子ども・青少年たちが穏やかに成長できる環境を整える。

団 体 名 称	特定非営利活動法人 ピピオ子どもセンター
連 絡 先	事務局：広島市中区上幟町2-36 S・ウィングビル505 電話 082-221-9563 FAX 082-555-3659
活 動 日 時	随時
主 な 対 象	虐待や暴力など、さまざまな理由で安心して生活できる家庭や居場所がない子どもたち。
主 な 活 動 内 容	子どもシェルター「ピピオの家」（女子用）の運営 自立援助ホーム「はばたけ荘」（男子用）の運営

エッソール広島相談事業

【所在地】

〒730-0051 広島市中区大手町1-2-1 おりづるタワー 10階
公益財団法人 広島県男女共同参画財団
電話 082-242-5262 FAX 082-240-5441
ホームページアドレス <http://www.essor.or.jp>

【相談日時・内容・方法】

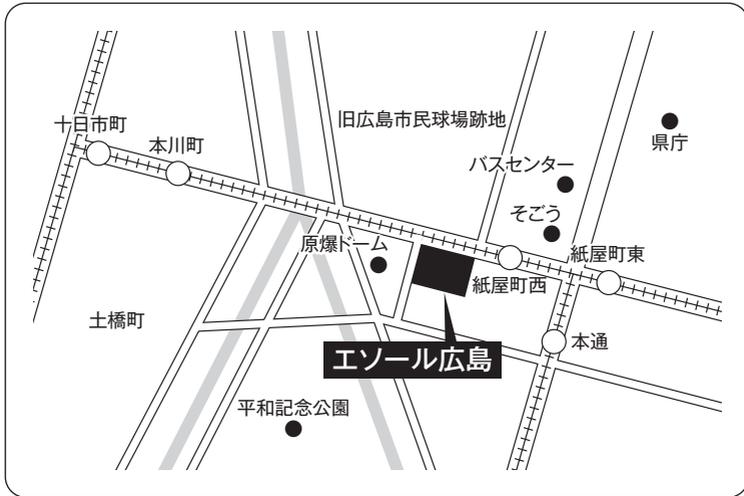
	相談日時	相談内容	相談方法
一般相談	月～火曜・木～土曜 (祝日・年末年始を除く) 午前10時～午後4時	生活上のさまざまな悩みを受け止め、相談者自らが解決の方策を見出せるよう援助する電話相談です。	082-247-1120 へお電話ください。
デートDV相談	第1・3土曜日 (祝日・年末年始を除く) 午後1時～午後4時	若年層の間におこる暴力の問題についての悩みを受けています。必要に応じて、他の相談機関を紹介します。	
LGBT相談	土曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前10時～午後4時	性的指向や性別の違和感等についての相談を受けています。ご家族・パートナー・支援者の方からの相談もお受けします。	082-207-3130 へお電話ください。
面接相談	金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午後1時～午後4時	おもに夫婦・家族の問題についての面接相談です。	※予約制 082-247-1120 へお電話ください。

【相談料】

無料

【相談方法】

電話してください。



広島駅から

広島電鉄（宮島線・江波線）に乗車。「原爆ドーム前」下車、徒歩すぐ

紙屋町バスセンターから

徒歩およそ5分

公益社団法人 家庭問題情報センター (FPIC ～エフピック)
広島ファミリー相談室
〈一人で悩まず、まずご相談を〉

【所在地】

〒730-0051 広島市中区大手町1丁目5番3号

県民文化センター6階

電話・FAX 082-246-7520

E-mail fpichiroshima@ybb.ne.jp

ホームページアドレス <https://www.fpichiroshima.com/>

【相談日時】

月～金曜日（年末・年始および国民祝祭日を除く）

午後1時30分～午後4時30分

電話・FAX 082-246-7520

【相談内容】

1. 家庭に関する諸問題
夫婦間の悩み、子育ての悩み、離婚・別居をめぐる悩み、親族間の悩み、後見に関する問題 等
2. 別居または離婚後の親と子の面会交流援助

【相談方法】

電話、もしくは上記事務所での面談

【相談料】

1. 電話による相談 無料
2. 面接による相談（事前に電話で予約して下さい）
60分まで 3,000円（消費税込み）
60分以上 5,000円（消費税込み）

【その他】

1. 上記相談には、FPIC 会員である家庭裁判所元調査官、家事調停委員経験者および弁護士が対応します。
2. 「親と子の面会交流援助」には、別途「援助費用」が必要となります。援助の種類・方法により、費用が異なります。詳細はご相談下さい。



広島市配偶者暴力相談支援センター

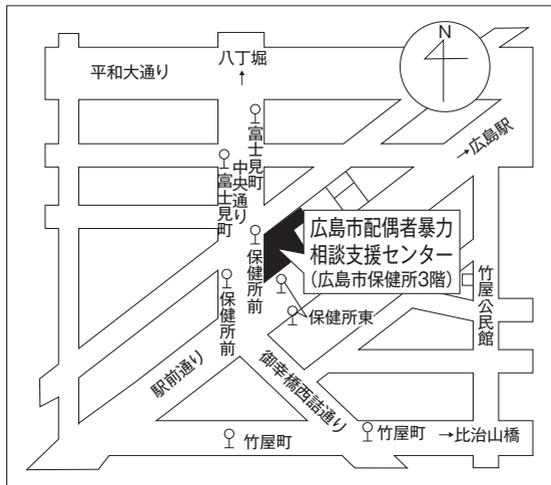
名 称	電話・受付日時・所在地	
女性相談員 による相談	電 話	082-545-7498 (FAX 082-249-8012)
	受付日時	月～金曜日 午前10時～午後5時 (祝日・休日、年末年始(12月29日～1月3日)、 8月6日を除く)
	所 在 地	中区富士見町 11-27 (広島市保健所3階)
休日DV 電話相談 (DV相談 に限る)	電 話	082-252-5578
	受付日時	土曜日・日曜日、祝日・休日、8月6日 午前10時～午後5時 (年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

【相談業務内容】

配偶者やパートナーからの暴力に悩んでいる人からの相談、さまざまな困難な問題に直面している女性からの相談に応じます。(休日DV電話相談は、配偶者やパートナーからの暴力の相談に限る。)

【相談料】

無 料



区役所厚生部 地域支えあい課・福祉課・生活課
(福祉事務所・保健センター)

【所在地】

区役所厚生部 (福祉事務所・ 保健センター)	所在地	電話 (FAX) 市外局番：082				
		地域支えあい課	※総合相談窓口		福祉課	生活課
			こども家庭 相談コーナー	地域子育て 支援センター		
中 区	〒730-8565 中区大手町四丁目1-1 (中区厚生部・ 中区地域 福祉センター内)	504-2852 ※504-2586 504-2109 504-2528 (504-2175)	504-2739	504-2174	504-2570 504-2688 504-2478 504-2572 504-2569 504-2588 (504-2175)	504-2568 504-2571 504-2688 504-2572 504-2689 504-2331 504-2334 504-2443 504-2333
東 区	〒732-8510 東区東蟹屋町9-43 (東区総合 福祉センター内)	※568-7731 568-7735 568-7729 (568-7790)	568-7794	261-0315	568-7730 568-7732 568-7733 568-7734 (568-7781)	568-7725 568-7726 568-7727 568-7728 (264-5271)
南 区	〒734-8523 南区皆実町一丁目4-46 (南区役所別館内)	※250-4109 250-4133 250-4108 (254-9184)	250-4160	250-4134	250-4107 250-4138 250-4131 250-4132 (254-9184)	250-4103 250-4104 250-4105 250-4141 250-4149 250-4155
西 区	〒733-8535 西区福島町二丁目24-1 (西区厚生部・ 西区地域 福祉センター内)	294-6512 ※294-6289 294-6384 294-6235 (294-6311)	294-6519	503-6288	294-6218 294-6585 294-6342 294-6346 (294-6311)	294-6109 294-6117 294-6119 294-6583 294-6069 294-6135
安佐南区	〒731-0194 安佐南区中須一丁目38-13 (安佐南区総合 福祉センター内)	831-5003 ※831-4568 831-4944 831-4942 (870-2255)	831-5017	877-2146	831-4941 831-4943 831-4945 831-4946 (870-2255)	831-4939 831-4940 831-5010 831-4973
安佐北区	〒731-0221 安佐北区中須三丁目19-18 (安佐北区総合 福祉センター内)	819-0588 ※819-0587 819-0616 819-0586 (819-0602)	819-0639	819-0617	819-0585 819-0621 819-0605 819-0608 (819-0602)	819-0575 819-0576 819-0620
安芸区	〒736-8555 安芸区船越南三丁目2-16 (安芸区総合 福祉センター内)	821-1707 ※821-2810 821-2820 821-2809 (821-2832)	821-2827	821-2821	821-2808 821-2823 821-2813 821-2816 821-2832	821-2804 821-2806
佐伯区	〒731-5195 佐伯区海老園一丁目4-5 (佐伯区役所別館内)	943-9575 ※943-9728 943-9733 943-9731 (923-1611)	943-9773	921-5010	943-9729 943-9730 943-9732 943-9769 (923-1611)	943-9725 943-9726 943-9764

【相談日時】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

保健センターの相談業務は、日時が一律でないので、事前に電話で確認してください。

【相談業務内容】

生活に困っている方、心身に障害のある方、児童、高齢者、母子・寡婦・父子家庭などで、さまざまな心配ごとを持っている方達の相談を受け、必要に応じた援護・措置などを行う福祉事務所と、妊産婦・乳幼児・児童・高齢者等の保健についての相談と指導を行う保健センターが連携して業務を行っています。また、福祉課において、介護保険に関する諸届書等の受理・審査、要介護認定や保険料賦課などの業務を行っています。厚生部は、地域支えあい課・福祉課・生活課の3課体制です。

地域支えあい課

- ・養護老人ホームの入所相談など
- ・児童の福祉相談（子どもの養育など）
- ・妊産婦、赤ちゃん、育児の相談（母子健康手帳、家庭訪問、乳幼児健診、育児教室など）
- ・成人・高齢者の健康相談や健康診査（肥満・高血圧などの健康相談、歯科相談、栄養相談、健康教室、エイズ検査・相談、特定健康診査、がん検診など）
- ・予防接種の相談（4種混合、麻しん・風しん、日本脳炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、子宮頸がん予防、高齢者肺炎球菌、BCG、インフルエンザなど）
- ・被爆者の健康・生活福祉・医療に関する相談（被爆者健康手帳、原爆諸手当、葬祭料、原爆養護ホームへの入所など）
- ・精神保健福祉相談（社会復帰クラブなど）

福祉課

- ・高齢者の福祉相談、後期高齢者医療制度、在宅福祉サービスなど
- ・介護保険に関する相談（要介護認定、保険料賦課など）
- ・児童の福祉相談（保育園等入園相談、児童手当、こども医療費補助など）
- ・ひとり親家庭等の福祉相談（児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費補助、母子父子寡婦福祉資金の貸付けなど）
- ・心身に障害のある人の福祉相談（障害福祉サービス、身体障害者手帳、療育手帳、重度心身障害者医療費補助、施設入所など）
- ・精神保健福祉相談（障害者総合支援法による医療費の支給申請、精神障害者保健福祉手帳など）
- ・難病についての相談（特定医療費受給者証の交付申請など）
- ・小児慢性特定疾病についての相談（受給者証の交付申請など）

生活課

- ・くらしに困っている人の相談（生活保護など）

※保健・医療・福祉総合相談窓口

保健と医療と福祉の相談を総合的にお受けする窓口が、各区の地域支えあい課に開設されています。

窓口では、保健師とケースワーカーが、高齢者、心身に障害のある方などからの相談をお受けし、助言や情報提供を行うとともに適切なサービスが提供されるよう関係機関との連絡調整を行います。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は直接来所してください。健康相談・健診については、事前に電話での申込みが必要なものもあります。

広島市こども療育センター

【所在地】

〒732-0052 東区光町二丁目15 - 55

電話 082-263-0683 FAX 082-261-0545

【相談日時】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

【相談業務内容】

0歳から18歳未満の障害児や心理面に課題をかかえる子ども等に対し、専門的な立場から障害の状況を確認し、必要に応じて適切な治療、訓練、療育を行います。相談内容は次のとおりです。

- ・児童の発達に関すること
- ・児童の心理に関すること

【相談料】

相談は無料です。

ただし、診療所で受診される方は医療費が必要な場合があります。

【相談方法】

電話により相談日を予約してください。

診療所で受診される場合、健康保険証、はじめてのご来館の際は、母子健康手帳をご持参ください。

おくすり手帳、療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、こども医療費受給者証、その他公費負担受給者証をお持ちの方は持参してください。

【その他】

広島市こども療育センターには、療育相談所、児童発達支援センター（育成園、二葉園、山彦園）及び児童心理治療施設（愛育園）が設置されています。（令和2年11月現在）

※建替え工事に伴い、育成園及び山彦園は仮設施設において運営しています。

〈仮設施設の所在地〉

〒732-0803 南区南蟹屋二丁目1 - 11

電話 082-287-3810（育成園）

082-287-3830（山彦園）

FAX 082-287-3866

広島市西部こども療育センター

【所在地】

〒731-5138 佐伯区海老山南二丁目2-18

電話 082-943-6831 (代表) 082-943-6832 [相談専用]

FAX 082-943-6865

【相談日時】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

【相談業務内容】

0歳から18歳未満(主に0歳から就学前まで)の障害児等に対し、専門的な立場から障害の状況を確認し、必要に応じて適切な治療、訓練、療育を行います。相談内容は次のとおりです。

- ・児童の発達に関すること

【相談料】

相談は無料です。

ただし、診療所で受診される方は医療費が必要な場合があります。

【相談方法】

電話により相談日を予約してください。

診療所で受診される場合、健康保険証、はじめてのご来館の際は、母子健康手帳をご持参ください。

おくすり手帳、療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、こども医療費受給者証、その他公費負担受給者証をお持ちの方は持参してください。

【その他】

広島市西部こども療育センターには、療育相談室及び児童発達支援センター(なぎさ園)が設置されています。



五日市駅 ●●●●●● JR西日本 山陽本線

広電五日市駅 ●●●● 広島電鉄 宮島線



五日市駅
北口バス停 ●●●●

広電バス

彩が丘団地線 藤の木団地線 東観音台団地線
葉節が丘線 (以上の五日市駅北口系統)
石内線 山田団地・美鈴が丘高校線 (中地経由)

五日市駅
南口バス停 ●●●●

広電バス

湯来・杉並台団地線
東観音台団地線 (五日市駅南口系統)

下車後 >>>



徒歩 (南へ) >>> 約12~15分

または
シャトルバス >>> 約 5 分

シャトルバス時刻表 ●休館日、診療予定のない日等は運休

西部こども療育センター	五日市駅南口バス停	五日市駅南口バス停	西部こども療育センター
10:15	>>>10:20	10:20	>>>10:25
10:30	>>>10:35	10:35	>>>10:40
11:50	>>>11:55	11:55	>>>12:00
12:30	>>>12:35	12:35	>>>12:40
13:40	>>>13:45	13:45	>>>13:50
14:05	>>>14:10	14:10	>>>14:15
16:35	>>>16:40		

*都合により変更することがありますので、初めてのご利用の際はお電話でご確認ください



臨港道路・廿日市草津線 (商工センター方面) から

新八幡川橋をわたり、みずとりの浜公園前 (信号) 交差点を右折後、道なりに約500mお進みください

宮島街道から

五日市港入口交差点から南下し、五日市渚ガーデン (信号) 交差点の一つ手前の交差点を左折後、約300mお進みください



広島市北部こども療育センター

【所在地】

〒 731-0223 安佐北区可部南五丁目 8 - 70
電話 082-814-5801 FAX 082-815-0541

【相談日時】

月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

【相談業務内容】

0 歳から 18 歳未満(主に 0 歳から就学前まで)の障害児等に対し、専門的な立場から障害の状況を確認し、必要に応じて適切な治療、訓練、療育を行います。相談内容は次のとおりです。

- ・ 児童の発達に関すること

【相談料】

相談は無料です。

ただし、診療所で受診される方は医療費が必要な場合があります。

【相談方法】

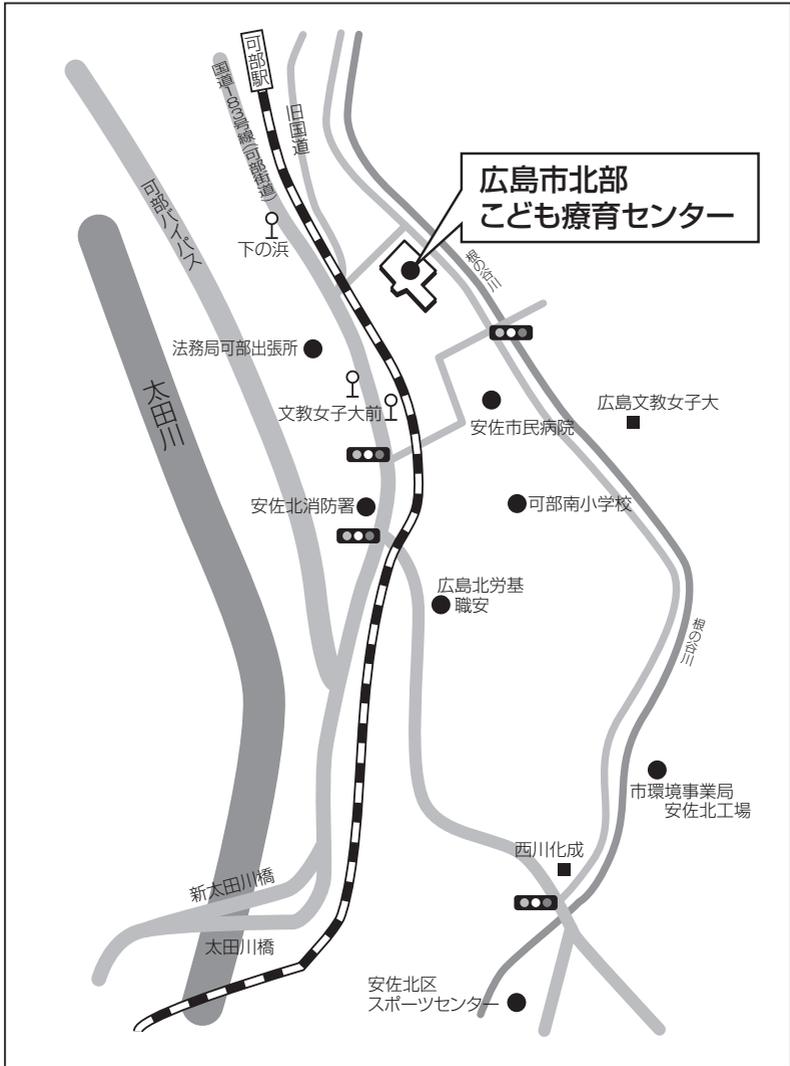
電話により相談日を予約してください。

診療所で受診される場合、健康保険証、はじめてのご来館の際は、母子健康手帳をご持参ください。

おくすり手帳、療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、こども医療費受給者証、その他公費負担受給者証をお持ちの方は持参してください。

【その他】

広島市北部こども療育センターには、療育相談室及び児童発達支援センター（くすのき園、わかば園）が設置されています。



難病対策センター

【所在地】

〒734-8551 南区霞一丁目2-3 広島大学病院 臨床管理棟1階
電話 082-257-5072
ホームページアドレス <https://home.hiroshima-u.ac.jp/cidc/>

【相談日時】

月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前10時～午後0時・午後1時～午後4時

【相談業務内容】

- 難病相談 相談専用電話（難病相談室）082-252-3777
（小児難病相談室）082-256-5558
- ・難病相談 看護師による相談

【相談料】

無料

【相談方法】

電話・ホームページの相談フォーム・面談（面談の場合は電話で
ご予約ください。）

広島難病ピアサポート相談

【所在地】

〒734-0007 南区皆実町1-6-29(広島県健康福祉センター3階)
広島難病団体連絡協議会
電話 082-236-1981 相談専用電話 082-236-3186
FAX 082-236-1986
E-mail peer@hironanren.info
ホームページアドレス <http://www.hironanren.info/>

【相談日時】

午後1時～午後3時
月～金曜日（祝日・年末年始・盆・GWは休み）

【相談業務内容】

難病や慢性病患者を対象に、不安や悩み、生活の相談を受けています。

- (1) 病気や専門医について
- (2) 医療や福祉の制度について
- (3) 患者友の会や体験者の紹介について
- (4) その他

同じ病気を持つ患者や家族との対話による療養生活上の
様々なことについて

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又はメールをしてください。

※面談を希望される場合は、事前に電話等で、お申し込み下さい。

広島市医療安全支援センター

【所在地】

〒730-8586 中区国泰寺町一丁目6-34

広島市健康福祉局保健部医療政策課内(市役所本庁舎13階)

【相談日時】

月～金曜日（ただし、祝日・年末年始及び8月6日を除く）

午前9時～午後3時

【相談対象】

原則として、広島市民、又は、広島市内の医療機関に関する相談

【相談業務内容】

患者・家族等からの医療に関する相談等に対して、中立的な立場で助言等を行い、患者・家族と医療機関とのより良い信頼関係の構築を通じ、市民が安心して医療を受けることができる環境づくりを支援することを目的に、相談員が電話や面接（医療政策課内相談室）により受け付けます。

なお、診療内容の是非や過失の有無を判断したり仲裁等を行う機関ではありません。

【相談料】

無 料

【相談方法】

①電話相談

○相談電話 082-504-2051

※相談時間は、原則として、概ね30分以内です。

②面接相談

面接相談は、原則として予約制ですので、事前にご連絡ください。

予約は相談電話でお受けします。

※相談時間は、原則として、概ね1時間以内です。

○相談場所 上記所在地へ

③FAX、メール、手紙

○F A X 082-504-2258

○メール medcouns@city.hiroshima.lg.jp

○手 紙 上記所在地へ

【薬物依存関連自助グループ】

団体名称	一般社団法人 広島ダルク
連絡先	〒730-0052 中区富士見町11-27 広島市保健所1階 電話 082-242-2157・070-3313-1152
活動日時	月～金曜日 午前10時～午後5時 ※土、日曜日、祝祭日休み
主な対象	薬物の問題を持つ本人、家族、関係者
主な活動内容	デイケア運営、学校や薬物乱用防止教室での講師、セミナー関係 ナイトケア運営、刑務所での薬物依存離脱教育講師 相談事業 ※相談料・・・1回3,000円(要予約)

団体名称	NA広島グループ(ナルコティクス・アノニマス)	
連絡先	電話 090-4433-9197(トモまで)	
活動日時	月曜日午後6時30分～午後8時	安佐北区総合福祉センター
	水曜日午後6時30分～午後8時	祇園カトリック教会
	木曜日午後6時30分～午後8時	主城教会
	土曜日午後2時～午後3時30分	船越公民館
主な対象	薬物によって大きな問題を抱えた人	
主な活動内容	12ステッププログラム グループセラピー セミナーフォーラム開催	

団体名称	ナラノン
連絡先	〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-1-2鳥幸目白ビル2-C ナラノンファミリーグループジャパンNSO
活動日時	週1回程度(地区地域のグループで異なります。) 詳しくはホームページをご覧ください。 URL http://nar-anon.jp/
主な対象	家族や友人などの薬物依存症で影響を受けている人たち
主な活動内容	12ステップ ミーティングでの分ち合い

【依存症専門のリハビリセンター】

団体名称	社会福祉法人 光の園 広島マック	
連絡先	〒732-0817 南区比治山町1-12(広島マック作業所) 電話 082-262-6689	
活動日時	月～土曜日	午前9時30分～午後5時30分
	日曜日	午前11時30分～午後4時30分
活動場所	広島マック作業所	
主な対象	アルコール・薬物・ギャンブル等依存症患者	
主な活動内容	<p>デイケア：日中活動(マック作業所)、ミーティング、運動、レク等</p> <p>ナイトケア：グループホーム(マックハウス)、共同生活家族相談等受付</p>	

広島県立総合精神保健福祉センター

【所在地】

〒731-4311 安芸郡坂町北新地二丁目3-77

電話 082-884-1051 FAX 082-885-3447

ホームページアドレス <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/pareamoa/>

【精神保健福祉相談】

県内（広島市を除く）に居住されている方について、相談員が面接相談をしています。（電話で予約してください）

電話予約時に概要等をお聞きして、面接の日時をお伝えします。内容によっては、他の適切な機関をご案内することもあります。

○面接日時

月～金曜日 午前9時～午後0時・午後1時～午後5時

（但し、祝日・12月29日～1月3日を除く）

○相談内容

- ・精神保健福祉に関わる相談
- ・思春期の心の問題、ひきこもりに関する相談
- ・依存症（薬物など）に関する相談 など

【こころの電話】（広島県精神保健福祉協会へ委託）

電話相談を希望される方は、こちらをご利用ください。

○専用電話 082-892-9090

○相談日時

月・水・金曜日 午前9時～午後0時・

午後1時～午後4時30分

（但し、祝日・12月29日～1月3日を除く）

【精神科デイケア】

集団で行う精神科外来治療の一つです。

グループ活動やセミナーなどを通じて、各々の目標に向けて、様々な経験を積んでいきます。

「青年期コース」「リカバリーコース」があります。

詳しくは、お電話でお問い合わせください。

○青年期コース

対象：ひきこもり、社会的不適応、精神疾患等により青年期の発達課題達成に困難を有する方（概ね15歳～30歳）

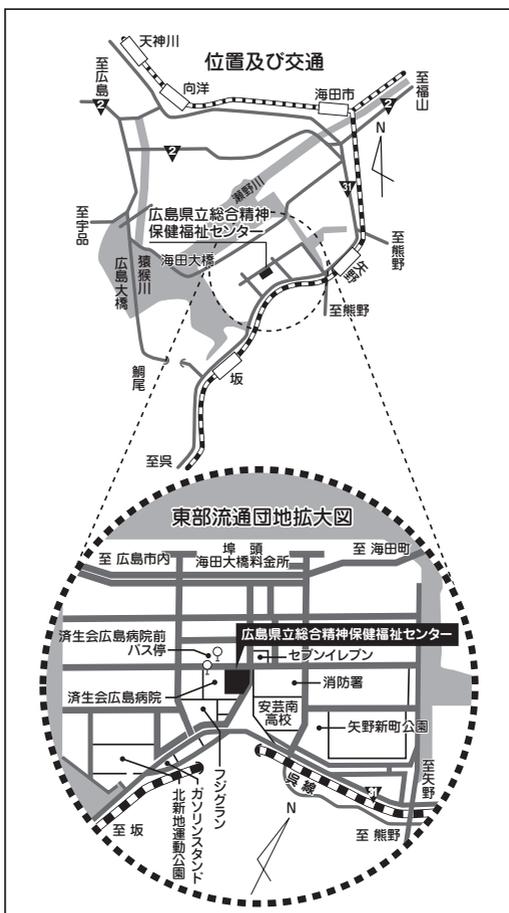
○リカバリーコース

対象：うつ状態や社会不安症等で、復職・再就職・自立の生活を目指している方（概ね25歳～55歳）

【相談料】

相談は無料です。

診察、検査、デイケアは、健康保険が適用されます。



交通の便

- JR呉線 矢野駅下車、徒歩 20 分
- 広電バス 矢野駅前から済生会広島病院前下車すぐ
- 芸陽バス 海田市駅から済生会広島病院下車すぐ
- 坂町循環バス 坂駅前から済生会広島病院下車すぐ

広島市精神保健福祉センター

【所在地】

〒730-0043 中区富士見町11-27 (4階・5階)

【相談日時】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時
(祝・休日、年末年始、8月6日を除く)
面接相談や診療は予約が必要です。

【相談業務内容】

(1) 精神保健福祉相談・診療

＜電話 082-245-7731 FAX 082-245-9674＞

思春期の心の問題、ひきこもり、対人関係の問題、アルコール・薬物・ギャンブル依存の問題、精神的な病気に関すること、自死遺族等の心の痛みなどの相談を行っています。

必要に応じ保険診療を行っています。

(2) 精神科デイケア＜電話 082-245-9174 FAX 082-245-9674＞

精神的な病気で通院している方を対象に、グループ活動を通じて対人関係の改善を図ることを目的として、通院治療を行っています。

対象はおおむね18才～45才までの方で、主治医からデイケアをすすめられている方です。

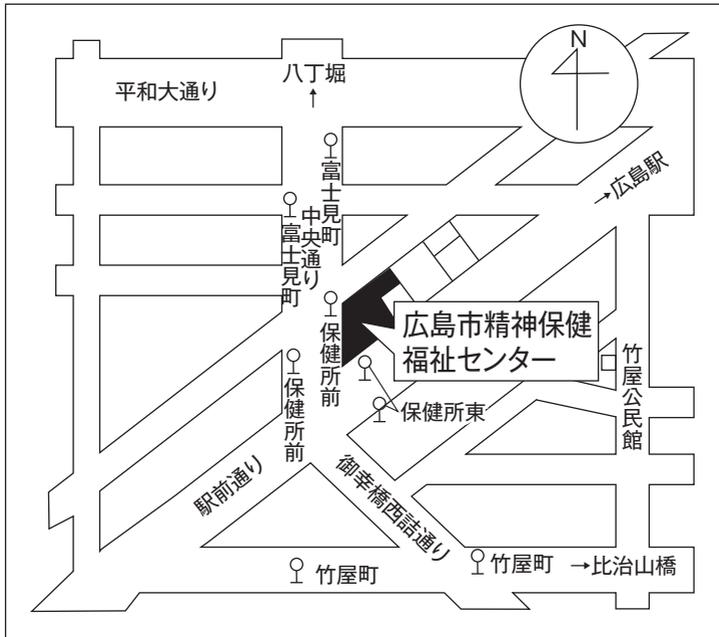
【相談料】

相談は無料です。診療、デイケアは保険診療が適用になります。

【相談方法】

電話で予約してください。

交通のご案内



- | | | |
|---|-------------------------------------|-----------|
| 1 | JR 横川駅・八丁堀から大学病院行き | } 保健所前で下車 |
| 2 | 広島駅・八丁堀から旭町行き
23番 広島バス | |
| 3 | 八丁堀から仁保沖町行き
26番 広島バス
12番 広電バス | |
| 4 | 己斐（JR 西広島駅前）から旭町・大学病院行き
10番 広電バス | } 竹屋町で下車 |
| 5 | アルパーク・御幸橋から広島駅行き
50番 広島バス | } 保健所東で下車 |
| 6 | 広島駅バス乗り場6番からアルパーク行き
50番 広島バス | |

こころの電話

【所在地】

〒 739-0323 安芸区中野東 4 丁目 11 - 13
瀬野川病院内
一般社団法人広島県精神保健福祉協会
電話 082-892-9090
ホームページアドレス <https://www.mentalhealth.hiroshima.jp/> こころの電話 /

【相談日時】

月・水・金曜日（土・日・祝は休み）
午前 9 時～午後 0 時 午後 1 時～午後 4 時 30 分

【相談業務内容】

心の健康に対するあらゆる問題、悩み、トラブル等について、
電話で相談に応じます。

なお、必要に応じて医師による相談も行います。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話にて相談を受付けます。

【アルコール依存自助グループ】

団体名称	特定非営利活動法人 広島断酒ふたば会
連絡先	〒731-0232 安佐北区亀山南5-41-23 特定非営利活動法人 広島断酒ふたば会 会長 中田 克宣 電話 082-814-1874 携帯 090-4802-1865
活動日時	月曜日・火曜日・水曜日・金曜日・日曜日
主な対象	アルコール依存症者とその家族及び酒を辞めたい人
主な活動内容	断酒例会(体験発表) 研修会・大会・学校への参加 飲酒運転追放パレード・ビラ配布

団体名称	AA中四国セントラルオフィス
連絡先	電話 082-246-8608 FAX 082-249-1081
活動日時 ※AA各グループの活動日時・場所については、ホームページ「AA中四国地域情報」をご覧ください。	サービス時間:月～金曜日 午前10時～午後5時 ※休日…土・日・祝日、8月13日～8月16日、12月30日～1月3日
主な対象	飲酒の問題を抱えている人
主な活動内容	AA(アルコールリクス・アノニマス)は飲酒の問題を共に解決していこうとする共同体です。

団体名称	NPO法人広島鯉城断酒会	
連絡先	東区戸坂大上4丁目31-21 電話 082-229-5580(浅田 勝 方)	
活動日時・場所	月曜日 午後6時～午後8時	西区地域福祉センター
	金曜日 午後6時～午後8時	西区地域福祉センター
主な対象	アルコール依存症者とその家族	
主な活動内容	毎週2回の酒害を克服するための集い	

団体名称	アラノン メイプル広島グループ	
連絡先	特定非営利活動法人アラノン・ジャパン 電話 045-642-8777	
活動日時・場所	金曜日 午前11時～午後0時	東区地域福祉センター
主な対象	アルコールの問題をもつ人からの影響を受けた、または受けている家族・友人	
主な活動内容	当事者同士によるミーティングを行っています。	

広島いのちの電話

【所在地】

〒730-0013 中区八丁堀7-11 広島YMCA内
相談電話 082-221-4343 事務局電話 082-221-3113

●自殺予防いのちの電話フリーダイヤル

毎月10日 午前8時～翌日午前8時（厚生労働省補助）
0120-783-556

●毎日コロナフリーダイヤル相談（自殺予防いのちの電話）

毎日 午後4時～午後9時
0120-783-556

●広島県フリーダイヤル「自殺予防いのちの電話」

毎月20日 午前8時～午後8時（広島県委託）
0120-375-568

ホームページ

[広島いのちの電話](#)

[検索](#)



【相談日時】

年中無休 24時間

【相談業務内容】

「いつでも・どこでも・どんな悩みでも」

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話してください。

小さな一歩・ネットワークひろしま「こころのともしび」

【所在地】

〒733-0821 西区庚午北4丁目6番7号 庚午ビル1階

電話 082-274-0414 FAX 082-208-2495

E-mail info@chiisanaippo.com

ホームページアドレス <https://chiisanaippo.com>

【相談日時】

月～金曜日 午前10時～午後5時／土・日曜日 午後1時～午後4時

【相談業務内容】

- 1) 無料傾聴カウンセリング
指導的な立場に立つのではなく、こころの問題で悩んでいる当事者やその近親者の話にゆっくりと耳を傾けます。
- 2) 自助グループの分かち合い
 - ①自死遺族の傾聴と分かち合い／偶数月第3日曜日 午後0時～
 - ②こころを休憩する会／毎月第2日曜日 午後2時～当事者だけが集まり、お互いの想いを語り合います。専門職による指導や助言はありません。

【主な相談対象】

こころの問題で悩んでいる人。年齢・性別・精神障害の有無は問いません。

【相談方法】

電話でご連絡の上、直接来所ください。



【アクセス】

■公共交通／JR広島駅、またはJR西広島駅より「広島電鉄宮島線」高須駅下車、徒歩7分・広島バス25号線「庚午北4丁目」バス降り徒歩2分

市役所原爆被害対策部援護課

【所在地】

〒730-8586 中区国泰寺町一丁目6-34

電話 082-504-2196（被爆者相談ダイヤル）

【相談日時】

月～金曜日（祝祭日、年末年始、8月6日は休み）

午前8時30分～午後5時15分

【相談業務内容】

被爆者の健康福祉の増進を図るため、次のような相談に応じています。

- 1 健康、医療の相談
- 2 原爆諸手当等原爆関係諸手続の相談
- 3 生活等福祉関係の相談
 - (1) 原爆養護ホームへの入所に関すること
 - (2) その他生活・福祉制度について

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は直接来所してください。また、各区役所厚生部地域支えあい課で同様に相談を行っています。（66～67ページ参照）

原爆被害者相談員の会被爆者相談センター

【所在地】

〒730-0051 中区大手町5-16-18 大手町パルビル4階
携帯電話 090-7375-1211

【相談日時】

随 時

【相談業務内容】

被爆者の問題について、医療ソーシャルワーカー、社会福祉士、精神保健福祉士、ケアマネなど専門家が相談に応じます。

例えば

- ◎ 原爆症認定申請や認定却下への対応
- ◎ 原爆介護手当や介護保険の利用
- ◎ 被爆者が利用できる病院や施設の紹介
- ◎ ひとり暮らし、生活上の不安
- ◎ 被爆者健康手帳の申請
(直接、入市、救護、黒い雨など)
- ◎ 黒い雨降雨未指定地域への対応
- ◎ 各種の被爆者手当の申請
- ◎ 生活保護、保険、年金、福祉の相談
- ◎ その他、被爆者証言や自分史づくりなど

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話してください。

内容によって、担当相談員を紹介します。

性被害ワンストップセンターひろしま

【所在地】

〒

住所

} 非公開としています。

電話（FAX） 専用相談電話 082-298-7878

ホームページアドレス

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/43/seihigaihiroshima.html>

【相談日時】

24時間365日

【相談業務内容】

- ・レイプ、強制わいせつ（未遂・致傷を含む）、配偶者からの性暴力や児童への性虐待、痴漢、公然わいせつ、セクハラなどの性被害に関する相談を専用電話で受け付けています。
- ・電話相談対応後、必要に応じて面接相談、付添支援（弁護士相談、臨床心理士相談）など、性被害にあわれた方が求める支援を実施します。
- ・医療機関受診（被害後72時間以内の緊急避妊や性感染症の検査など）のため、協力医療機関との連絡調整、付添支援などを実施します。

【相談料】

無料

【相談方法】

専用相談電話にお電話ください。

【その他】

緊急避妊治療、感染症検査などの医療費（全額）、弁護士相談及び臨床心理士相談に係る費用（一部）の公費負担制度があります。

広島県警察本部

【所在地】

〒730-8507 中区基町9-42
代表電話 082-228-0110

【相談日時】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(祝、休日、12月29日～1月3日及び上記以外の時間は、担当者以外が対応する場合があります。)

【相談業務内容】

犯罪被害、暴力団関係、少年問題、交通事故被害等の警察業務に関連した相談について（相談内容によって担当部署を御案内します。）

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は直接来庁してください。

【その他】

- 警察業務について総合的な相談窓口は
- ・警察安全相談電話 携帯電話・PHS・プッシュ回線は、局番なしの[# 9110]
 - ・各警察署でも警察安全相談を受けられます。
 - ・緊急性のある事件・事故等の場合は110番

公益社団法人 広島被害者支援センター

【所在地】

〒730-0031 中区紙屋町二丁目2-18 サンモール5階

代表電話 082-245-6667

ホームページアドレス <http://www.13.plala.or.jp/vach2-13/>

【相談日時】

月～土曜日

午前9時～午後5時

休日（祝・休日 12月28日～1月4日 8月13日～8月16日）

【相談専用電話】

082-544-1110

【相談業務内容】

◎電話相談

犯罪や事故等に関し被害者やそのご家族等が抱える問題や悩みについて相談を受けています。

◎面接相談

予約制 必要に応じて専門家が対応します。

◎直接的支援

犯罪や事故等に関し被害者やそのご家族等への直接的な支援を行います。

- 刑事裁判の傍聴するときや証人出廷のときの裁判所への付き添い
- 刑事裁判の傍聴に行けないときの代理傍聴
- 警察や検察庁での事情聴取や届出のための付き添い
- 病院での治療や検査等に行くときの付き添い
- 自宅などでの日常生活の回復に必要な支援

【相談料】

無 料

【相談方法】

お気軽に、電話してください。

【その他】

当センターは広島県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」として指定を受けた県内唯一の団体であり、相談内容は決してもれることなく、安心してご相談ください。

広島市犯罪被害者等総合相談窓口

【所在地】

〒 730-8586 中区国泰寺町一丁目 6 - 34
市役所本庁舎 12 階 市民局市民安全推進課
相談専用電話 082-504-2722

【相談日時・相談業務内容】

日時：月～金曜日（祝休日、8月6日、年末年始12月29日～
1月3日を除く）
午前8時30分～午後5時15分
内容：犯罪による被害を受けた方からの相談や問い合わせに対
し、各種支援制度の案内や関係機関・団体に関する情報提
供を行います。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は直接来所してください。

広島市暴力被害相談センター

【所在地】

〒730-8586 中区国泰寺町一丁目6-34 市役所本庁舎12階
電話 082-504-2710 FAX 082-504-2712

【相談日時・相談業務内容】

相談名	日 時	相談業務内容
暴力被害相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 (祝休日、8月6日、年末年始 12月29日～1月3日を除く)	暴力団などの介入や暴力絡みの ・債権の取立て ・工事の施工 ・不動産の売買 ・商品の販売 ・交通事故の示談 など
暴力被害相談 (区役所巡回相談)	各区役所 月1回(中区を除く) 午後1時～午後3時 ※詳しくは3～4ページの「暴力 被害相談」をご覧ください。	※区役所巡回相談は、相談員 が各区役所に出向いて相談 をお受けします。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は直接来所してください。

(区役所巡回相談は、各区役所区政調整課(2ページ参照)に電話で予約をしてください。)

広島法務局 人権相談所

【所在地】

〒730-8536 中区上八丁堀6-30 合同庁舎3号館4階

広島法務局 人権擁護部（人権相談に関すること）

みんなの人権 110番 電話 0570-003-110

※ 最寄の法務局につながります。

子どもの人権 110番 電話 0120-007-110

女性の人権ホットライン 電話 0570-070-810

※ IP電話からは接続できない場合があります。その場合は、電話 082-228-5792 におかけください。

【広島県法務局ホームページ】

<http://www.houmukyoku.moj.go.jp/hiroshima/>

【広島県人権啓発活動ネットワーク協議会ホームページ】

http://www.moj.go.jp/jinkennet/hiroshima/hiroshima_index.html

【相談日時】

月～金曜日（祝・休日は休み）午前8時30分～午後5時15分

【相談業務内容】

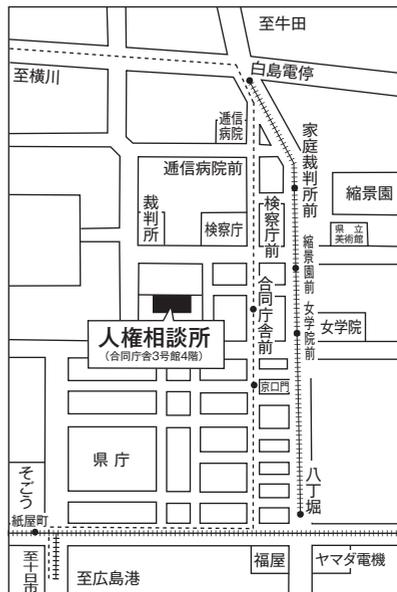
- 近隣との争いごと
- 子どもや高齢者の虐待
- いじめや体罰
- 押しつけや嫌がらせ
- 結婚や就職時の不当な差別
- 国籍による差別
- 部落差別
- 結婚・離婚の強要、妨害
- 名誉、信用を傷つけられたとき
- セクシュアルハラスメント
- インターネットを悪用した人権侵害
- その他人権を侵害されたときなどについて相談を受けています。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は直接来所してください。



広島家庭裁判所

【所在地】

〒730-0012 中区上八丁堀1-6

電話 082-228-0561

【家事手続案内の受付日時】

月～金曜日（祝日及び12月29日～1月3日を除く）

午前9時～午前11時 午後1時～午後4時

【内容】

次のような問題について家事手続案内を行っています。

- (1) 離婚、婚姻費用の分担など婚姻中の夫婦に関する問題
- (2) 内縁関係解消及び調整、婚約解消など婚姻外の男女間の問題
- (3) 養育費、親権者変更、子の氏変更など親子に関する問題
- (4) 親子、兄弟姉妹その他親族間の扶養の問題
- (5) 離縁、未成年者の養子縁組、特別養子縁組、養親又は養子死亡後の離縁など養子に関する問題
- (6) 相続放棄、限定承認、遺産分割など相続に関する問題
- (7) 親族間の紛争に関する問題
- (8) 婚姻・離婚などの身分行為の無効・取消、親子関係存否確認、認知、嫡出子否認など身分行為に関する問題
- (9) 後見、保佐、補助など成年後見制度に関する問題
- (10) 不在者の財産管理、失踪宣告に関する問題
- (11) 親権者と子の間で利益が相反する場合などの特別代理人選任に関する問題
- (12) 遺言書の検認、遺言執行者の選任、遺留分の放棄など遺言・遺留分に関する問題
- (13) 相続人がいない場合の相続財産の管理に関する問題
- (14) 氏又は名の変更、就籍、戸籍訂正など戸籍に関する問題

【費用】

無 料（申立ての際には手数料などの手続費用が必要）

【方法】

戸籍謄本等の関係書類をご持参ください。

「家事手続案内」では、家庭裁判所の手続を利用できるかどうか、利用できる場合にはどのような手続があるかなどについて、説明、案内します。そのため、法律相談や身上相談には応じることができませんので、ご注意ください。

裁判所ウェブサイト (<https://www.courts.go.jp/>) に、家事事件に関する一般的な説明、審判・調停手続の説明、主な家事事件についての手続の概要や必要書類が掲載されていますので、ご利用ください。



広島簡易裁判所 受付案内センター

【所在地】

〒730-0012 中区上八丁堀 2 - 43

電話 082-502-2210

【手続案内日時】

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時～午後5時（受付は午後4時まで）

【内容】

民事上のトラブルについて、民事調停その他裁判所を利用する場合の各種手続（通常訴訟、少額訴訟、支払督促など）の説明を行っています。

なお、トラブルの実体的判断（裁判の勝敗の判断）やアドバイスを求める相談には応じていません。

（民事上のトラブルの具体例）

- (1) 人身傷害あるいは物的損害を伴う自動車事故による損害賠償に関する紛争
- (2) 借地、借家の明渡しや敷金の返還、地代、家賃の値上げなど、宅地建物の利用関係に関する紛争
- (3) 売掛代金や手形、小切手金の請求など、商事関係に関する紛争
- (4) 農地等の貸借その他の利用関係に関する紛争
- (5) 公害や日照、通風等の私生活上の被害に関する紛争
- (6) 土地、建物、その他の物の売買に関する紛争
- (7) 建物の建築請負に関する紛争
- (8) 山林や宅地の所有関係（範囲に関するものを含む）に関する紛争
- (9) 貸金（消費者向け小口金融）や立替金等の返済に関する紛争で債務額の確定及びその支払方法の協定に関する紛争
- (10) 貸金等の未払いに関する紛争

【費用】

無 料（各種手続の申立ての際には手数料などの手続費用が必要）

広島弁護士会 紙屋町法律相談センター

【所在地】

〒730-8501 中区基町6-27 (そごう新館6階)

電話 082-225-1600 FAX 082-225-1616

ホームページアドレス <http://www.hiroben.or.jp>

【相談日時】

毎日 午前10時10分～午後4時25分

夜間(水曜日) 午後5時30分～午後7時30分

【相談業務内容】

金銭問題、不動産問題、家庭問題、その他法律に関するすべての問題について相談を受けています。

【相談料】

一般相談 40分 6000円(税別)

交通事故相談 原則無料(刑事処分、行政処分に関する相談は有料)

クレジット・サラ金相談 原則無料

※ 一般相談でも、収入等について、一定の要件を満たす方は、無料で相談を受けることができます。

【相談方法】

電話で予約来所してください。(1週間前より受付)

予約受付電話 082-225-1600 受付時間 午前9時30分～午後4時



広島司法書士会総合相談センター

【所在地】

〒730-0012 中区上八丁堀 6 - 69

電話 082-511-7196 FAX 082-223-4382

ホームページアドレス <https://www.shiho-hiro.jp/>

【相談日時】

電話相談 月～金曜日 午後0時～午後3時

面談相談 月曜日 午後2時～午後5時（祝日、第5月曜日を除く）

火曜日・木曜日・金曜日 午後6時～午後8時

（祝日、第5火木金曜日を除く）

第2・第4土曜日 午前10時～午後0時

【相談業務内容】

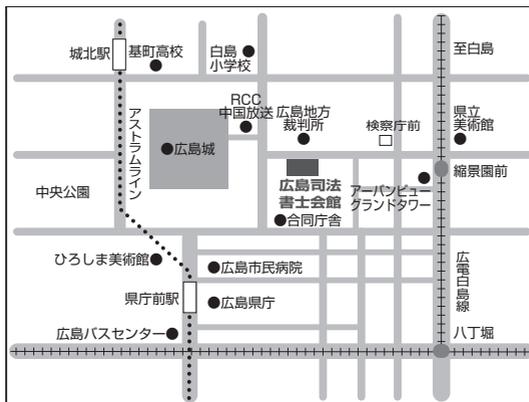
- 相続のこと、遺言のこと
- お年寄りの財産管理（成年後見）
- ご近所トラブル（近隣関係）
- 悪質な訪問販売・買取（悪質商法被害）
- 夫婦、親子関係 ●交通事故 ●不動産・会社の登記
- 借金のお悩み ●空き家に関する問題
- その他、司法書士が相談を受けることができる法律問題全般

【相談料】

無 料

【相談方法】

まずは電話相談していただいて、面談相談の予約をして下さい。



独立行政法人自動車事故対策機構

【所在地】

〒733-0036 西区観音新町二丁目4-25 第一菱興ビル1階

電話 082-297-2255 FAX 082-297-2251

ホームページアドレス <http://www.nasva.go.jp/>

【相談日時】

月～金曜日、第1・第3土曜日、午前8時30分～午後5時10分

(祝日及び第1・第3土曜日の翌週の月曜日、土曜日(第1・第3以外)を休業します。)

【相談業務内容】

自動車事故による被害者の保護の増進を目的に、次のような相談に応じています。

(1) 重度後遺障害者介護料の支給

「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」に重度の後遺障害を持つため、日常生活動作について「常時」又は「随時」の介護が必要となった方に支給しています。

・介護料支給額	特1種月額定額	68,440円(上限額	136,880円)
	I種月額定額	58,570円(上限額	108,000円)
	II種月額定額	29,290円(上限額	54,000円)

- ・支給期間 申請書を受理した月から介護料を支給すべき事由が消滅する月まで。

(2) 交通遺児等貸付(無利子)

交通遺児及び重度の後遺障害が残った人のお子さん(0歳から中学卒業まで)に対して生活資金、入学支度金をお貸しします。

ア 一時金	155,000円	イ 毎月	10,000円又は20,000円の選択制
ウ 入学支度金	44,000円		

(3) 後遺障害保険金又は共済金の一部立替貸付(無利子)

後遺障害が残る場合、その後遺障害について自賠責保険金の支払を請求できる人に対してお貸しします。

(4) 保障金の一部立替貸付(無利子)

ひき逃げ事故又は無保険車や盗難車が原因の事故による被害者で、保障金を請求できる人に対してお貸しします。

(5) 不履行判決等貸付(年3%)

確定判決、執行証書、その他の損害賠償についての債務を得ていながら、その弁済を受けることができない人に対してお貸しします。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は直接来所ください。

広島主管支所案内図

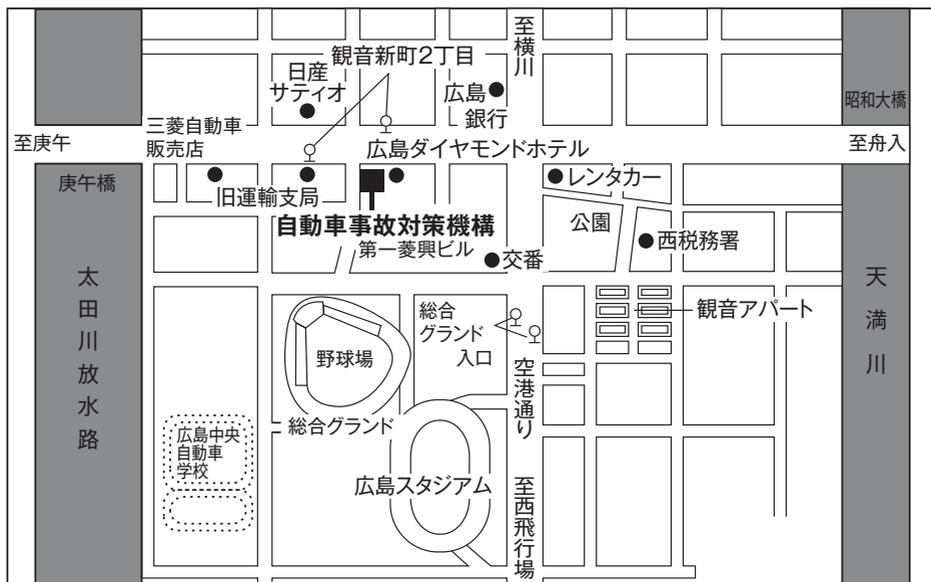
【広島駅バスターミナル】

B ホーム⑥番

アルパーク行（広島バス）に乗車（約40分）、観音新町2丁目（バス停）で下車し、徒歩3分

A ホーム①番

観音マリーナホップ行（広電バス）に乗車（約40分）、西税務署入口（バス停）で下車し、徒歩3分



公益財団法人 日弁連 交通事故相談センター

【所在地】

〒730-8501 中区基町6-27 そごう新館6階

電話 082-225-1600

ホームページアドレス <http://www.n-tacc.or.jp>

【相談日時】

毎日 午前10時10分～午後4時25分

(日曜日・祝日も開所しています)

【相談業務内容】

交通事故に伴う法的な問題について、次のような相談を受けています。

- (1) 損害の請求金額
- (2) 損害の請求方法
- (3) 賠償責任(過失の度合)
- (4) 賠償責任者の認定
- (5) 示談の仕方と知識
- (6) 自賠責保険関係
- (7) その他交通事故についての一切の法律相談(刑事処分・行政処分の相談はできません。)

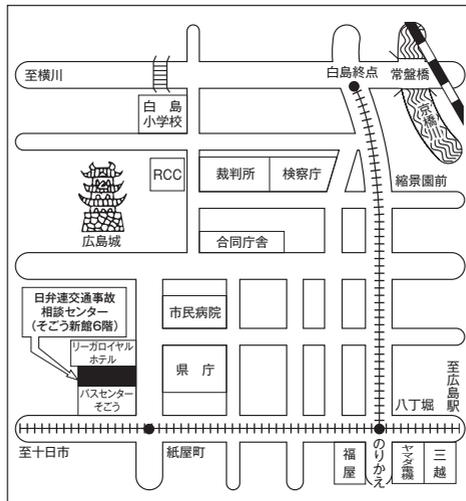
【相談料】

原則無料

【相談方法】

電話で予約をしてください。(1週間前から受付)

予約受付電話 082-225-1600 受付時間 午前9時30分～午後4時



【所在地】

〒730-0036 中区袋町3-17 シシンヨービル12階
電話 ナビダイヤル 0570-022808 (通話料有料)
PHS・IP 電話からは以下の直通電話におかけください
直通電話 082-553-5201

【相談日時】

月～金曜日 (祝日・休日および12月30日～1月4日を除く)
午前9時15分～午後5時

【相談業務内容】

損害保険に関する一般的なご相談に対応するほか、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社(注)とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決の支援業務等を行っています。

(注)当協会と手続実施基本契約を締結している保険会社に限りです。

【相談料】

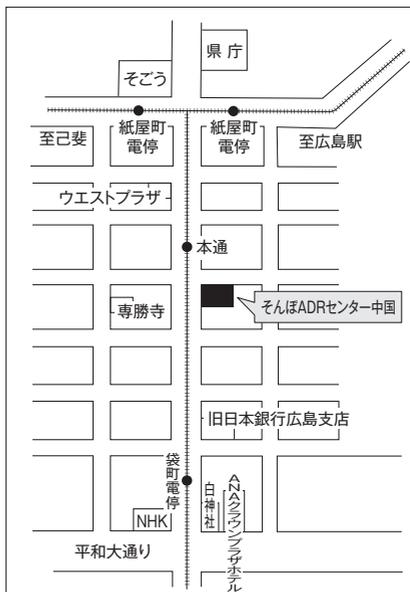
無 料

【相談方法】

電話または来訪。
※来訪相談は予約制です
ので電話で事前予約の上、来訪ください。

【アクセス方法】

広島電鉄宇品線電停
「本通」 駅下車徒歩1分



中国税理士会成年後見支援センター

【所在地】

〒 730-0036 中区袋町 4 - 15
電話 082-249-6229
ホームページアドレス
<http://www.chuzei.or.jp/support/>

【相談日時】

水曜日 午後 1 時～午後 4 時
(国民の祝日、8 月 11 日～8 月 17 日及び 12 月 25 日～
1 月 7 日を除く)

【相談業務内容】

成年後見制度全般

[例]

- もの忘れがひどくなり、今後の財産管理が不安です。
- 子どもが知的障害者で、将来がとても不安です。
- 知り合いから保佐人になってくれと頼まれました。
- 将来、認知症になったときに備え、今のうちにできることは？
- 銀行から成年後見制度を利用するよう勧められました。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話相談 (予約不要)

一般社団法人 社労士成年後見センター広島

【所在地】

〒730-0015 中区橋本町10-10 広島インテスビル5F

(広島県社会保険労務士会事務局内)

電話 082-836-4487 FAX 082-836-4488

ホームページアドレス <http://www.hiroshima-sr.or.jp/>

【相談日時】

第2・4木曜日 午前10時～午後4時

【相談業務内容】

認知症や知的障害、精神障害等で判断能力が不十分になられた方に対するサポートをお考えの方、成年後見制度をご検討の方などのご相談をお受けいたします。

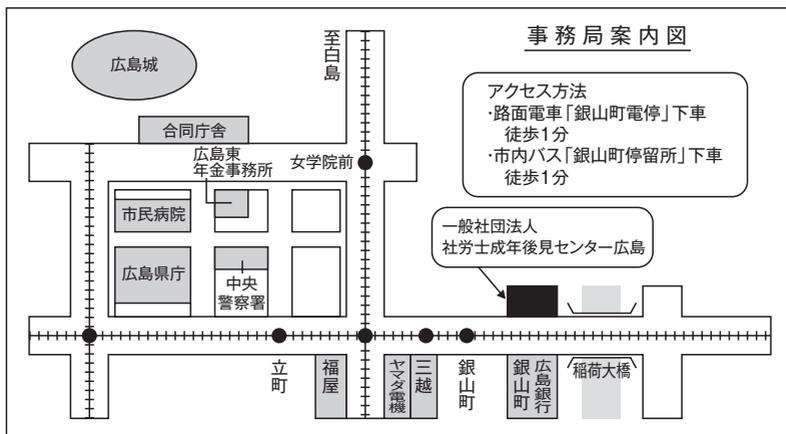
年金や医療、介護等社会保険の専門家としてみなさまのお悩みにお答えいたします。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話相談 上記の日時にお電話ください。



リーガルサポートひろしま（広島司法書士会）

【所在地】

〒730-0012 中区上八丁堀6-69 広島司法書士会内

電話 082-511-0230 FAX 082-223-4382

【相談業務内容】

- ・成年後見制度について
- ・任意後見制度について
- ・高齢者、障がい者への虐待問題について
- ・高齢者、障がい者の財産管理について

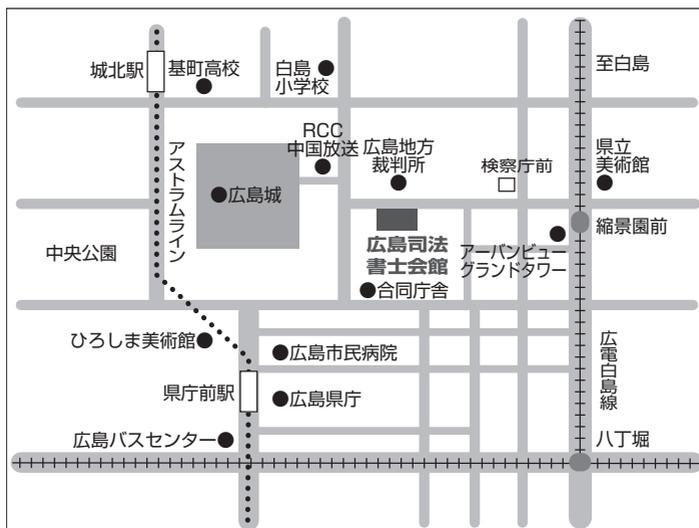
【相談料】

無 料

【相談方法】

電話相談 082-511-0230

（月～金曜日（祝祭日を除く）午前9時～午後5時）



コスモス成年後見サポートセンター
広島県支部（コスモスひろしま）

【所在地】

〒730-0037 中区中町8-18 広島クリスタルプラザ10F
(広島県行政書士会内)

電話 082-243-5776

ホームページアドレス <http://www.cosmos-sc.or.jp/>

【相談日時】

月～金曜日（祝休日・年末年始を除く）のみ
午前9時～午後5時

【相談業務内容】

高齢者の方や障害者の方の成年後見制度の利用等について様々な相談を受け付けております。

【相談料】

無 料

【相談方法】

お電話にて（必要に応じて面談もさせていただきます）

ぱあとなあひろしま（広島県社会福祉士会）

【所在地】

〒732-0816 南区比治山本町12-2（県社会福祉会館内）

【相談日時】

面接相談：第2火曜日、午後2時～午後4時

電話相談：月～金曜日

午前10時～午後4時 電話 090-7970-3019

【相談業務内容】

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力や意思能力にハンディをお持ちの方やその家族、またはお知り合いのことで、何か心配や不安を感じていらっしゃる方はありませんか。おひとりおひとりが、自分らしく生き生きと暮らすには、どうすればよいか一緒に考えましょう。広島県社会福祉士会の「ぱあとなあひろしま」の社会福祉士が、成年後見制度や社会福祉に関することについて、みなさまからのご相談をお受けいたします。

【相談料】

無 料

【相談方法】

面接相談ご希望の場合は事前に下記の事務局へご連絡の上、ご相談ください。

その他の相談は、携帯電話090-7970-3019までお問い合わせ下さい。移動中などすぐに応答できない場合もありますので予めご了承ください。（月～金曜日 午前10時～午後4時）

【事務局】

〒732-0816 南区比治山本町12-2（県社会福祉会館内）

広島県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあひろしま

電話 082-254-3019 FAX 082-254-3018

E-mail office@hacsw.jp

ホームページアドレス <http://hacsw.jp/>

子育てほっとライン広島

【実施主体】

NPO 法人子ども虐待ホットライン広島

広島県内の弁護士や臨床心理士・保健師・ケースワーカー・
心理セラピストなどを中心とした NPO 法人です。

【電話番号】

電話 082-227-6100

ホームページアドレス <http://hotlinehiroshima.life.coocan.jp>

【相談日時】

火曜日・木曜日・土曜日

午前 10 時～午後 3 時（年末・年始を除く）

【相談業務内容】

1. いらいらしたら！

泣きたくなったら！

話すことでほっと一息つきましょ！

2. あの子 大丈夫かな？

心配だな。

と感じたら、早めの見守りにつなげましょ。

子どもへの虐待に関する相談に専門相談員が応じます。

【相談料】

無 料

【相談方法】

お気軽に、お電話してください。秘密は厳守します。

広島修道院 子ども・なんでも相談ステーション

【所在地】

〒732-0052 東区光町1丁目17-12 飯田ビル104

電話 082-263-3058 FAX 082-261-1114

【相談日時】

平日 午前9時～午後5時 土曜日 午前9時～午後6時

日曜日 午後0時～午後6時

※上記以外の時間帯や多数のご相談がある場合には受付のみとさせていただきます。

【相談業務内容】

子どもの健全育成を願い、子育てにおける悩み相談をお受けしています。

保育士、児童相談員、栄養士、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、心理士などの専門スタッフが、ご相談に応じます。場合によっては訪問活動や日中の一時預かりもいたします。

(1)発育相談(成長、発達など) (2)情緒発達(心や体の変化など) (3)栄養指導(離乳食、幼児食、好き嫌いなど) (4)生活指導(遊び、勉強、しつけなど) (5)保健指導(身体、病気のことなど) (6)生活問題(不登校、いじめ、虐待など)

※身体的・精神発達上の専門的な相談については、専門機関を紹介します。

【相談料】

無料

【相談方法】

電話及び面談 ※面談をご希望の場合は、事前にご連絡ください。



広島市児童相談所

【所在地】

〒732-0052 東区光町二丁目15-55

広島市児童総合相談センター内（4階）

電話 082-263-0694 FAX 082-263-0705

ホームページアドレス <http://www.city.hiroshima.lg.jp>（広島市ホームページ）

E-mail jiso@city.hiroshima.lg.jp

【相談日時】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

（国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始、8月6日を除く）

ただし、虐待に関する通報・相談は、夜間・休日であっても、24時間電話受付をしています。

【相談業務内容】

18歳未満の子どもに関する様々な相談に応じています。

児童福祉司や児童心理司などの専門スタッフが解決方法を一緒に考え、アドバイスを行いながら、その子に必要な次のような支援を行います。

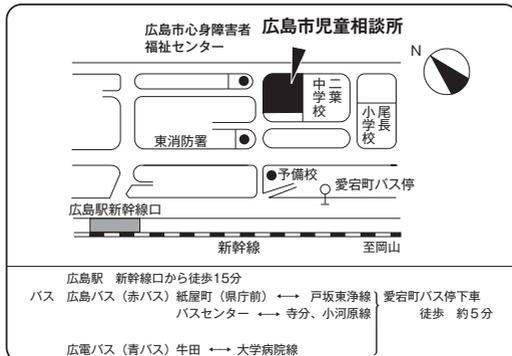
子ども・保護者等への必要な支援・指導、心理診断、カウンセリング、一時保護、乳児院や児童養護施設などへの入所、里親での養育、適切な他機関への紹介 など。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は直接来所。来所の際は、できるだけ事前に予約をしてください。



広島市青少年総合相談センター

家庭、学校、地域社会、関係機関が一体となり次代を担う青少年の成長を支援するとともに青少年の様々な心の苦しみや痛み、思いを受け止めることができるよう、有機的に機能できる相談指導体制を備えた機関として設置されています。

【所在地】

〒730-8586 中区国泰寺町一丁目4-15
(市役所北庁舎別館1階)

電話 082-242-2117 FAX 082-242-2018

【対象者】

幼児期から思春期、青年期までの心理や行動の問題、発達の課題などの相談に、専門の相談員と一緒に考えます。

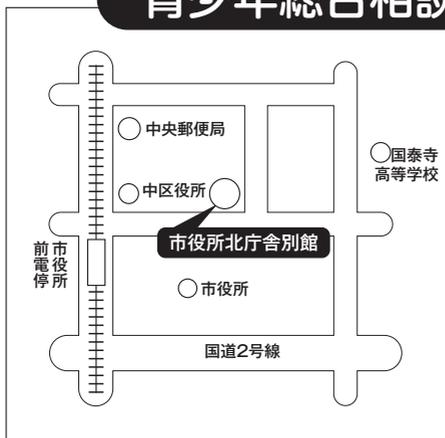
【相談業務内容及び日時】

相談業務内容	電話	相談時間
青少年相談 ・不登校、ひきこもり、友達関係、学習、進路、子育て、子どもへの関わり方などについて	082-242-2117	月～土曜日 午前9時～午後5時 祝日、年末年始及び8月6日を除きます。
いじめ110番 ・「子どものいじめ」に関する相談やあらゆる「子どもSOS」に関する相談	082-242-2110	24時間
障害のある子どもについての就学・教育相談	082-504-2197	月～金曜日 午前9時～午後5時 祝日、年末年始及び8月6日を除きます。
分室(児童総合相談センター 3階)でも行っています。 〒732-0052 東区光町二丁目15-55	082-264-0422	

【相談について】

- ・電話相談・面接相談を行います。(面接相談は予約が必要です。)
- ・秘密は厳守します。
- ・相談は無料です。

青少年総合相談センター



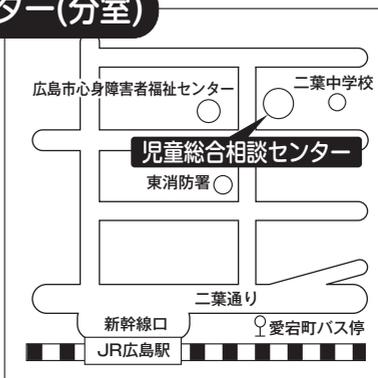
〒730-8586
中区国泰寺町一丁目4-15
(市役所北庁舎別館1階)

路面電車、バス 市役所前
下車徒歩1分

青少年総合相談センター(分室)

〒732-0052
東区光町二丁目15-55
(児童総合相談センター3階)

広島駅新幹線口から徒歩10分
愛宕町バス停下車 徒歩6分



少年サポートセンターひろしま

【所在地】

〒730-8586 中区^{なやむな}国泰寺町一丁目4-15 市役所北庁舎別館1階

電話 082-242-7867

ホームページアドレス <https://www.city.hiroshima.lg.jp>

E-mail ikusei@city.hiroshima.lg.jp

【相談日時】

月～金曜日：午前10時～午後5時

（祝・休日、8月6日及び年末年始を除きます。）

【相談内容】

少年の非行問題全般、少年犯罪に関する相談を受け付け、広島市教育委員会と広島県警察が連携して、非行防止から立ち直りまでの一貫した支援を行います。

【相談料】

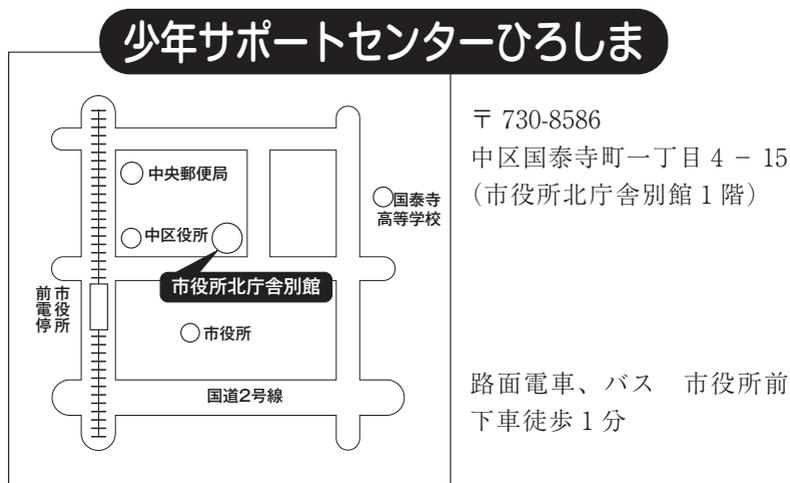
無料

【相談方法】

電話、面接又はメール

【対象】

少年・保護者等



児 童 ア フ タ ー ケ ア ひ か り

【所在地】

〒 732-0052 東区光町 1 丁目 17 - 12 飯田ビル 104
電話 082-261-1124 FAX 082-261-1114
E-mail aftercare@sweet.ocn.ne.jp
ホームページアドレス <http://hiroshima-hikari.com/>

【相談日時】

開所日 火曜～日曜日
時 間 火曜～金曜日 午前 9 時～午後 5 時
土曜日 午前 9 時～午後 6 時
日曜日 午後 0 時～午後 6 時

【相談業務内容】

事業の目的

社会的養護に関わる児童

児童養護施設、ファミリーホーム、里親、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」という）からの退所を控えた児童、又は、既に退所した児童等のために、入所中から退所後を通じて情報提供、研修、個別の相談等を行うことにより、児童等が就労、学業を継続し、安定して生活することを目的とする。

事業概要

(1) 事業の対象者

- ア 広島市内の児童養護施設等からの退所を控えた児童
- イ 児童養護施設等を既に退所した児童等であって、本市内に居住又は通勤・通学している児童等
- ウ 広島修道院の児童を支援対象の中心とし、他施設については支援の要望等に応じて対象と内容を拡げていく。

(2) 退所前・退所時支援

- ア 中学生の時期から、面接等により退所後の進路や生活設計を考える機会を与える。
- イ 生活スキルを身に着けたりするための情報提供、進路開拓のための学習支援を行う。
- ウ 就労に向け、ハローワーク等への同行、職業選択のための助言、模擬面接等の支援を行う。

(3) 退所後支援

- ア イベントや研修等を通じて情報提供をする（集団指導）。
- イ 就労、学業を安定して継続できるよう、日常生活上の課題等について相談に応じ、必要に応じて他機関、団体等と連携して必要な支援を行う。

(4) 情報提供・広報活動

- ア ホームページ、お便り等によるイベントや生活情報の提供を行う。
- イ すでに退所している人への事業の周知を図る。

(5) 当事者活動の支援

児童養護施設等の退所者によるサークル活動や情報発信を支援する。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話、来所、訪問

【地図】



広島ひきこもり相談支援センター

ひきこもりとは、様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態のことをいいます。（厚生労働省ガイドラインより）

広島ひきこもり相談支援センターでは、各種相談を通じて、ひきこもりの方の社会参加や自立を支援します。

【対象】

概ね18歳以上のひきこもりの方とその家族など

【相談内容】

- (1) 電話、来所または必要に応じて訪問等による相談に応じます。ただし、面接相談は予約が必要です。
- (2) 相談内容に応じて他の適切な関係機関とつながるように支援します。

【相談費用】

無 料

[設置場所及び相談時間など]

	西部センター	中部・北部センター
所在地	西区楠木町一丁目8-11	安芸区中野東四丁目5-25-2F (Seno リバービレッジ内)
運 営	特定非営利活動法人青少年交流・自立・支援センター CROSS	一般社団法人 広島県精神保健福祉協会
開所時間	月・水・木・金・土曜日 午前9時～午後6時(祝日を除く)	月・水・木・金・土曜日 午前8時45分～午後4時45分(祝日を除く)
電 話	082-942-3161	082-893-5242
E-mail	hiro-shien@grape.plala.or.jp ※メールではお住まいの区をお知らせください。原則として、1週間以内にご連絡いたします。緊急性の高い内容には対応できかねますのでご了承ください。携帯電話をご利用の場合は、上記のアドレスからのメールが受信できるよう設定してください。	mha-62kokoro@do4.enjoy.ne.jp
U R L	http://cross-hiroshima.com/index.php/center	https://www.mentalhealth.hiroshima.jp/ 広島ひきこもり相談支援センター-中部-北部/
担当地区	広島市（安芸区を除く）、 大竹市、廿日市市	広島市安芸区、東広島市、安芸高田市、北広島町、安芸太田町、府中町、海田町、坂町、熊野町等
M A P		
アクセス方法	JR 横川駅徒歩7分	JR 中野東駅徒歩10分 芸陽バス権現橋下車徒歩5分

※上記のほか、三原市に東部センターがあります。

【引きこもり・不登校・発達障害に関する相談】

相談機関名	KHJ 広島「もみじの会」 (特定非営利活動法人「KHJ 全国ひきこもり家族 会連合会」広島支部)	
連絡先	〒 733-0002 西区楠木町一丁目 8 - 11 (NPO 法人 CROSS 内) 電話 082-942-3160 FAX 082-942-3162 ※連絡先 (前川 携帯 090-8060-0054)	
相談日時	第 2 日曜日 午後 1 時～	広島市西区地域福祉センター 4 階ボランティア研修室
主な相談対象	引きこもりの子を持つ家族	
主な相談内容	・会員間の情報交換、専門家の講演などを実施し ています。	

相談機関名	楽らくゼミナール【URL http://www.rakuzemi.com 】	
連絡先	〒 730-0847 中区舟入南一丁目 4 - 41 電話 082-234-1004 080-6341-4828	
相談日時	月～金曜日 午前 11 時～午後 2 時	
主な相談対象	不登校、発達障害の子を持つ保護者 不登校の子、発達障害の子	
主な相談内容	不登校、発達障害に関する相談 不登校、発達障害の子への訪問支援	
相談料	電話相談は無料 訪問支援は有料	

ひろしま チャイルドライン

【実施主体】

認定 NPO 法人ひろしまチャイルドライン子どもステーション

【電話番号】

18 才までの子どもがかかるでんわ（大人の方はご遠慮下さい）
電話 0120-99-7777

【相談日時】

毎日 午後 4 時～午後 9 時

【相談業務内容】

4 つのやくそく

1. ヒミツはまもるよ。
1. 名前は言わなくてもいい。
1. どんなことも、いっしょに考える。
1. 切りたいときは、電話を切っていい。

安心してかけておいで

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話してください。

ヤングテレホン広島

【電話番号】

電話 082-228-3993

【相談日時】

24時間（平日午後5時15分～翌午前8時30分、土、日、祝日は当直の警察官が対応）

【相談業務内容】

非行問題や犯罪被害をはじめ、友人関係、親子関係、学校問題、いじめなど子どもに関する相談を受けています。

子どもたち本人からの相談はもちろん、家族や友達からの相談でもかまいません。

※ 例えば：夜遊びや無断外泊が多くなった

いじめを受けている

子どもが家で暴れる

先輩や同級生から暴力を受けた、お金を要求される

暴走族や非行グループに入っているかも… など

【相談料】

無 料

【相談方法】

お電話ください。

【その他】

メール相談も受け付けています。

県警ホームページからアクセスしてください。

ただし、メールによる返信は行っていません。こちらからは電話で返答します。

県警ホームページアドレス

<http://www.pref/hiroshima.lg.jp/site/police/>

思春期ホットライン

【所在地】

〒733-0033 西区観音本町一丁目1-1 広島医師会館
電話 082-295-8743

【相談日時】

土曜日 午後2時～午後4時
(第5土曜日、祝祭日は休み)

【相談業務内容】

思春期にあたる人、その家族のもつ問題について

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話してください。

にんしん SOS 広島

思いがけない妊娠に関するお悩み相談の窓口です。
相談は無料で秘密は厳守します。
ひとりで抱え込まないで相談してください。

【運営団体】

広島県から産前・産後母子支援事業の委託を受けた「にんしん SOS 広島」が運営しています。

【相談内容】

「生理が遅れている…妊娠したかも」
「妊娠していた。…親にも誰にも言えない」
「産みたい…でも育てられないかも…」
「妊娠」や「妊娠したかも」に戸惑っている方、どんなことでも相談してください。

どなたでも安心して匿名・ニックネームでも相談できる窓口です。

【相談方法】

電 話 0800-805-5151（フリーダイヤル）
〈受付〉月曜日・水曜日・金曜日 13時～20時30分
火曜日・木曜日・土曜日 10時～18時
お休み 日・祝・年末年始（12月28日～1月4日）
奇数月第2水曜日

メール 24時間受付。
公式 HP の相談フォームに相談内容を記入して送ってください。
ホームページアドレス <https://nsosh.jp/sos.html>

公益財団法人広島市文化財団 広島市中央勤労青少年ホーム(ユーストピア中央)

【所在地】

〒730-0013 中区八丁堀3番2号 幟会館3-5F

電話 082-222-2513 FAX 082-222-7971

ホームページアドレス <http://www.cf.city.hiroshima.jp/yt-chuo/>

【相談日時】

原則水曜日午後7時～午後9時

※休館日、12月28日、1月4日をのぞく

①午後7時～ ②午後8時～

【相談業務内容】

人間関係やプライベートと仕事の両立などキャリアにかかわることから様々な悩みまで専門のカウンセラーが相談にのります。

【相談料】

無 料

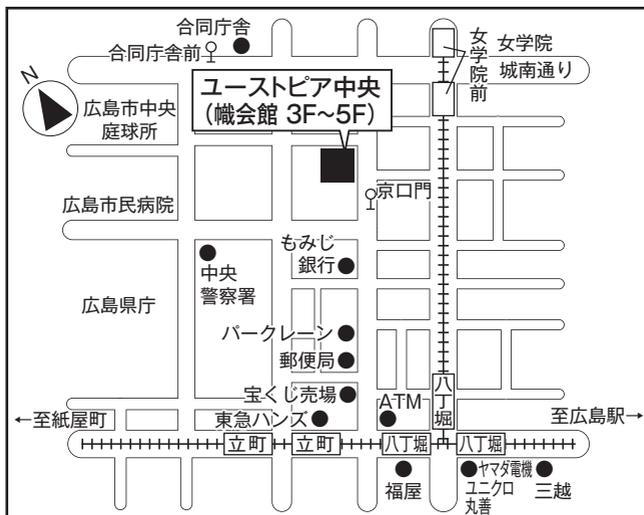
【相談方法】

電話か直接窓口で事前予約をしてください。

各開催日2名まで(先着順)

【対象】

広島市内・近隣市町に在住か広島市内に通勤・通学している35歳までの勤労青少年か大学・専門学校生等



公益財団法人広島市文化財団 広島市安佐勤労青少年ホーム(ユーストピア安佐)

【所在地】

〒731-0124 安佐南区大町東3丁目25番12号

電話 082-879-1512 FAX 082-879-1542

ホームページアドレス <http://www.cf.city.hiroshima.jp/yt-asa/>

【相談日時】

第2～4金曜日の午後6時～午後9時（原則）

【相談業務内容】

「若者のための相談コーナー」

キャリアコンサルタントが求職・転職や職場の人間関係や自分自身についての悩みなど仕事についての相談に応じます。

【相談料】

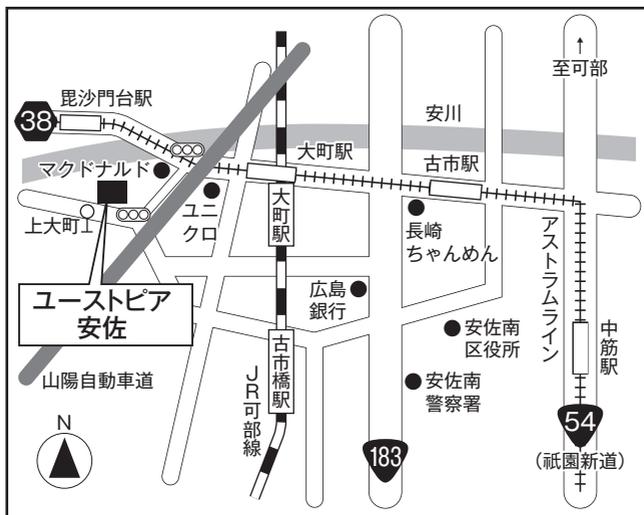
無料

【相談方法】

直接来館いただくかお電話で予約をしてください。原則、前日までに予約をお願いします。1人1時間以内です。予約は1人月2回までです。

【対象】

広島市内・近隣市町に在住か広島市内に通勤・通学している35歳までの勤労青少年か大学・専門学校生等



公益財団法人広島市文化財団 佐伯勤労青少年ホーム(ユーストピア佐伯)

【所在地】

〒731-5126 佐伯区新宮苑 11 番 43 号

電話 082-922-8424 FAX 082-924-8870

ホームページアドレス <http://www.cf.city.hiroshima.jp/yt-saeki/>

【相談日時】

原則第2火曜日 午後7時～午後8時30分 ※休館日をのぞく

①午後7時～ ②午後7時50分～

【相談業務内容】

就労や仕事の悩みに専門のキャリアコンサルタントがご相談にのります。

【相談料】

無 料

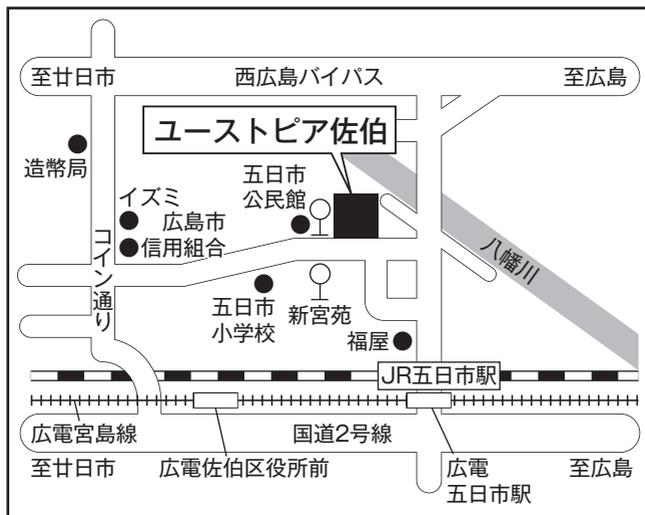
【相談方法】

電話か直接窓口で事前予約をしてください。

各開催日2名まで(先着順)

【対象】

広島市内・近隣市町に在住か広島市内に通勤・通学している
35歳までの勤労青少年か大学・専門学校生等



広島市身体障害者更生相談所

【所在地】

〒 731-3168 安佐南区伴南一丁目 39 - 1

電話 082-849-2802 FAX 082-848-8003

【相談判定日時】

業務日程

- ① 医学的判定 …………… 肢体不自由に関する判定日：
水曜日（第 1～4 週）午後
聴覚に関する判定日：
木曜日（第 1～4 週）午後
- ② 相談 …………… 月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時
ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末、年始、8 月 6 日を
除く。

【相談業務内容】

医師、保健師、理学療法士、補聴器相談員（言語聴覚士）、手話相談員（手話通訳士）などの専門職員を配置し、

- (1) 専門的な知識及び技術を必要とする相談
- (2) 補装具費の支給などに係る医学的、心理学的、職能的判断
- (3) 補装具の処方・適合判定
- (4) 住環境整備や福祉用具の活用法などに関する相談、連絡調整、
情報収集・提供を行っています。

【利用対象者】

原則として、市内に居住する身体障害者に限ります。

【利用方法】

区厚生部福祉課の紹介（依頼）により、ご利用いただくこととなります（状況に応じて直接相談を受ける場合もあります）。

※ 利用者は、まず 66～67 ページを参照のうえ、住所区の区役所厚生部福祉課に相談してください。

広島市身体障害者結婚相談所

【所在地】

〒 732-0822 南区松原町 5 番 1 号 (BIG FRONT ひろしま 5 階)
公益社団法人 広島市身体障害者福祉団体連合会内
電話 082-263-4524 FAX 082-263-9713

【相談受付】

月～金曜日 (土、日、祝日は休み)
午前 10 時～午後 4 時

【相談業務内容】

身体的なハンディをもつ青年男女の結婚について相談を受けています。

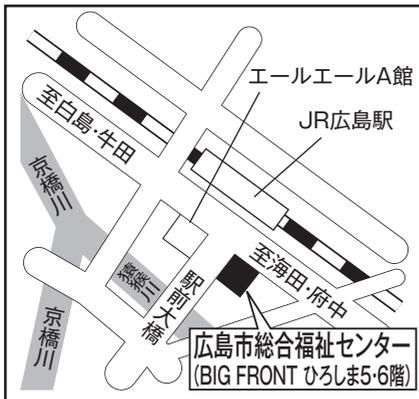
【相談料】

無 料

【相談方法】

原則として本人が電話予約のうえ、来所してください。

なお、来所の際には、写真手札判 1 枚、身体障害者手帳、住民票をご持参ください。



駐車場

- ・広島市総合福祉センターには、専用の駐車場はありません。
- ・自動車でお越しの際は、併設のBIG FRONT ひろしま東棟駐車場 (有料) 又は、近隣の有料駐車場をご利用ください。なお、BIG FRONT ひろしま東棟駐車場 7 階連絡通路から総合福祉センター (6 階) へお越しいただけます。

広島市知的障害者更生相談所

【所在地】

〒732-0052 東区光町二丁目15-55 広島市児童総合相談センター内(4階)

電話 082-263-3695 FAX 082-263-0705

【相談日時】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末、年始、8月6日を除く。

【相談業務内容】

医師・心理判定員などの専門職員を配置し、

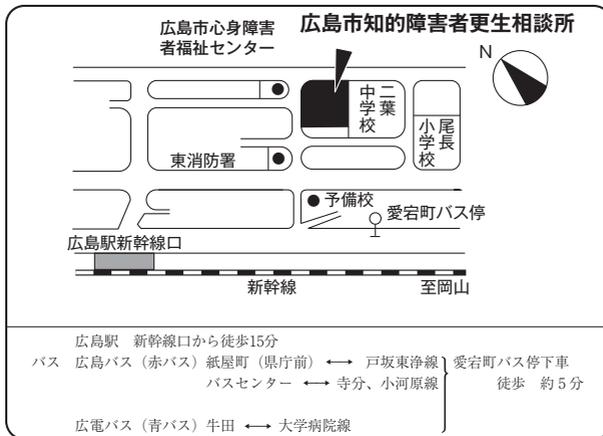
- (1) 知的発達に障害がある方の家庭での生活、その他の相談に応ずること。
- (2) 知的発達に障害がある方の医学的・心理学的・職能的判定を行い、該当される方に療育手帳を発行すること。
- (3) 必要に応じて各種診断書・証明書を交付すること。

【利用対象者】

市内に居住する18歳以上の知的発達に障害がある方。

【利用方法】

事前に予約が必要です。予約の上、来所して下さい。相談のみの場合は、電話でも対応します。



公益社団法人 広島市視覚障害者福祉協会

【所在地】

〒 732-0052 東区光町二丁目 1 番 5 号
広島市中心身障害者福祉センター 4 階
電話 082-264-4966

【相談日時】

月・火・木・金・日曜日（水曜日・土・祝日の翌日を除く）
午前 10 時～午後 4 時まで
※時間内でも所用により不在の場合がありますのでご了承下さい。

【相談業務内容】

視覚障害者に関する以下の内容について相談に応じています。

- 補装具、日常生活用具、その他視覚障害者向け日用品
- パソコンや音声ソフトの利用支援（ボランティアの派遣など）
- 料理・編物・生け花・カラオケ・コーラス・点字・ダンスなどの教室や講習会
- 歩行訓練
- 点字カラオケ機器の貸し出し

【相談料】

無 料

【相談方法】

お気軽にお電話下さい。不在の場合は、留守番電話にお名前と連絡先を入れて下さい。折り返しご連絡致します。

広島市視覚障害者情報センター

【所在地】

〒 730-0043 広島市中区富士見町 11 - 27
広島市保健所等合築施設 2 階
電話 (FAX) 082-240-1220
ホームページ <https://hiroshimashi.jouhoucenter.jp>
E-mail jimu@hiroshimashi.jouhoucenter.jp

【相談日時】

月～金曜日 (国民の祝日、8月6日、年末年始は除く)
午前9時～午後5時

【相談業務内容】

視覚障害のある方のための日常生活用具、情報通信機器の情報提供を行っています。

日常生活用具の申請の流れや生活の中でのお困りごと等、ご相談ください。

【相談方法】

電話・メール・来所

中途失聴者・難聴者相談

【所在地】

〒732-0052 東区光町二丁目1-5 広島市心身障害者福祉センター4階
広島市中途失聴・難聴者協会事務所
電話 082-263-4698 (FAX 兼用)

【相談日時】

第2日曜日 午後1時～午後3時

【相談業務内容】

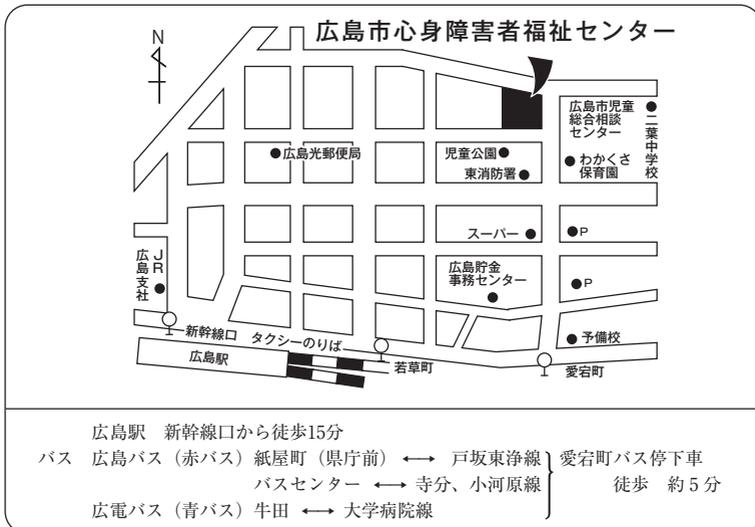
中途失聴者・難聴者等のいろいろな悩みを担当者が相談を受けます。
応対者：『広島市身体障害者相談員』として委嘱されている会員
や、この他、経験豊かな中途失聴・難聴者協会会員が
担当します。
『要約筆記者（書いて伝える通訳）』が同席します。

【相談料】

無 料

【相談方法】

直接来所してください。



ろうあ者専門相談室

【相談場所】

〒734-0007 南区皆実町1-6-29

広島県聴覚障害者センター内 ろうあ者専門相談室

FAX 082-241-2309

E-mail hiroshimacdc@hiro-chokaku.jp

【相談日時】

火～日曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

【相談業務内容】

ろうあ者専門相談員が当事者の一般生活上の諸問題にかかる相談業務を行い、必要に応じ、関係機関への連絡などを行います。

【相談料】

無 料

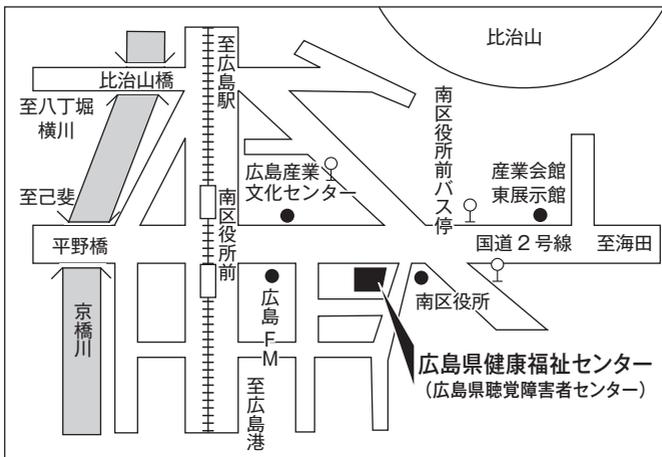
【相談方法】

メール・FAX 又は直接来所してください。

ビデオチャットで相談ができます。

【その他】

広島市障害福祉課、福祉事務所（区福祉課）、身体障害者更生相談所でも聴覚障害者などの更生援護の相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに、手話による意思伝達の仲介業務を行う手話相談員が配置されています。



広島市発達障害者支援センター

【所在地】

〒732-0052 東区光町二丁目15-55 広島市こども療育センター内
電話 082-568-7328 FAX 082-261-0545

【相談日時】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

【相談対象者】

広島市にお住まいの自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など発達障害のある方、その家族の方及び関係機関。

【相談業務内容】

発達障害のある方の日々の生活に関わる様々なこと、学校や職場でのことなどについて相談に応じるとともに、発達障害のある方との関わり方についてのアドバイスや必要な情報の提供を行います。

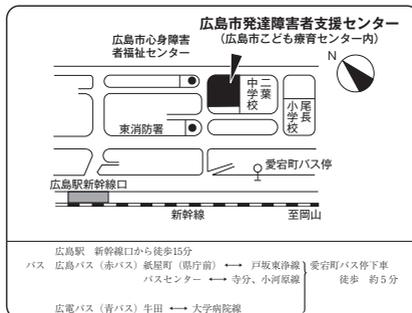
【相談料】

相談は無料です。

【相談方法】

電話又は直接来所してください。

来所していただく場合は、あらかじめ電話でご予約ください。



障害児等療育支援事業実施施設

【相談場所】

施設名	所在地	電話・FAX
広島市こども療育センター 地域支援室	〒732-0052 東区光町二丁目15-55	電話 082-263-0683 FAX 082-261-0545
瀬野川学園	〒739-0303 安芸区上瀬野南一丁目338-3	電話 082-894-8958 FAX 082-894-0403
広島市西部こども療育センター 療育相談室	〒731-5138 佐伯区海老山南二丁目2-18	電話 082-943-6831 FAX 082-943-6865
広島市北部こども療育センター 療育相談室	〒731-0223 安佐北区可部南五丁目8-70	電話 082-814-5801 FAX 082-815-0541
こども発達支援センター ひゅーるぼん	〒731-0102 安佐南区川内六丁目28-15	電話 082-846-6888 FAX 082-831-6889

※担当地域

- ・広島市こども療育センター 瀬野川学園：
中区、東区、南区、安佐南区（祇園地区）、安芸区
- ・広島市西部こども療育センター：
西区、安佐南区（沼田地区）、佐伯区
- ・広島市北部こども療育センター こども発達支援センターひゅーるぼん：
安佐南区（祇園地区・沼田地区を除く。）、安佐北区

【相談業務内容】

在宅の重度心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域での生活を支援するため、家庭訪問や電話による療育相談、外来による療育相談、各種福祉サービスの利用相談等を行います。

【相談日時】

原則として月～金曜日（祝休日・年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時15分

【相談方法】

まず、施設へ電話で相談ください。

担当地域がありますが、相談の内容により他の施設が受ける場合もあります。

広島市障害者虐待通報ダイヤル

【電話番号】

電話 082-542-5300 FAX 082-542-5311

E-mail sg-tsuho@city.hiroshima.lg.jp

【相談日時】

毎日 24時間受付

【相談業務内容】

障害者の虐待に関わる通報、届出や相談を受けています。

(1) 養護者による虐待

障害者の生活の世話をしている家族や同居人などによる虐待

(2) 障害者福祉施設従事者等による虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待

(3) 使用者による虐待

障害者を雇用している事業主などによる虐待

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話、FAX、メールにて受け付けます。

障害者人権 110 番

【所在地】

〒 733-0004 西区打越町 17 - 27

育成会総合福祉センター 2 階相談室

電話・FAX 082-537-1777 広島市手をつなぐ育成会

ホームページアドレス <http://h-ikuseikai.or.jp>

【相談日時】

区分	相談時間	相談体制
電話相談	・月～金曜日 午前9時～午後5時	・障害者福祉の知識と相談経験のある常駐の相談員及び関係団体の専任相談員
	日曜日、祝日、年末年始と上記時間以外は、留守番電話またはFAXによる	
面接相談 (予約制)	・月～金曜日 午後1時～午後5時	・弁護士 ・必要に応じて、医師、教育関係者、労働関係者
	・第2水曜日 午前10時～午後0時(偶数月) 午後2時～午後4時(奇数月)	

【相談業務内容】

- ・生命、身体侵害について
- ・財産侵害、財産管理、相続について
- ・金融、消費、雇用、契約について
- ・その他、障害を理由とする差別や障害者の人権について
例えば、結婚、仕事、教育、いじめによる暴力など、障害者の権利について

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は予約来所してください。面接相談（予約制）は、1週間前までに名前、住所、電話番号、本人との関係、希望日と相談内容を連絡の上、お申し込みください。

広島県障害者権利擁護センター

【所在地】

〒732-0816 南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内
広島県社会福祉協議会
広島県障害者権利擁護センター

電話 082-569-5151 FAX 082-569-6161

E-mail kenri@hiroshima-fukushi.net

【相談日時】

受付時間：月・火・水・金曜日 午前8時30分～午後5時30分
木曜日 午前8時30分～午後6時30分

※土・日・祝日は留守番電話・FAX・メールで受け付けます

【相談業務内容】

1. 使用者による虐待に関わる相談、通報または届出を受け付けます。
2. 使用者による障害者虐待が疑われる場合は、ただちに広島県(障害者支援課)と協働し、必要な対応を行います。
3. 障害者虐待を受けた障害者に関わるさまざまな相談に応じます。必要に応じて相談機関等を紹介します。
4. 障害者虐待の防止や養護者への支援に関する情報収集・分析、情報提供及び広報啓発活動を行います。

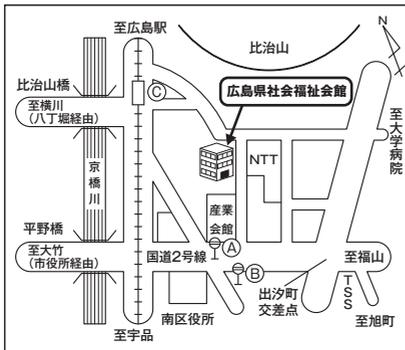
【相談料】

無 料

【相談方法】

電話、FAX、来所

【地図等掲載】



① バス停『南区役所前』(産業会館前)下車
[広島バス] 横川駅～大学病院 (23 番線)
広島駅～旭町 (26 番線)
[広電バス] 己斐～大学病院 (10 番線)

② バス停『南区役所前』(産業会館前)下車
[広電バス] 横川駅～仁保車庫 (7 番線)

③ 電停『比治山橋』下車
広島駅～宇品 (比治山下經由 5 番線)

広島市障害者相談支援事業所・広島市障害者基幹相談支援センター

障害のある方やその家族が、地域で安心して暮らせるよう、障害に関する相談支援の中核機関として、広島市が委託した社会福祉法人や医療法人等が設置運営しています。

広島市障害者相談支援事業所および広島市障害者基幹相談支援センターでは、障害に関する生活上や療養上の相談に応じます。

【所在地】

担当区	名 称	住 所	電 話 (市外局番：082)
中 区	広島市中区障害者相談支援事業所	中区本川町 2-6-11 4階	234-2422
	広島市中区障害者基幹相談支援センター	中区吉島西 2-3-20	298-5575
東 区	広島市東区障害者相談支援事業所	東区温品町森垣内 510-1	562-2802
	広島市東区障害者基幹相談支援センター	東区戸坂南 1-27-2	573-0140
南 区	広島市南区障害者相談支援事業所	南区出汐 3-2-20	298-1122
	広島市南区障害者基幹相談支援センター	南区出汐 2-3-46	207-0636
西 区	広島市西区障害者相談支援事業所	西区打越町 17-27	555-1018
	広島市西区障害者基幹相談支援センター	西区草津梅が台 10-1	270-1249
安佐南区	広島市安佐南区障害者相談支援事業所	安佐南区祇園 6-31-3	962-3350
	広島市安佐南区障害者基幹相談支援センター	安佐南区伴東 3-16-1	207-4338
安佐北区	広島市安佐北区障害者相談支援事業所	安佐北区可部 3-32-12	815-0405
	広島市安佐北区障害者基幹相談支援センター	安佐北区亀崎 1-1-6 2階	881-1441
安 芸 区	広島市安芸区障害者相談支援事業所	安芸区中野東 4-5-35	892-1601
	広島市安芸区障害者基幹相談支援センター	安芸区上瀬野南 1-338-3	881-7110
佐 伯 区	広島市佐伯区障害者相談支援事業所	佐伯区五日市 1-5-39	924-5560
	広島市佐伯区障害者基幹相談支援センター	佐伯区五日市町皆賀 104-27	924-0028

【相談日時】

原則として、月～金曜日（年末年始、祝日を除く）
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

【相談業務内容】

- (1) 障害のある方やご家族等から、生活や就労についての不安や悩み、障害福祉に関する制度やサービスの利用に関する相談に応じるほか、制度やサービスの利用調整等をお手伝いします。
- (2) 障害のある方の権利を守るため、関係機関と連携して「成年後見制度」の普及や利用の手続などの支援や「障害者差別解消法」の合理的配慮等についての普及・啓発等を行います。
- (3) 広島市障害者基幹相談支援センターでは、上記(1)、(2)に加え、地域の多様な社会資源を活用した相談支援体制を構築するため、地域の指定相談支援事業所の支援や、医療機関、障害福祉サービス事業所、地域団体等とのネットワークづくりを行います。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話または来所してください。

広島市重症心身障害児者相談支援センター「ほっと+いけあひろしま」

重症心身障害児（者）やその家族からの、医療や障害に関する専門的な相談対応や、ピアカウンセリング等を行います。

【所在地】

〒731-5122 広島市佐伯区五日市町皆賀104-27

電話 082-943-8832 FAX 082-943-7788

【対象】

市内に居住する重症心身障害児（者）、家族等

【相談日時】

原則として、月～金曜日（年末年始、祝日を除く）

午前8時30分～午後5時15分

【相談業務内容】

- (1) 重症心身障害児（者）のご家族等からの、ご家庭における生活上や療育上の相談等に窓口や電話、家庭訪問等により対応します。
- (2) 重症心身障害児（者）の保護者をカウンセラーとするピアカウンセリングを実施します。
- (3) 重症心身障害児（者）の地域生活に係る支援体制の充実等について協議する重症心身障害児者地域生活支援協議会の開催や医療的ケアが必要な重症心身障害児（者）やそのご家族等に対する研修会等を開催します。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話または来所してください。

特定非営利活動法人 高次脳機能障害サポートネットひろしま

【所在地】

〒 731-0154 広島市安佐南区上安 2 丁目 30 - 15

電話 082-847-0031 FAX 082-847-0032

ホームページ <http://www.koujinou-net.com>

【相談日時】

第 2 火曜日

開催場所：広島市中区地域福祉センター 5 階（中区大手町 4 - 1 - 1）

①生活相談（家族セッション）：午前 10 時～午後 0 時

②個別相談（予約制）：午後 2 時～午後 4 時

【相談業務内容】

①生活相談

家族同士で話し合ったり、困っていること、分からないことなどを自由に相談できる場です。家族が障害を理解することで家庭での対応法が分かり、先の見通しが立ちます。生活の安定のために福祉制度の活用、事故の賠償手続、成年後見制度のことなどについてもアドバイスを受けられます。

②個別相談

初めての参加の方には個別でお話を伺うことができます。体験した家族が生活のアドバイスや対応法をケースワーカーが福祉サービスのアドバイスも致します。

【相談方法】

座談会形式の気軽な集まりの中で、障害の捉え方をはじめ、家庭生活での対応の仕方を学ぶ場になっています。この場に参加することで高次脳機能障害のサポーターとして家族が重要な役割を果たすことや理解することの大切さに気付かされるでしょう。

ピアスタッフ・言語聴覚士・ソーシャルワーカー・弁護士・弁護士助手、その他高次脳機能障害のわかりやすい資料も提供しています。

広島県地域生活定着支援センター

【相談場所】

〒 732-0816 南区比治山本町 12 - 2 広島県社会福祉会館内
広島県地域生活定着支援センター
(運営主体 社団法人 広島県社会福祉士会)
電話 082-250-0503 FAX 082-250-0504

【相談日時】

月～金曜日（土・日・祝日を除く）
午前 10 時～午後 4 時

【相談業務内容】

- 矯正施設入所中の高齢者・障害をもつ人に対する支援
- 矯正施設を退所した高齢者・障害をもつ人に係る支援

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は直接来所してください。



女性相談員による女性のためのなんでも相談

【実施主体】

広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）

【相談電話番号】

電話 082-248-3315

面接予約 082-248-3312

【相談日時】

区 分	曜 日	時 間	
電話相談	毎日 ただし、月曜日、祝休日（日曜日の場合は受付）、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。	午前10時～午後4時 （水・木曜日は午後5時～午後8時も）	
面接相談 （予約制）	法 律	第1及び第2木曜日	午後1時～午後4時
	こ ころ	第4木曜日	午後1時～午後4時
	就労支援	第2土曜日	午後1時～午後4時

【対象者】

女性

【相談内容】

介護、家族、子育て、仕事のことなど女性が抱えるさまざまな悩みについて相談を受けます。

【相談料】

無 料

【相談方法】

- ・電話相談は、所定の時間帯に電話で受け付けます。

相談時間は、お一人さま30分程度です。

- ・面接相談は、予約制です。電話でご予約ください。

予約受付時間 毎日午前9時から午後8時

ただし、月曜日、祝休日（日曜日の場合は受付）、
年末年始（12月29日～1月3日）を除く。相談時間はお一人さま1時間です。

【その他】

- 1 電話相談は、女性の相談員が共に考えながら適切なアドバイスをするなど、親切・ていねいに対応します。
- 2 面接相談は、専門家が応じます。

レディーステレホンサービス

【実施主体】

広島県女性医師の会

【相談電話番号】

電話 090-6158-0584

【相談日時】

土曜日 午後2時～午後4時（第5土曜日、祝祭日は休みます。）

【対象者】

女 性

【相談業務内容】

貴方ご自身の、ご家族の、或いはお知り合いの方の医学的な心配ごとについて、又は病気のことについて、女性医師が電話で相談を受けています。匿名で相談して下さい。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話してください。

男性相談員による男性のための電話相談

【実施主体】

広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）

【相談電話番号】

電話 082-545-6160

【相談日時】

水曜日 午後5時～午後8時

土曜日 午後1時～午後4時

ただし、祝・休日、年末年始（12月29日～1月3日）は除きます。

【対象者】

男性

【相談内容】

介護、家庭、子育て、仕事のことなど男性が抱えるさまざまな悩みについて相談を受けます。

【相談料】

無 料

【相談方法】

所定の時間帯に電話で受け付けます。

相談時間は、お一人さま30分程度です。

【その他】

男性の相談員がともに考えながら適切なアドバイスをするなど、親切・ていねいに対応します。

広島市地域包括支援センター

高齢の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域での生活を総合的に支援します。

地域包括支援センターでは、専門の職員（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等）が、高齢の方に対する介護予防の支援をはじめ、保健・福祉などさまざまな相談に応じます。

【所在地】

	担当圏域	名 称	住 所	電 話
中 区	鞆町(基町小学校区)	広島市基町地域包括支援センター	中区基町19-2-425	082-502-7955
	鞆町(基町小学校区を除く)	広島市鞆町地域包括支援センター	中区東白鳥町13-26	082-222-6608
	国泰寺	広島市国泰寺地域包括支援センター	中区昭和町12-2	082-249-0600
	吉島	広島市吉島地域包括支援センター	中区光南1-4-6	082-545-1123
	江波	広島市江波地域包括支援センター	中区江波二本松2-6-27	082-296-4833
東 区	福木・温品	広島市福木・温品地域包括支援センター	東区上温品1-11-27-101	082-280-2330
	戸坂	広島市戸坂地域包括支援センター	東区戸坂中町2-29	082-516-0051
	牛田・早稲田	広島市牛田・早稲田地域包括支援センター	東区牛田本町4-2-1-102	082-228-2033
	二葉	広島市二葉地域包括支援センター	東区若草町10-14はらだビル2階	082-263-3864
南 区	大州	広島市大州地域包括支援センター	南区大州1-1-26	082-581-6025
	段原	広島市段原地域包括支援センター	南区段原南1-3-52 2階	082-261-8588
	翠町	広島市翠町地域包括支援センター	南区出汐2-3-46	082-252-5500
	仁保・楠那	広島市仁保・楠那地域包括支援センター	南区東本浦町26-8たおビル2階	082-286-6112
	宇品・似島	広島市宇品・似島地域包括支援センター	南区宇品神田3-7-15坂本ビル2階	082-252-6456
西 区	中広	広島市中広地域包括支援センター	西区三篠町1-8-21 2階	082-509-0288
	観音	広島市観音地域包括支援センター	東区観音町16-19 3階	082-292-3582
	己斐・己斐上	広島市己斐・己斐上地域包括支援センター	西区己斐本町2-7-13	082-275-0087
	古田	広島市古田地域包括支援センター	西区古江東町5-3-104	082-272-5173
	庚午	広島市庚午地域包括支援センター	西区草津東2-8-5	082-507-1210
	井口台・井口	広島市井口台・井口地域包括支援センター	西区井口2-5-19	082-501-6681
安 佐 南 区	城山北・城南	広島市城山北・城南地域包括支援センター	安佐南区緑井6-37-5-102	082-831-1157
	安佐・安佐南	広島市安佐・安佐南地域包括支援センター	安佐南区中須2-19-6 3階	082-879-1876
	高取北・安西	広島市高取北・安西地域包括支援センター	安佐南区高取北1-17-41	082-878-9401
	東原・祇園東	広島市東原・祇園東地域包括支援センター	安佐南区東原3-14-4	082-850-2220
	祇園・長束	広島市祇園・長束地域包括支援センター	安佐南区山本1-4-25	082-875-0511
	戸山・伴・大塚	広島市戸山・伴・大塚地域包括支援センター	安佐南区伴中央2-5-6	082-849-5860

	担当圏域	名 称	住 所	電 話
安佐北 区	白木	広島市白木地域包括支援センター	安佐北区白木町井原1244	082-828-3361
	高陽・亀崎・落合	広島市高陽・亀崎・落合地域包括支援センター	安佐北区亀崎1-1-6フジグラン高陽2階	082-841-5533
	口田	広島市口田地域包括支援センター	安佐北区口田南7-11-22	082-842-8818
	三入・可部	広島市三入・可部地域包括支援センター	安佐北区三入5-16-31	082-516-6611
	亀山	広島市亀山地域包括支援センター	安佐北区亀山4-2-36	082-819-0771
	清和・日浦	広島市清和・日浦地域包括支援センター	安佐北区あさひが丘3-18-13-7-101	082-810-4688
安芸 区	瀬野川東（中野東小学校区を含む）	広島市瀬野川東地域包括支援センター	安芸区中野東6-3-36	082-893-5555
	瀬野川（中野東小学校区を除く）・船越	広島市瀬野川・船越地域包括支援センター	安芸区瀬野2-17-33	082-820-3711
	阿戸・矢野	広島市阿戸・矢野地域包括支援センター	安芸区矢野東6-23-15 ----- 安芸区阿戸町 418-1(阿戸連絡所)	082-889-6605 ----- 082-856-0613
佐伯 区	湯来・砂谷	広島市湯来・砂谷地域包括支援センター	佐伯区湯来町白砂82-4	0829-86-1241
	五月が丘・美鈴が丘	広島市五月が丘・美鈴が丘地域包括支援センター	佐伯区美鈴が丘西1-3-9	082-208-5017
	三和	広島市三和地域包括支援センター	佐伯区五日市町石内6405-1	082-926-0025
	城山・五日市観音	広島市城山・五日市観音地域包括支援センター	佐伯区千同1-30-6	082-924-7755
	五日市	広島市五日市地域包括支援センター	佐伯区五日市中央2-4-40	082-924-0053
	五日市南	広島市五日市南地域包括支援センター	佐伯区楽々園4-2-19-101	082-924-8051

※担当圏域は、中学校区で表示しています。

【相談日時】

原則として、月～金曜日（年末年始、祝日を除く）午前8時30分～午後5時（緊急時の電話相談は24時間受け付けます。）

【相談業務内容】

(1) 介護予防の相談、サービスの利用調整

生活機能に関するチェックリストの結果、生活機能の低下がみられる方や、要介護認定で「要支援1・2」に認定された方に介護予防ケアプランをつくり、介護予防につながるサービスの利用に向けた支援を行います。

また、健康な高齢の皆さんには、介護予防につながる活動や講座などの情報を提供します。

(2) 保健・福祉全般に関する相談

高齢の方やその家族の皆さんなどから、健康の不安や介護の相談など保健や福祉に関するさまざまな相談を受けます。

(3) 権利擁護、虐待の早期発見・防止

高齢者虐待に関する相談には他の機関とも連携して対応し、高齢者虐待の早期発見と防止に努めるとともに、「成年後見制度」の普及や利用の手続きなどの支援を行い、高齢の皆さんの人権を守ります。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント

地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制が構築できるよう、地域のケアマネジャーの支援や関係機関とのネットワークづくりを行います。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話または来所してください。

広島市認知症疾患医療センター

■広島市西部認知症疾患医療センター

【指定病院】

医療法人社団更生会 草津病院

【所在地】

〒733-0864 西区草津梅が台10番1号

電話 082-270-0311 FAX 082-270-0312

ホームページアドレス http://www.kusatsu-hp.jp/ninchi_centre/

【相談日時】

月～金曜日：午前9時～午後0時、午後1時30分～午後5時
(祝日・お盆・年末年始除く)

■広島市東部認知症疾患医療センター

【指定病院】

医療法人せのがわ 瀬野川病院

【所在地】

〒739-0323 安芸区中野東四丁目11番13号

電話 082-893-6266 FAX 082-893-6270

ホームページアドレス <https://senogawa.jp/dementia/>

【相談日時】

月～金曜日：午前9時～午後0時、午後1時～午後4時30分
(祝日・お盆・年末年始除く)

☆以下、両認知症疾患医療センターに共通

【相談業務内容】

①専門医療相談 ②鑑別診断 ③急性期入院治療その他専門医療の提供

【相談料】

①無料、②・③医療保険適用

【相談方法】

まずは電話相談してください。

広島県若年性認知症サポートルーム（広島県社会福祉士会）

広島県社会福祉士会では、2017年（平成29）年12月1日より、広島県若年性認知症サポートルームを設置し、若年性認知症支援コーディネーターが必要に応じて各関係機関と連携しながら相談・支援を行っています。

【所在地】

〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2
広島県社会福祉会館4階

【相談日時】

月～金曜日（祝日・年末年始除く） 午前9時から午後5時まで
面接相談、電話相談を行っています。
電話 082-298-1034

【相談業務内容】

- ①医療・福祉関係機関
…主治医と連携し日常生活の支援の方法について一緒に考えます。
- ②金銭管理等
…財産管理や福祉サービス等の手続の相談に応じます。
- ③就労支援
…職場との調整やご本人の状況に合わせて就労について一緒に考えます。
- ④社会保障（経済的な援助）
…医療助成や障害年金など各種社会保障の情報提供及び手続を支援します。
- ⑤サービス利用
…地域で利用できるサービス（介護サービス、障害福祉サービス）の情報提供、利用の手続について助言します。

【相談業務内容】

まずはお電話ください。

広島県地域包括ケア推進センター 認知症電話相談（対象：県民）

【ホームページアドレス】

<http://www.chiikihoukatsucare.net>

【相談内容】

認知症介護の対応に困った時
介護のストレスについて誰かと話したい時
介護保険制度やサービスのことで相談したい時 など

日 時	相 談 員	電 話
火曜日 午後1時～午後4時30分 (祝日、年末年始は休み)	認知症のひと 家族の会会員	082-553-5353
木曜日 午後1時～午後4時30分 (祝日、年末年始は休み)	社会福祉士 (広島県社会福祉士会会員)	082-569-6501

【相談料】

無 料

公益社団法人 広島市老人福祉施設連盟

【相談場所】

〒732-0822 南区松原町5-1 広島市総合福祉センター

(BIG FRONT ひろしま5階)

電話 082-207-0567 FAX 082-207-0576

ホームページアドレス <https://www.roushiren-hiroshima.jp/>

【相談日時】

月～金曜日(土・日・祝日を除く)

午前9時～午後5時

【相談業務内容】

- 高齢者の介護に関する相談
- 高齢者福祉施設に関する相談

【相談料】

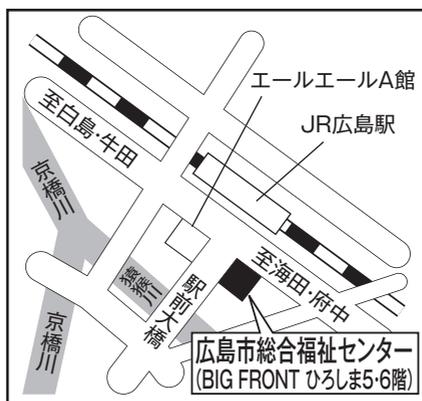
無料

【相談方法】

電話又は直接来所してください。

【その他】

公益社団法人広島市老人福祉施設連盟は、広島市内で老人福祉施設を運営している社会福祉法人・財団法人(原爆関係)から構成されています。



公益社団法人 認知症の人と家族の会広島県支部
「忘れても 出会がなくなぐ この一歩」

【相談電話番号】

事務局 082-254-2740

【相談日時】

月・水・金曜日 午前10時～午後4時 TEL 082-254-2740

火曜日 午後1時～午後4時30分 TEL 082-254-3434

(広島県健康福祉センター3階)

広島市認知症コールセンター

月・水曜日 午後12時～午後4時 TEL 082-254-3821

【相談業務内容】

認知症の人の介護や接し方等困っていること、聞いて欲しいことについて、実際に介護を経験した家族が電話相談を受けています。どうぞお気軽にご利用ください。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話してください。

【Eメール】

afcdjpn-hiroshima@k7.dion.ne.jp

【ホームページ】

<http://www.juvenile-alzheimer.jp/>

N P O 法人 財産管理サポートセンター

【所在地】

〒730-0012 中区上八丁堀8-23 林業ビル4階

電話 082-225-0135 FAX 082-225-7273

ホームページアドレス <http://pmsc.jp>

E-mail info@pmsc.jp

【相談日時】

月～金曜日 午前10時～午後5時（要予約）

【相談業務内容】

- 高齢者等財産管理について
- 成年後見制度について

【相談料】

初回無料

【相談方法】

電話又は、FAX で予約来所して下さい。

あんしん（広島弁護士会 高齢者等財産管理センター）

【所在地】

〒730-8501 中区基町6-27（そごう新館6階）

紙屋町法律相談センター内

電話 082-225-1600 FAX 082-225-1616

ホームページアドレス <http://www.hiroben.or.jp>

【相談受付】

毎日 午前10時～午後4時

【相談業務内容】

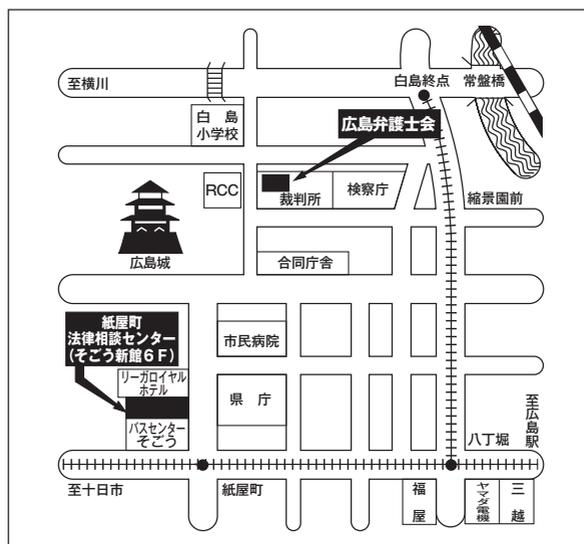
- ・ 高齢者等財産管理について

【相談料】

初回無料

【相談方法】

電話で予約してください。弁護士を紹介します。



シニア電話相談室

【所在地】

〒730-0013 中区八丁堀13-15 八丁堀ビル601

特定非営利活動法人（NPO法人）中国シニアライフアドバイザー（SLA）協会
事務所電話 082-222-2246（FAX 兼用）

【相談日時】

毎年3月・9月 第4土・日曜日

午前10時～午後5時（全国一斉電話相談）

【相談業務内容】

シニアライフアドバイザー（財団資格）による相談活動

中高年齢者の生活（健康医療・介護福祉・年金保険・経済・成年後見・遺言相続・家族・人間関係・生き方などを含めた生活全般）について相談、アドバイス、傾聴を行う。

その他 協会は公民館や各種団体への講師派遣、行政への提言など行っています。

【相談料】

無 料

【相談方法】

気軽に電話してください。

行政困りごとなんでも相談所

【所在地】

〒730-8501 中区基町6-27 そごう広島店本館9階
電話 082-223-6030

【相談日時】

毎日 午前10時～午後5時
(但し、そごう広島店の休館日、12月29日～1月3日を除く)

【相談業務内容】

- ① 国の仕事や郵便事業、高速道路管理などの特殊法人等の仕事に関すること
- ② 都道府県、市町村の仕事で法定受託事務または国の補助を受けて行っている業務について相談を受け付けています。
- ③ 次のような専門の相談を定期的に受け付けています。

相談日(注)	相談内容	担当機関
第1木曜	交通事故	行政書士会 交通事故業務協議会
第1土曜	税金	税理士会 ※完全予約制(2週間前から受付)
第2金曜	法律	弁護士会 ※完全予約制(1か月前から受付)
第3木曜	年金・労働	社会保険労務士会
第3金曜	成年後見・終活	行政書士会 成年後見・民事信託協議会
第4金曜	情報公開・個人情報保護	行政評価局

(注) 通常の相談日と異なる月がありますので、詳細はお問い合わせください。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は直接来所してください。
相談のお申出は、午後4時30分までをお願いいたします。

【所在地】

〒730-0012 中区上八丁堀 6 - 30 広島合同庁舎 4 号館 13 階

電話 082-222-1100 FAX 082-228-4955

(注) ご相談のお電話は、相談内容の正確な把握のため、録音
させていただきます。

ホームページアドレス <https://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku.html>

【相談日時】

月～金曜日 (祝祭日を除く) 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

土、日曜日、祝祭日及び月～金曜日の上記以外の時間は、留守番
電話により受け付けています。

【相談業務内容】

- ① 国の仕事や郵便事業、高速道路管理などの特殊法人等の仕事
に関する事
- ② 都道府県、市町村の仕事で法定受託事務または国の補助を受
けて行っている業務について相談を受け付けています。

例えば、

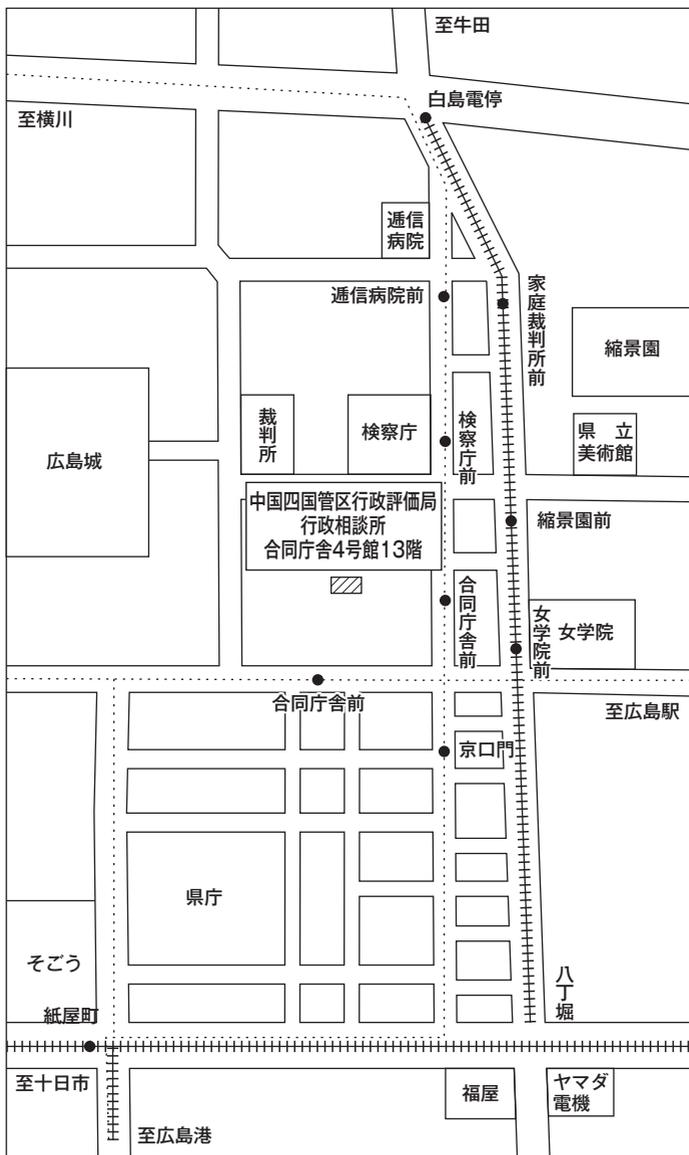
- 道路、河川
- 医療保険、年金、老人保健、福祉
- 労働基準、雇用保険、労災保険
- 電波、通信
- 郵便事業に関する事

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話、FAX、インターネット、手紙又は直接来所してください。



広島県国民健康保険団体連合会

【所在地】

〒730-8503 中区東白島町19-49 国保会館

広島県国民健康保険団体連合会

介護保険課 介護第二係

電話 082-554-0783 FAX 082-511-9126

ホームページアドレス <http://www.hiroshima-kokuhoren.or.jp>

【相談日時】

月～金曜日（祝・祭日を除く）午前8時30分～午後5時15分

【相談業務内容】

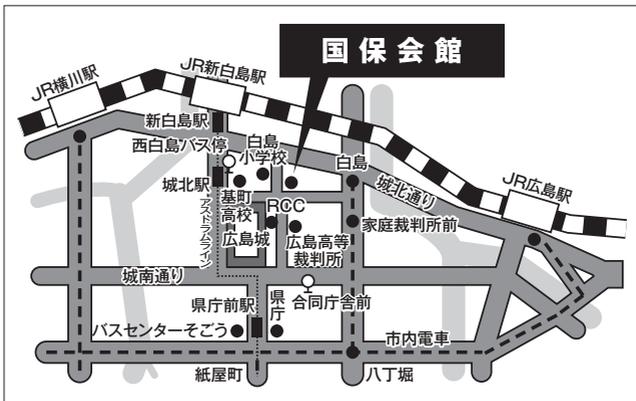
介護保険に係るサービス利用者からの苦情・相談について

【相談料】

無 料

【相談方法】

文書、電話、FAX 又は来会してください。



【交通機関のご案内】

- アストラムライン
城北駅下車、東へ徒歩6分
- 市内電車
八丁堀から白島線に乗換え家庭裁判所前下車、西へ徒歩6分
- バ ス
・JR広島駅から合同庁舎経由各方面行き
合同庁舎前下車、北へ徒歩7分
・JR横川駅から大学病院行き
西白島下車、東へ徒歩6分
- J R
JR新白島駅下車、南東へ徒歩8分

広島県福祉サービス運営適正化委員会

【所在地】

〒732-0816 南区比治山本町12-2 県社会福祉会館
広島県社会福祉協議会内
電話 082-254-3419 FAX 082-569-6161
E-mail soudan@hiroshima-fukushi.net
ホームページアドレス <http://www.hiroshima-fukushi.net/>

【相談日時】

月～金曜日（祝休日・年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時

【相談業務内容】

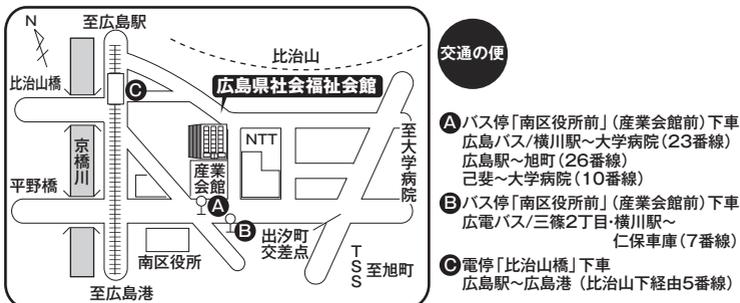
福祉サービスの利用者が、施設や事業所内の苦情窓口にご相談しても解決できない場合、また、施設や事業所に相談しにくい場合、県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会がその相談を受け、助言や解決のあっせん等を行います。委員会では、弁護士・医師や相談機関等の専門の委員で構成されています。

【相談料】

無 料

【相談方法】

面談・電話・手紙・FAX・電子メール
面談の場合は予約してください。



中国四国管区行政評価局 情報公開・個人情報保護総合案内所

【所在地】

〒730-0012 中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館13階

電話 082-502-0271 (FAX 兼用)

ホームページアドレス

https://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku/chugoku04_01.html

【相談日時】

月～金曜日（祝祭日を除く）午前9時～午後5時

【相談業務内容】

① 国の行政機関や独立行政法人等の情報公開制度や個人情報保護制度の仕組みに関すること

② 行政文書開示請求（情報公開請求）手続きや個人情報の開示請求手続きに関すること

相談・問い合わせに対して、案内や情報提供を行っています。

例えば、

○情報公開制度や個人情報保護制度の仕組みが知りたい。

○開示請求を受け付ける窓口はどこですか。

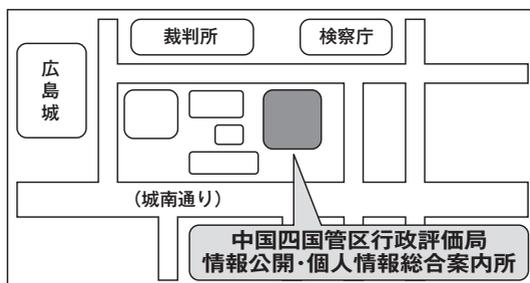
○開示請求書の用紙はどこで入手できますか。

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話、FAX、インターネット、文書又は直接来所してください。



広島公証人合同役場

【所在地】

〒730-0037 中区中町7-41 三栄ビル9階

電話 082-247-7277 FAX 082-247-7276

日本公証人連合会のホームページアドレス <http://www.koshonin.gr.jp/>

【相談日時】

月～金曜日 午前10時～午後4時

【相談業務内容】

各種契約や遺言などの公正証書の作成、定款や私書証書の認証、確定日付、定期借地その他関連事項についての法律相談を受けています。

【相談料】

無料

【相談方法】

直接来所
してください。



外国人相談窓口

【所在地】

〒730-0037 中区中町8-18 広島クリスタルプラザ6階
 公益財団法人ひろしま国際センター（略称：HIC）
 電話 082-541-3777
 ホームページアドレス <http://hiroshima-ic.or.jp>

【相談体制】

- 在留資格や社会保険労務・法律等をはじめとして、様々な分野の相談を面談や電話（フリーダイヤルあり）により多言語で行う。
- 10か国語（英語、タガログ語、中国語、ベトナム語、韓国語、インドネシア語、タイ語、スペイン語、ポルトガル語、ネパール語）による相談を行う。

【相談日時】

区 分	相 談 日							相 談 時 間
	月	火	水	木	金	土	日	
一般（暮らし）相談	○	○	○	○	○	○		月～金曜日 午前10時～午後7時 土曜日 午前9時30分～午後6時
専 門 相 談 者	在 留 資 格			○		○	休 館 日	木曜日 午前10時～午後0時 午後1時～午後4時 土曜日 午前10時～午後0時 午後1時～午後4時
	社会保険・労働問題			○		○		
	法 律 相 談					○		
	英 語			○		○		
	中 国 語			○		○		
	タガログ語			○		○		
	ベトナム語			○		○		
韓 国 語				○				

(注) 年末年始(12/28～1/4)、祝日はお休みです。

【相談料】

無 料

【相談方法】

- 電話・電子メールまたは来所。
 相談専用電話 0120-783-806（フリーダイヤル）
 E-mail hic@hiroshima-ic.or.jp
- 在留資格の相談では、できるだけパスポート・在留カード等を持参してください。（電話による相談に比べ、より適切な相談が可能です）
 相談は、なるべく所定の時間内に終わるよう、ご協力をお願いします。



広島市外国人市民の生活相談コーナー

【所在地】

〒730-0811 広島市中区中島町1-5
広島国際会議場1階 国際交流ラウンジ内
電話 082-241-5010 FAX 082-242-7452
ホームページアドレス <http://www.pcf.city.hiroshima.jp/ircd/>

【相談日時】

月～金曜日 午前9時～午後4時
祝日、8月6日、年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。

	月	火	水	木	金
中国語相談員	○	○	○	○	○
スペイン語相談員	○		○		○
ポルトガル語相談員		○		○	○

その他の言語についてはご相談ください。言語によっては、簡単な通訳を行うことができます。

≡安芸区役所での相談日(ポルトガル語またはスペイン語の通訳相談員)

場所：安芸区役所2階 区政調整課内(広島市安芸区船越南3丁目4-36)

日時：第1・第3金曜日 午前10時30分～午後0時30分・午後1時30分～午後3時30分

*祝日、8月6日、年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。

【相談業務内容】

相談窓口や電話で、生活相談や生活関連情報の提供を行います。また、区役所、福祉事務所などの行政機関の窓口での各種手続や問合せなどの通訳を行います。(ただし、行政サービスの範囲を超える通訳など、専門的な知識や資格を必要とする通訳は行いません。)

【相談方法】

電話または来所でご相談ください。相談は無料です。



特定非営利活動（NPO）法人 ビザサポートセンター広島

【所在地】

〒730-0012 中区上八丁堀 8 - 26 メープル八丁堀 803号

(相談室：同ビル7階707号)

電話 082-223-5581 FAX 082-225-0057

【相談日時】

月・火・水・金曜日 午前10時～午後5時

【相談業務内容】

＜外国人のよろず相談役を目指して＞

国際化といわれて久しく、ビザや在留資格、帰化、日本人との結婚や離婚、子育てや教育、医療など、外国人が日本で生活していくためには、日本人にはない困難に直面しています。

労働力不足が叫ばれて久しい昨今、外国人労働者の雇用に活路を見出そうとしている個人・法人が増えています。①本邦に在留する留学生を大学卒業後雇用する場合。②本邦に居住していない海外の大学を卒業した外国人を雇用する場合。①②とも優秀な外国人材を雇用することになりませんが、「面接し内定を出した」だけでは日本で働くことができるとは限りません。出入国管理及び難民認定法等(以下入管法等)に基づいて要件を満たしていることが必要となります。

平成29年11月1日より、新たに「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行され、当NPO法人は厚生労働省から告示を受け、養成講習機関となりました。広島は、全国で二番目に技能実習生が多い地域です。

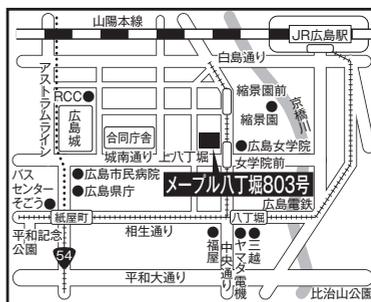
外国人が安心して日本で生活できるようにお手伝いをしたいと思っておりますので、在留資格や国籍変更についての相談はもちろん、技能実習制度に関してのご相談は、当NPO法人までお気軽にお問合せください。

【相談料】

無料

【相談方法】

完全予約制 予約の上、当NPO本部まで来所してください。



広島市社会福祉協議会

【所在地】

〒732-0822 南区松原町5-1 広島市総合福祉センター内
(BIG FRONT ひろしま 6F)
電話 082-264-6400 FAX 082-264-6437
ホームページアドレス <http://shakyo-hiroshima.jp/>

【相談日時】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(祝日、8月6日、12月29日～翌年1月3日を除く)

【相談業務内容】

高齢者、障害児(者)、母子、父子、児童、低所得者、ボランティア等について、次のような相談に応じています。

- (1) 地域の福祉活動について
 - (2) 住民参加型の市民福祉活動について
 - (3) 車いすの貸出について
 - (4) ボランティア活動について
 - (5) 福祉に関わる学習・体験学習について
 - (6) 社会福祉に関する図書やビデオ(DVD)、情報誌等について
 - (7) 当事者団体、関係機関によるネットワークづくり
 - (8) その他社会福祉全般について
- ※ 福祉サービス利用援助センターについては、171ページにあります。
※ 広島市くらしサポートセンターについては、56ページにあります。
※ 広島市シニア応援センターについては、39ページにあります。

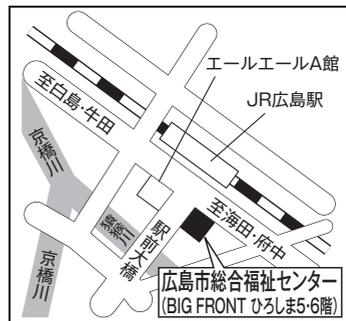
- (1) (2) … 地域福祉推進課地域福祉係 (082-264-6403)
- (3) … 地域福祉推進課事業係 (082-264-6404)
- (4) (5) (6) (7)
… ボランティア情報センター
(082-264-6408)

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は直接来所してください。



福祉サービス利用援助センター (広島市社会福祉協議会)

【所在地】

〒732-0822 南区松原町5-1 広島市総合福祉センター内
(BIG FRONT ひろしま 6F)

電話 082-264-6406 FAX 082-264-6437

【相談日時】

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(祝日、8月6日、12月29日～翌年1月3日を除く)

【相談業務内容】

認知症や知的障害・精神障害により判断能力が不十分なため介護保険をはじめ各種福祉サービスの利用の判断がつきにくい場合や、それに伴う日常的な金銭管理や通帳保管などについて不安がある方のお手伝いをする事業が福祉サービス利用援助事業「かけはし」(日常生活自立支援事業)です。

「かけはし」事業では、各種相談や次のようなサービスを行っています。

- ・福祉サービスの利用援助
- ・日常的金銭管理サービス
- ・書類など預かりサービス
- ・成年後見制度等、関連制度の紹介等

【実施主体】

広島市社会福祉協議会 (170 ページ参照)

【相談料】

相談は無料

契約に基づく生活支援員による支援や預かりサービスは有料

【相談方法】

電話してください。

各区の社会福祉協議会でも相談をお受けしています。

(172 ページ参照)

区社会福祉協議会

【所在地】

区社会福祉協議会	郵便番号	所在地	電 話
			F A X
中区社会福祉協議会	730-0051	中区大手町四丁目1-1 大手町平和ビル5階 (中区地域福祉センター内)	082-249-3114 082-242-1956
東区社会福祉協議会	732-8510	東区東蟹屋町 9-34 東区総合福祉センター 4 階	082-263-8443 082-264-9254
南区社会福祉協議会	734-8523	南区皆実町一丁目 4-46 南区役所別館3階(南区地域福祉センター内)	082-251-0525 082-256-0990
西区社会福祉協議会	733-8535	西区福島町二丁目 24-1 西区地域福祉センター 4 階	082-294-0104 082-291-7096
安佐南区社会福祉協議会	731-0194	安佐南区中須一丁目 38-13 安佐南区総合福祉センター 5 階	082-831-5011 082-831-5013
安佐北区社会福祉協議会	731-0221	安佐北区可部三丁目 19-22 安佐北区総合福祉センター 4 階	082-814-0811 082-814-1895
安芸区社会福祉協議会	736-8555	安芸区船越南三丁目 2-16 安芸区総合福祉センター 3 階	082-821-2501 082-821-2504
佐伯区社会福祉協議会	731-5135	佐伯区海老園一丁目 4-5 佐伯区役所別館 5 階 (佐伯区地域福祉センター内)	082-921-3113 082-924-2349

【相談日時】

月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
(祝日、8月6日、12月29日～翌年1月3日を除く)

【相談業務内容】

高齢者、障害児(者)、母子、父子、児童、低所得者、ボランティア等について、次のような相談に応じています。

- (1) 地域の福祉活動について
- (2) ボランティア活動について
- (3) 福祉に関わる学習・体験学習について
- (4) 車いすの貸し出しについて
- (5) 高齢者、障害児(者)、ひとり親世帯等の仲間づくりや会活動について
- (6) ガイドヘルパーについて
- (7) かけはし(日常生活自立支援事業)
- (8) 生活福祉資金・貸付事業について
- (9) その他社会福祉全般について

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は直接来所してください。※地図は175～176ページにあります。

区社会福祉協議会（心配ごと相談所）

【相談場所、相談日時及び所在地】

相談場所	相談日時	郵便番号	所在地	電話	FAX
中区地域 福祉センター	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	730- 0051	中区大手町四丁目1-1 大手町平和ビル5階 (中区地域福祉センター内)	082- 249-3114	082- 242-1956
東区総合 福祉センター	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	732- 8510	東区東蟹屋町9-34 東区総合福祉センター4階	082- 263-8443	082- 264-9254
南区地域 福祉センター	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	734- 8523	南区皆実町一丁目4-46 南区役所別館3階(南区 地域福祉センター内)	082- 251-0525	082- 256-0990
西区地域 福祉センター	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	733- 8535	西区福島町二丁目24-1 西区地域福祉センター4階	082- 294-0104	082- 291-7096
安佐南区総合 福祉センター	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※弁護士相談(要予約) 第3水曜日 午後1時～午後3時	731- 0194	安佐南区中須 一丁目38-13 安佐南区総合 福祉センター5階	082- 831-5011	082- 831-5013
	※子育て・サークル相談 不定期 月1回 午前10時～午後2時				
祇園福祉 センター	※健康相談(まちの保健室) 第2・4水曜日 午後1時～午後3時	731- 0113	安佐南区西原 一丁目13-26	082- 874-9646	082- 874-9646
佐東老人 いこいの家	※健康相談(まちの保健室) 第1・3月曜日 午前10時30分～午後0時	731- 0103	安佐南区緑井 六丁目29-25	082- 879-7880	082- 879-7880
安佐北区総合 福祉センター	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	731- 0221	安佐北区可部三丁目19-22 安佐北区総合福祉センター4階	082- 814-0811	082- 814-1895
安芸区総合 福祉センター	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	736- 8555	安芸区船越南三丁目2-16 安芸区総合福祉センター3階	082- 821-2501	082- 821-2504

相談場所	相談日時	郵便番号	所在地	電話	FAX
佐伯区地域 福祉センター	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	731- 5135	佐伯区海老園 一丁目4-5 佐伯区役所別館5階 (佐伯区地域福祉 センター内)	082- 921-3113	082- 924-2349
湯来福祉 会館	※困りごと相談 月曜日、毎月 第2・4金曜日 午後1時～午後4時	738- 0601	佐伯区湯来町 大字和田333	0829- 83-0877 または 082- 921-3113	0829- 83-0195

【相談業務内容】

相談員等が、日常生活上の悩みごとや心配ごとの相談を受け、適切な助言・指導を行うと共に、専門的な事項については関係相談機関に紹介しています。

【実施主体】

各区社会福祉協議会（172 ページ参照）

【相談料】

無 料

【相談方法】

電話又は直接来所してください。

(市外局番：082)

中区社会福祉協議会
中区地域福祉センター内
TEL 249-3114 FAX 242-1956

大手町
平和ビル5階
(中区地域福祉センター内)

至紙屋町
平和大通り
中央郵便局
中区役所
市役所
国道2号
至瓜島港
市役所前バス停
市役所前電停

東区社会福祉協議会
東区総合福祉センター内
TEL 263-8443 FAX 264-9254

○二葉中学
東区役所
東区総合福祉センター4階

至二葉の里
愛宕町バス停
新幹線
JR島島駅
山陽本線
至府中町
至岡山
至海田
至比治山
至八丁堀
京橋川
猿猴川

南区社会福祉協議会
南区役所別館内
TEL 251-0525 FAX 256-0990

至瓜島駅
産業会館
至己斐
国道2号線
南区役所前バス停
至海田
京橋川
至紙屋町
南区役所
南区役所別館3階
皆実町
至瓜島港
県病院

西区社会福祉協議会
西区地域福祉センター内
TEL 294-0104 FAX 291-7096

至横川
至紙屋町
至己斐
福島町電停
福島生協病院
観音町電停
100m道路
西戦音町電停
至舟入
至庚午
太田川放水路
旭橋
至瓜島西へリポート
至瓜島バイパス
観音小学校前バス停
観音小学校
西区役所前バス停
西区役所
西区地域福祉センター4階
国道2号線

(市外局番：082)

安佐南区社会福祉協議会
安佐南区総合福祉センター内
TEL 831-5011 FAX 831-5013

The map shows the location of the Asa District South Welfare Association. It is situated on the Asa Line (アストラムライン) between the stations of Mizuho (至沼田) and Kōbe (至可部). The center is located on the 5th floor of the Asa District South Comprehensive Welfare Center (安佐南区総合福祉センター). Other nearby landmarks include the City Office (市営), Supermarket (スーパー), Ten Thousand Windows (万窓), and Hiroshima Bank (広島銀行). The map also indicates the location of the Asa District South Comprehensive Housing Center (安佐南区総合住宅福祉センター) and the JR Asa Line (JR可部線).

安佐北区社会福祉協議会
安佐北区総合福祉センター内
TEL 814-0811 FAX 814-1895

The map shows the location of the Asa District North Welfare Association. It is situated on the Asa Line (アストラムライン) between the stations of Kōbe (至可部) and Kōbe City (至広島市内). The center is located on the 4th floor of the Asa District North Comprehensive Welfare Center (安佐北区総合福祉センター). Other nearby landmarks include the Asa District North Police Station (安佐北区警察署), Asa District North Office (安佐北区役所), and the JR Asa Line (JR可部線). The map also indicates the location of the Asa District North Comprehensive Housing Center (安佐北区総合住宅福祉センター) and the JR Asa Line (JR可部線).

安芸区社会福祉協議会
安芸区総合福祉センター内
TEL 821-2501 FAX 821-2504

The map shows the location of the Anki District Welfare Association. It is situated on the JR Yamato Line (JR山陽本線) between the stations of Hiroshima (至広島) and Anki (至安芸). The center is located on the 3rd floor of the Anki District Comprehensive Welfare Center (安芸区総合福祉センター). Other nearby landmarks include the Anki District Office (安芸区役所), the Anki District Office Bus Stop (安芸区役所バス停), and the Anki District Office (安芸区役所). The map also indicates the location of the Anki District Office (安芸区役所) and the Anki District Office (安芸区役所).

佐伯区社会福祉協議会
佐伯区役所別館内
TEL 921-3113 FAX 924-2349

The map shows the location of the Saeki District Welfare Association. It is situated on the JR Saeki Line (JR五日市駅) between the stations of Saeki (至佐伯) and Saeki (至佐伯). The center is located on the 5th floor of the Saeki District Office Branch (佐伯区役所別館). Other nearby landmarks include the Saeki District Office (佐伯区役所), the Saeki District Office (佐伯区役所), and the Saeki District Office (佐伯区役所). The map also indicates the location of the Saeki District Office (佐伯区役所) and the Saeki District Office (佐伯区役所).

索引

あ

悪質商法相談電話	P.15
あっとホーム無料職業紹介所	P.42
あんしん(広島弁護士会 高齢者等財産管理センター)	P.156
Aアラノンメイプル広島グループ	P.84
A A 中四国セントラルオフィス	P.84
エソール広島相談事業	P.60

か

外国人相談窓口	P.165
ギャンマノン	P.18
G A 広島(ギャンブラーズ・アノニマス)	P.17
行政困りごとなんでも相談所	P.158
区社会福祉協議会	P.172
区社会福祉協議会(心配ごと相談所)	P.173
区役所建設部建築課	P.52
区役所厚生部生活課	P.66
区役所厚生部地域支えあい課	P.66
区役所厚生部福祉課	P.66
区役所市民部区政調整課	P.2
区役所市民部保険年金課	P.19
原爆被害者相談員の会被爆者相談センター	P.88
公共職業安定所(ハローワーク)	P.28
高次脳機能障害サポートネットひろしま	P.142
国税の税務相談	P.23
こころの電話	P.83
コスモス成年後見サポートセンター コスモスひろしま	P.108
子育てほっとライン広島	P.110

さ

財産管理サポートセンター	P.155
財春期ホットライン	P.122
児童アフターケアひかり	P.116
自動車事故対策機構	P.101
シニア電話相談	P.157
市民相談の日	P.3
市役所原爆被害対策部援護課	P.87
市役所市民相談センター	P.1
社労士成年後見センター広島	P.106
住宅金融支援機構中国支店	P.53
障害児等療育支援事業実施施設	P.135
障害者人権110番	P.137
少年サポートセンターひろしま	P.115
女性相談員による女性のためのなんでも相談	P.144
性被害ワンストップセンターひろしま	P.89
総務省行政相談センター きくみみ広島	P.159

た

男性相談員による男性のための電話相談	P.146
食べろう会	P.59
小さな一歩・ネットワークひろしま「こころのともしび」	P.86
中国経済産業局 消費者相談室	P.16
中国財務局 多重債務相談窓口	P.12
中国四国管区行政評価局 情報公開・個人情報保護総合案内所	P.163

中国税理士会成年後見支援センター	P.105
中途失聴者・難聴者相談	P.132

な

NA広島グループ(ナルコティクス・アノニマス)	P.77
ナラノセンター	P.77
難病対策センター	P.74
日弁連交通事故相談センター	P.103
日本貸金業協会広島県支部	P.5
日本司法支援センター広島地方事務所(法テラス広島)	P.6
日本クレジットカウンセリング協会広島相談室	P.9
日本損害保険協会 そんぽADRセンター中国	P.104
にんしんSOS広島	P.123
認知症の人と家族の会広島県支部	P.154
年金事務所	P.20
野宿労働者の人権を守る広島夜回りの会	P.58

は

ばあとなあひろしま(広島県社会福祉士会)	P.109
ハローワーク広島・広島東(学卒部門)	P.31
反貧困ネットワーク広島	P.58
ビザサポートセンター広島	P.169
ピピオ子どもセンター 特定非営利活動法人	P.59
広島いのちの電話	P.85
広島家庭裁判所	P.95
広島簡易裁判所 受付案内センター	P.97
広島県警察本部	P.90
広島県国民健康保険団体連合会	P.161
広島県社会福祉士会ホームレス支援委員会	P.57
広島県社会福祉人材育成センター	P.43
広島県若年性認知症サポータールーム	P.151
広島県障害者権利擁護センター	P.138
広島県生活センター	P.14
広島県西部こども家庭センター(婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター)	P.65
広島県宅地建物取引業協会	P.54
広島県地域生活定着支援センター	P.143
広島県地域包括ケア推進センター	P.152
広島県福祉サービス運営適正化委員会	P.162
広島県立総合精神保健福祉センター	P.79
広島県労働相談コーナーひろしま	P.49
広島公証人合同役場	P.164
広島市医療安全支援センター	P.76
広島市外国人市民の生活相談コーナー	P.167
広島市くらしサポートセンター	P.56
広島市こども療育センター	P.68
広島市視覚障害者情報センター	P.131
広島市視覚障害者福祉協会	P.130
広島市児童相談所	P.112
広島市重症心身障害児者相談支援センター「ほっと+いけあひろしま」	P.141
広島市シニア応援センター 無料職業紹介所(広島市社会福祉協議会)	P.39
広島市社会福祉協議会	P.170
福祉サービス利用援助センター(広島市社会福祉協議会)	P.171
広島市障害者相談支援事業所・広島市障害者基幹相談支援センター	P.139
広島市障害者虐待通報ダイヤル	P.136
広島市消費生活センター	P.13
広島市シルバー人材センター	P.40
広島市身体障害者結婚相談所	P.128

広島市身体障害者更生相談所	P.127
広島市青少年総合相談センター	P.113
広島市精神保健福祉センター	P.81
広島市西部こ包療育センター	P.70
広島市地域包括支援センター	P.147
広島市知的障害者更生相談所	P.129
広島市中小企業支援センター	P.50
広島市認知症患者医療センター（西部、東部）	P.150
広島市配偶者暴力相談支援センター	P.64
広島市発達障害者支援センター	P.134
広島市犯罪被害者等総合相談窓口	P.92
広島市暴力被害相談センター	P.93
広島市北部こども療育センター	P.72
広島市老人福祉施設連盟	P.153
ひろしま総合相談センター	P.35
広島司法書士会総合相談センター	P.100
広島修道院子ども・なんでも相談ステーション	P.111
広島障害者就業・生活支援センター	P.46
広島障害者職業能力開発校	P.45
広島新卒応援ハローワーク	P.32
広島断酒ふたば会	P.77
広島断酒ふたば会	P.84
広島地域若者サポートステーション「若者交流館」	P.37
ひろしまチャイルドライン	P.120
広島つくしの会（クレジット・サラ金被害者の会）	P.11
広島難病ピアサポート相談	P.75
広島被害者支援センター	P.91
広島ひきこもり相談支援センター	P.118
広島ファミリー相談室	P.62
広島弁護士会紙屋町法律相談センター	P.99
広島法務局人権相談所	P.94
ひろしま北部若者サポートステーション	P.38
広島マッック	P.78
広島みらい法律事務所「過払い・多重債務110番」	P.7
広島鯉城断酒会	P.84
広島わかものハローワーク	P.33
母子家庭等就業・自立支援センター	P.44

ま

マザーズハローワーク広島	P.34
街角の年金相談センター広島	P.22
もみじの会 KHJ全国ひきこもり家族会連合会広島支部	P.119

や

ヤングテレホン広島	P.121
ユーストピア安佐 勤労青少年ホーム	P.125
ユーストピア佐伯 勤労青少年ホーム	P.126
ユーストピア中央 勤労青少年ホーム	P.124

ら

楽らくゼミナール	P.119
リーガル・サービス・センター	P.8
リーガルサポートひろしま（広島司法書士会）	P.107
レディーステレホンサービス	P.145
ろうあ者専門相談室	P.133
労働基準監査署	P.47

暮らしの道しるべ

昭和58年 5月	第1版発行
昭和62年 3月	第2版発行
平成2年 10月	第3版発行
平成5年 2月	第4版発行
平成5年 5月	増刷
平成7年 3月	第5版発行
平成9年 2月	第6版発行
平成10年 11月	第7版発行
平成12年 10月	第8版発行
平成14年 10月	第9版発行
平成16年 11月	第10版発行
平成18年 12月	第11版発行
平成20年 12月	第12版発行
平成23年 3月	第13版発行
平成24年 12月	第14版発行
平成27年 1月	第15版発行
平成29年 3月	第16版発行
平成31年 1月	第17版発行
令和3年 3月	第18版発行

編集発行

社会福祉法人 広島市社会福祉協議会

〒732-0822 南区松原町5番1号

広島市総合福祉センター内

(BIG FRONT ひろしま6階)

電話 082-264-6404 (地域福祉推進課 事業係)

株式会社デルタプリント

印刷

